

保存資料

婦人労働調査資料 第6号

病院診療所の看護婦

—労働実態調査報告—

労働省
婦人少年局
婦人労働課

労働省婦人少年局

病院診療所の看護婦

—労働実態調査報告—



敵艦香の迎撃通敵録

—告騰査陽意実備費—



は し が き

婦人に知識的な職業の道がひらけてこのかた、看護婦は女教員と共に婦人の適職として最も古い歴史をもち、他にいろいろの新しい職業が発達した今日でも、あいかわらず重きをなしています。しかしそれほど古い歴史と重要さにかかわらず、その地位や労働状態について世間の関心は案外うすく、今までそういう問題についての科学的な調査はおこなわれませんでした。

日本の現状では看護婦の需要は年間七万五千となつていますが、その不足は甚しく、看護婦の労働保護のため必要な最低限度の規定さえ守られず、手不足のため労働時間が長くなり、休日や休憩時間の規定も無視されがちで、甚だ恵まれない待遇のもとにおかれている者が多く、過労から病に倒れる者も少なく、この貴い仕事に長く留まることを不可能にする悪い条件がはびこつています。

ナイティンゲールの伝記で知られるように、看護婦は特志の婦人の奉仕から起つたものではありませんが、今日では専門の教育を必要とし、一定の資格をもつ技術者であり、労働者であります。それは人間の命をあずかる大切な仕事であり、献身的なサービスを必要とするだけに、看護婦その人の健康や労働状態が充分に守られ、技術や教養を高めることのできる生活が保障されなければなりません。白衣の天使として口先でだけあがめたえられ、只の人間として、労働者としての生活を無視され犠牲にされるようでは、肝心の貴い使命をはたすこともできず、病人のためにもよい結果はえられません。

婦人少年局でおこないましたこの調査が労働者としての看護婦の地位を確立し、それを改善し向上させる上にも役に立つことができることを望んでやみません。なお出版に際しこの調査に御協力下さいました厚生省医務局の方々にあつくお礼申し上げます。

1951 年 3 月

労働省婦人少年局長 山 川 菊 栄

目 次

序 論	頁 1
——調査の概要——調査の目的——調査の対象、時期及び方法——	
各 論	8
第一部 女子労働者としての看護婦	8
第一章 病院診療所の労働力中にしめる看護婦の位置	8
——男女労働力中における看護婦——男女の職種——規模別看護婦数—— 看護婦の職種——看護婦の配置数——看護婦の欠勤率——	
第二章 看護婦の労働者としての特性	16
——年令——勤続年数——経験年数——所有資格と専門教育の程度——学 歴年数——住込寄宿数——出身府県——家計補助状況——家の職業——配偶関 係——扶養家族数及び子供の数——	
第二部 看護婦の労働条件	33
第一章 看護婦の労働時間	33
——勤務時間の形態と夜勤——拘束時間——休憩時間——休日——実働時 間——年次有給休暇——生理休暇——	
第二章 看護婦の給与	52
——給与制度——現金給与——現金以外の給与——	
第三章 その他の労働条件	72
——看護婦と雑用——停年制——	
第三部 看護婦のための諸施設	74
第一章 看護婦の生活施設	74
——給食施設——入浴施設——	
第二章 看護婦の教養娯楽施設及び運動施設	80
——教養娯楽施設——運動施設——	
第四部 看護婦の宿舍	84
第一章 看護婦の宿舍の施設	84
——宿舍の形態——居室の廣さ——居室の床——暖房——照明——	

第二章 宿舍における看護婦の日常生活の秩序と自由	86
——起床就寝時刻——外出・外泊・面会・通信の手続——宿舍規則——宿 舎の経費——	
第三章 看護婦宿舍の管理人	88
第四章 看護婦宿舍の自治制度	89
——自治組織の形態——自治組織の会議と役員——	
第五部 病院診療所の労働組合	91
第一章 病院診療所における労働組合結成状況	91
——労働組合結成率——看護婦の組合加入状況——	
第二章 病院の労働組合の実状	92
——結成年度——上級組織加盟状況——組合規約——労働協約——組合員 ——組合の役員——婦人対策機関——組合費——	

統計表目次

第 1 表 府県別調査事業場数	6
第 2 表 規模別経営形態別調査事業場数	6
第 3 表 調査病院診療所の診療科目	6
第 4 表 調査病院診療所の創立年度	7
第 5 表 調査病院診療所の看護婦養成所の有無	7
第 6 表 調査事業場における在籍男女労働者数及び看護婦数	7
第 7 表 男女別労働者数及び看護婦数	8
第 8 表 病院診療所の規模別男女別職種別労働者数	10
第 9 表 病院診療所の主な職種における男女の割合	10
第 10 表 診療所規模別看護婦数	11
第 11 表 病院規模別看護婦数	11
第 12 表 看護婦の職種別人数	12
第 13 表 「現在外來ですか、病棟勤務ですか」に対する看護婦の回答数	13
第 14 表 調査前日における在籍外來看護婦の一人當り外來患者数	14
第 15 表 調査日における在籍病棟看護婦の一人當り入院患者数	14
第 16 表—A 入院患者に対する附添人数別事業場数	14
第 16 表—B 勤務時間単位別、附添人数別、病棟看護婦一人當り入院患者数	15
第 17 表 看護婦の欠勤率	15
第 18 表 規模別男女別看護婦地位別平均年令	16

第 19 表 年令階級別看護婦及び男女別労働者数及び平均年令	17~18
第 20 表 看護婦の地位別年令階級別人数及び平均年令	19
第 21 表 勤続年数別看護婦及び男女別労働者数及び平均勤続年数	20
第 22 表 規模別看護婦及び男女別平均勤続年数	21
第 23 表 病院診療所の勤続年数別看護婦及び男女別労働者数	21
第 24 表 看護婦地位別勤続年数別人数及び平均勤続年数	23
第 25 表 看護婦及び男女別年間異動率	23
第 26 表 病院診療所の看護婦としての経験年数別人数	25
第 27 表 「今の職業を一生続けたいと思いますか」についての看護婦の回答数	25
第 28 表 病院診療所別看護婦の現在持っている資格別人数	26
第 29 表 病院診療所別看護婦の資格をとつた方法	27
第 30 表 看護婦の学歴年数別人数	27
第 31 表 看護婦の通勤・寄宿・住込別人数	28
第 32 表 病院診療所の看護婦出身都府県	29
第 33 表 看護婦の家計補助の有無	30
第 34 表 看護婦の家計補助額	30
第 35 表 看護婦の家の職業	30
第 36 表 看護婦の配偶関係	31
第 37 表 「学令前の子供又は学童を持っていますか」に対する看護婦の回答数	31
第 38 表 規模別病院診療所の看護婦及び男女労働者の扶養家族の有無	32
第 39 表 病院診療所の看護婦及び男女労働者の扶養家族の人数別分布	32
第 40 表 看護婦の深夜業の有無	33
第 41 表 看護婦の深夜業回数	34
第 42 表 「夜勤中はすつと起きていますか」に対する看護婦の回答	34
第 43 表 病院診療所の看護婦の夜勤の有無	34
第 44 表 夜勤のある病院診療所の夜勤形態（事業場数）	35
第 45 表 看護婦の夜勤状況	39
第 46 表 看護婦の宿直の回数	39
第 47 表 病棟勤務の看護婦の受持患者数	40
第 48 表 看護婦の拘束時間	40
第 49 表 病院看護婦と事務職員の拘束時間の比較	41
第 50 表 病院診療所の看護婦の始業時刻	41
第 51 表 病院診療所の看護婦の終業時刻	42
第 52 表 病院の事務と看護婦の始業時刻	42
第 53 表 同 上 終業時刻	42

第 54 表	宿直の就寝時刻	43
第 55 表	休憩時間の分布	44
第 56 表	看護婦の休日数	45
第 57 表	「先月は何日休みをとりましたか」に対する看護婦の回答	45
第 58 表	看護婦の休日数（事業場数）	46
第 59 表	病院の看護婦と事務の休日数	47
第 60 表	病院看護婦の一日及び一週平均労働時間	48
第 61 表	N病院の看護婦、事務の一日実働時間	48
第 62 表	看護婦の年次有給休暇の規定	49
第 63 表	生理休暇の規定の有無	50
第 64 表	生理休暇日数	50
第 65 表	生理休暇の請求の手続先	51
第 66 表	「生理休暇はとれますか」についての看護婦の回答	51
第 67 表	経営形態別給与体系の区分の有無	52
第 68 表	規模別給食状況	53
第 69 表	各賃金項目別決定基準の有無	54
第 70 表	看護婦初任給の決定基準	55
第 71 表	診療所看護婦の初任給決定者	55
第 72 表	看護婦の初任給（住込み食事付き）	56
第 73 表	看護婦の初任給（通勤・自炊・食費を支払う場合）	56
第 74 表	看護婦と事務の初任給比較	56
第 75 表	病院看護婦の昇給の時期	57
第 76 表	看護婦の1年の昇給額（初任給と勤続一年後の差）	57
第 77 表	看護婦の早出残業手当の規定	58
第 78 表	宿直及び深夜労働手当の規定	58
第 79 表	看護婦の深夜労働手当の規定	59
第 80 表	看護婦、医師、事務の宿直手当の額	59
第 81 表	休日労働手当の有無	60
第 82 表	休日労働手当の規定	60
第 83 表	病院診療所の看護婦及び男女労働者の現金給与月額別分布	63
第 84 表	看護婦地位別規模別平均月額給与	63~64
第 85 表	病院診療所の看護婦及び男女別経営形態別平均月額給与	64
第 86 表	東京神奈川その他県別看護婦の給与月額別分布及び平均月額給与	66
第 87 表	病院診療所の看護婦及びその他の男女労働者の年令階級別平均給与月額	67
第 88 表	病院診療所の看護婦及びその他の男女労働者の勤続年数別平均給与月額	68

第 89 表	看護婦及び全産業女子労働者の勤続年数別賃金格差比較	69
第 90 表	看護婦の推定給与月額	71
第 91 表	看護婦の食事以外の実物給与の有無	71
第 92 表	看護婦の実物給与の見積価格	72
第 93 表	使用者のお使（私用）、家事をしている看護婦数	72
第 94 表	看護婦の停年制の有無	73
第 95 表	炊事場の位置	74
第 96 表	炊事従業員の被服	74
第 97 表	食器消毒設備の有無	75
第 98 表	炊事場の防蟻あみ戸	75
第 99 表	看護婦の食堂の有無	75
第 100 表	看護婦の食堂の位置	75
第 101 表	病院看護婦の食堂専用手洗所の有無	75
第 102 表	病院規模別看護婦の食事の1日の熱量と蛋白質	76
第 103 表	看護婦の1週間分の献立名（材料を記録しているもの）	76~78
第 104 表	看護婦の食費総額及び労資の負担率	78
第 105 表	看護婦の使う浴室の有無	79
第 106 表	看護婦の使う浴室の利用者	79
第 107 表	看護婦の入浴回数	80
第 108 表	看護婦の教養娯楽施設の種類の数別事業所数	80
第 109 表	看護婦の教養娯楽用具の種類の数別事業場数	81
第 110 表	看護婦の教養娯楽行事の種類の数別事業場数	81
第 111 表	看護婦の運動施設の種類の数別事業場数	81
第 112 表	看護婦の運動施設	82
第 113 表	看護婦の運動用具の種類の数別事業場数	82
第 114 表	看護婦の運動行事の種類	82
第 115 表	看護婦の運動行事の種類の数別事業場数	83
第 116 表	看護婦の宿舍の形態	84
第 117 表	看護婦の1人當り畳数別宿舍数	84
第 118 表	看護婦の居室の床の種類	85
第 119 表	暖房設備の有無	85
第 120 表	居室の暖房の種類	85
第 121 表	暖房の費用負担者	85
第 122 表	照 明	85
第 123 表	看護婦の起床時刻	86

第124表	看護婦の就寝時刻	86
第125表	門限	87
第126表	宿舍規則のあるもの	87
第127表	宿舍管理人の本務名	88
第128表	自治制度実施年月	89
第129表	労働組合のある病院診療所数	91
第130表	「労働組合に加入していますか」に対する看護婦の回答	91
第131表	労働組合結成年度	92
第132表	組合員数	93
第133表	男女別役員数	93
第134表	役員任期	94
第135表	組合長の職場における地位	94
第136表	副組合長の職場における地位	94
第137表	婦人対策機関の有無	95
第138表	婦人対策機関の役員数	95
第139表	組合費	96

統計図表

第1図	病院診療所規模別男女別労働者数及び看護婦数の割合	9
第2図	病院診療所の男女別職種比較	9
第3図	病院診療所の主な職種における男女の割合	11
第4図	看護婦の年齢階級別分布	17
第5図	看護婦の地位別年齢別累積分布	18
第6図	看護婦と男女別勤続年数別累積分布	20
第7図	看護婦の地位別勤続年数別累積分布	22
第8図	病院診療所の看護婦の経験年数別累積分布	24
第9図	三交代、二交代、宿直の時間割例	35～38
第10図	病院診療所の規模別看護婦給食状況	53
第11図	看護婦及び男女労働者の現金給与額別累積分布図	61～62
第12図	病院診療所看護婦の平均月額給与と他の職種の男女との比較	65
第13図	看護婦の東京神奈川その他の県別平均月額給与	65
第14図	病院診療所看護婦及び男女別年齢別平均賃金格差の比較	68
第15図	病院診療所看護婦及び男女労働者の勤続年数別賃金格差の比較	69
第16図	病院診療所の看護婦及び男女労働者の給食費負担の状況	70

第17図	看護婦の推定給与月額	71
------	------------	----

附 録

I	統計表
II	病院就業規則及び賃金規則例
III	病院寄宿舍規則及び自治会規約例
IV	調査票

序 論

I 調 査 の 概 要

この調査の詳細にわたつて説明する前に、読者の便宜のためにその概要を記しておこう。

看護婦の仕事は、有志の婦人の奉仕によつて起つたことは衆知の事であるが、現在では、一部特志家の奉仕のみでは大きな社会的需要を到底充すことができなくなつており、廣く労働市場から人を求めることが必要となつてゐる。従つてその労働条件を明らかにし、看護婦の労働者としての立場を確立させることが、また必要でもあるわけである。それを目的としたこの調査の結果、大体次のことが見出された。

第一部 女子労働者としての看護婦

病院診療所の従業員中、女子は約 60 % で、その大部分は看護婦である。医療法によると、外來では診療科別に患者 30 人に看護婦 1 人となつてゐるが、外來に配置されている看護婦は通算して平均約 16 人の患者に責任を持つてゐるにすぎない。しかし、病棟においては、在籍看護婦 1 人當り在院患者数は、三交替制実施病院では約 4.4 人、宿直制実施病院（又は診療所）では平均約 8 人で、後者の場合は医療法の規定平均 4 人を遙かに上まわつてゐる。ただし、宿直制のところでは、附添人ある患者が約半数で三交替制実施の病院の 2 割より多い。しかし、看護婦の欠勤率は平均 5.4 % であり又、勤務時間によつて看護婦は分けて配置されるから、実際に病棟に働く看護婦数は上述よりずつと少くなる。即ち、三交替、及び宿直いずれの場合も日勤看護婦は 1 人當り患者数平均約 9 人、夜勤（宵番、明番又は宿直）看護婦 1 人當り患者数約 30 人となる。

看護婦は、病院診療所の従業員中、比較的年令の低いグループに属し、平均年令は 23 才で、一般の女子労働者（1949 年 10 月、労働統計調査部調）の平均 23.8 才よりやや低く、約半数は 20 才乃至 24 才の間に集結してゐる。しかし、この中、婦長は特異な存在で平均年令は 35 才である。

看護婦の経験年数は割合長く、5 年以上の経験者が 45 % もあるが、一カ所における勤続はそれ程でなく、その 80 % 以上が 5 年未満勤続者であり、平均勤続年数は 2 年 9 月で一般女子労働者 3 年 2 月より（前掲）短い。ただし、婦長の平均は 8 年 2 月である。

看護婦の資格のない看護婦見習は総看護婦数の 7.5 % である。資格所有者は半数以上が看護婦の資格のみを持つもので看護婦の他に助産婦資格を併せて持つものこれにつぐ。看護婦の大部分は 2 年制の養成所を出て無試験検定を受けてゐるが概して大きな病院には高い専門教育（看護婦の）を受けたものが多く、診療所には正規の教育を受けず検定によつて資格をかくとくしたものが多し。

病院看護婦（ベッド 20 以上）は大部分（87 %）が、附設の寄宿舍、又は経営者の提供する一定の居室に住んでゐる。しかし、入院施設のない診療所の看護婦の 30 % が通勤してゐる。

この調査対象となつた関東、東北の病院診療所の看護婦は、大体事業場所在県内の出身が多く、その他のものも近県から來てゐる。ただ、東京は特異な地域で都内出身はわずかで、近県及び東北、信

越地方の他、ほとんど全国から集っている。

これ等看護婦の半数は農家出身者であり、未婚者が圧倒的に多い。(93%) その点製米工場の女子労働者(約60—70%、農家出身)に近いが、家計補助をしているものは約20%で、製米工場(54%)にくらべると少い。子供のあるものもわずか2.3%、扶養家族を有するもの2.7%で非常に少い。

第二部 看護婦の労働条件

患者収容施設ある病院診療所の看護婦には深夜業を必要とする場合が多い。(252中105事業場)しかし、その夜の勤務のために交替制を実施している所は13%で大半は宿直制をとっている。ただ看護婦の宿直は、じゆん環回数、起される度数、受持患者数からみても三交替制の宵番、明番のそれに近いと云うのが特色である。

看護婦の晝の勤務の拘束時間は、一般に事務職員よりも長い、特に、交替制、宿直制をとつておられない診療所では始業も早く(午前6時30分以前25%)終業も午後7時以後に及ぶものが約25%ある。しかし、これに夜間の勤務も考慮に入れると、宿直制をとっている事業場は、日勤の一部の看護婦が宿直をしてのこる場合が普通であり、この場合は拘束は24時間となる。宿直の場合は床に入るのは大体午後10時から11時の間である。

看護婦は仕事の性質上、休憩時間の実施が困難な場合が多く、一日の休憩時間30分に満たないものが約40%もあり、1時間乃至それ以上の休憩をとっているものは30%にすぎない。又、休日を、調査前一月の実状でみると、全く休日のないもの7%、これも含めて1月4日以上の日を休められていないものが約40%ある。これは特に、診療所において著しい。又、規定があつても、1ヵ月4日以上の日が確立されている病院診療所は約半数にすぎず、全くない所が22%もある。又、1ヵ月2日又は2週1回17%、1ヵ月1日5%で、この状況はベッドある診療所及び小さい病院(ベッド49以下)において劣悪である。

診療所の看護婦の実働時間は手待ち時間があるために、はつきりしない所が多い。病院看護婦の実働時間を看護婦の回答によつてみると調査前1週間の平均実働時間は55.4時間であるが、病院看護婦はこれより長く56.2時間となつてゐる。休日、休憩の少いこと、夜勤のあることが、実働時間を長くしていることは明らかである。

又、年次有給休暇についても、大きい病院では労働基準法に近い規定がととのつてゐるが、私立の診療所では、慣習的に盆暮に適宜与えたと云つたところが多く、全く与えていない所も多い。

生理休暇についても労働協約や就業規則などではつきり規定している事業場は約4分の1である。殊に小さい病院(ベッド49以下)や診療所では、規定のない所がむしろ多い。しかも、これを請求する場合はほとんどない。(看護婦在籍3,207人中1人である。)看護婦に対して「生理休暇はとれますか」と質問した結果、「全くとれない」13%、「取りにくい」と答えたものが25%であつた。

看護婦の給与体系に特筆すべきことは、大きな病院では比較的分化した給与体系を持ち、食事を給与して看護婦から食費を徴収する場合が多いが、小さい病院や診療所では分化した給与体系なく、住込み食事付きで月給何円と一本立てきめているのが普通である。

看護婦は早出残業、深夜業を必要とする場合が多いにかかわらず、その規定が確立されていない病

院診療所が多く、殊に私立においてはつきりしていない。従つてその手當の実施も保証されていない。

調査対象となつた看護婦の現金給与月額平均は1950年2月現在で、

- (1) 通勤、自炊又は食費を自己負担の場合は5,754円
- (2) 住込み食事付きの場合は2,644円

である。

しかし婦長は一般看護婦より平均40%約高く、見習看護婦は一般看護婦より約50%低い。

又、事業場の規模の大きい看護婦の給与はよく、かつ私立は最も低く、公立病院が最も高い。

病院、診療所における看護婦の、医師もふくめた男子の給与額に対する率は約58%であるが、當時(1950年2月)の全産業における女子の男子に対する率(45%)より高率である。

看護婦の給与は年令の増加と共に増加し、50才以上に達すると18—19才の平均給与額の2倍に達する。一般の女子労働者が40—49才において最高になつても18—19才の1.4倍になるのと比べると年令による格差が大きい。

勤続6ヵ月未満を看護婦の初任給と考えると、その平均給与月額は

- (1) 通勤、自炊又は食費自己負担の場合4,805円
- (2) 住込み食事付の場合は2,245円

である。

これが(1)の場合では4年後に1.3倍、15年—20年で2倍、20年以上で2.3倍となり、10,866円となる。

経営者の食費負担額を考慮に入れると看護婦の平均推定給与月額は

- (1) 食費自己負担の場合5,485円
- (2) 住込み食事付きの場合4,856円

となる。

診療所の看護婦の場合は、看護婦としての仕事の他に使用者の家事や、お使に使われるものが約20%ある。

第三部 看護婦のための諸施設

看護婦の食事を作る場所や、食事をとる場所は病菌に汚染され易い場所であるに拘らず、防蝕の設備や、炊事人のはきもの、食事前の手洗の設備などの備つていない病院が相当多い。

病院でも看護婦の食事の(診療所については調査困難であつた。)栄養価の計算をしている所は73中22にすぎない。参考までに、その少い事例によつて看護婦の食事の栄養価をみると、1日2,000乃至2,300カロリー、蛋白質85乃至86グラムで調査に近い1950年5月の全国女子中等度作業者の平均(厚生省国民栄養調査)は21才—30才で2,135カロリー、蛋白質68.6グラムと比較してそん色ない。献立も比較的变化があり、動物性蛋白質も1週間中5日以上1日1回与えられているのがこの事例の中では普通である。

看護婦食費の1人当り平均額は事業場の規模によつて異なるが

- (1) 看護婦が食費負担する事業場1,700円前後

(2) 全額使用者負担の事業場 2,200 円 前後
となる。

(1) の場合、看護婦の支払う額は平均 1,100 円乃至 2,100 円で事業場の規模が大きい程低い。
看護婦の入浴施設は大部分の病院では附設されているが、診療所にはない所が半数近くある。施設のある所では 1 週 3 回以上入浴する所が過半数 (60%) である。

病院診療所においては看護婦のための教養娯楽施設は乏しく、ベッド 50 以上の病院でも全くない所が 40 % もある。なお、教養娯楽道具としては、ラジオ、ミシン、蓄音器、生花道具などが最も普通のものである。

運動施設は小さい病院にはほとんどなく、ベッド 50 以上の病院でも約 6 割にあるにすぎない。テニス、バレーボールのコートなどが一般的なものである。

第四部 看護婦の宿舎

ベッド 50 以上の病院では大半 (47 中 36) が、独立の看護婦寄宿舍を持つているが、小さい病院ではむしろ事業場内の一部を看護婦の宿舎とするか、経営者の住居内に看護婦を住込めせると云つたものが多い。診療所は、勿論全部後者に属する。

居室の広さは、半数以上は 1 人當り 3 畳以上であり、診療所の方が広さによゆうがある。大部分は畳敷であるが、板張りの上にうすべりをしいて、じかに寝起きしている所もあつた。冬の暖房は大部分が火鉢又はコタツであり、費用は使用者が負担する場合が大部分 (90%) である。燈火の明るさが労働基準法の規定の照度より暗い宿舎は総数の 15 % である。

病院の看護婦寄宿舍の生活についてみると、大きい病院では外出、外泊は大体婦長に届出ることになつており、小さい病院では院長に届けることになつている場合も約 $\frac{1}{3}$ ある。使用者側の許可を必要とするのは、外出より外泊の場合に多く、外出では 80 宿舎中 34 であるが、外泊では 50 宿舎で許可を必要としている。大部分の病院は門限をきめているが、大体午後 10 時以前となつている。面会、通信は大方自由である。

寄宿舍規則を制定しているのは宿舎の半数以下である。多くの病院看護婦の宿舎では職場の長たる婦長が宿舎の管理に當つている。

自治組織と云われるものは 80 宿舎中 24 に組織されている。しかしこの中集会も持たず、役員のはつきりしないものや、親睦会的な自治会が約半数をしめる。又、その他の場合でも婦長 (経営者側の宿舎管理人) がその組織の委員長或いは、顧問などになつている場合が多い。従つて自治会議で看護婦業務に関する審議がなされたりする場合もある。

第五部 病院、診療所における労働組合結成状況

診療所にはほとんど労働組合が結成されておらず、病院でも労働組合のあるのは半数にみたない。中でも私立病院は最も組織率低く 40 中わずかに 2 病院に労働組合が結成されている。

病院看護婦は 56 % が組合に加入しているが、診療所では 315 人中 9 人が組合員であるにすぎない。

病院診療所の労働組合は 33 中 30 が 1948 年に結成されており、一般の労働組合の 51 % が 1946 年に結成されたのと (労働統計調査部、1950 年 6 月調) くらべるとかなり遅れて結成されている。

組合のある病院の中にも、看護婦全員が組合に加入せぬものや看護婦の 6 割以上が加入せぬものがある。

役員を選出率は男子 2.2 %、女子 0.4 % である。役員中、組合長は全部男子であるが副組合長、執行委員には女子が出ている。女子の副組合長は婦長が大部分である。婦人対策機関は 33 中 11 にあるにすぎず、これを持たぬ組合でもその必要性を感じている場合は少い。

II 調査の目的

この調査では、病院や診療所に常時雇われている看護婦について、その労働条件、労働環境、宿舎の生活、労働組合の活動などを総合的に分析するのを目的とした。

看護婦は従来からほとんど婦人の独占的職業であり、その数からみても、女子労働力の中に重要な地位をしめている。厚生省の推計によると、1949 年 11 月現在の病院や診療所に雇用されている看護婦数は約 75,000 である。当時、雇用女子労働者中、第一位をしめていた紡績女子労働者は約 95,000 であるが、看護婦もこれと比して劣らぬ重要な婦人労働の一つである。

看護婦はもと有志の婦人の奉仕から発生した職業であり、人命をあずかると云う社会的使命が重視されると云うこともあつて、労働婦人としての認識が自他共に充分でないうらみがある。しかし、昭和 26 年度には年間 75,000 余の看護婦が必要されており、一部特志家の奉仕のみによつては、この大きな社会的要求を充つことは到底不可能である。ここに看護婦のために労働条件を適正にして、優秀な労働婦人としての看護婦を確保することが必要となつてくる。病院や診療所が労働行政の対象となつたのは戦後であり、ここに働く看護婦にも初めて労働基準法が適用されて、労働者として法的な位置が確立された。

併しその労働の形態は人命をあずかつている関係上一般工場の女子労働とは非常にちがつた特質を持つている。たとえば

- 1) 晝夜の区別なく年中継続されねばならない業務であり、深夜業をさけることができない場合が多いこと。
- 2) 場所、時によつて閑忙の差が多く手待ち時間がはさまるために労働時間が明確でないこと。
- 3) 突発的に非常勤務のあること。
- 4) 病菌におかされるおそれのあること。

などがそれである。そのために、労働保護の面から工場労働者とはちがつた問題があるが、その実状を明らかにした資料は殆ど見出せない。この看護婦の労働の実状を調査した結果を分析し、當局の基礎資料とすると同時に、関係各位の参考資料とすることが、この調査の目的である。

註 1) 医療法の分類によると、ベッド 20 以上の設備あるものを病院とし、ベッド 20 未満及ベッドないものを診療所とする。私立の医院もこの分類によつて、ここでは病院と診療所と云うことにする。

註 2) 病院、診療所に常時雇用されているものの他に、自営のもの派出されるものなども含まれる。

註 3) 日本紡績協会の調査により、綿紡績工場に雇用されるもの、工具の他に多少の看護婦や事務も含まれている。

註 4) 厚生省、看護婦必要数算出基礎資料による。入院及び外来患者見込数より推計した結果である。

Ⅲ 調査の対象時期及び方法

この調査は比較的文化の高い地域として関東地方、これと対照的な地域として東北地方をえらび、その中から病院 83 (ベッド 20 以上の 7.4%) 診療所 169 (ベッド 20 以下及びベッドなしの診療所の 1.4%) を規模別、経営形態別、診療科別に抽出した。第 1 表から第 5 表までに対象事業場数をしめした。この事業場に 1950 年 2 月末日現在、在籍していた労働者数は第 6 表の通りである。

第 1 表 府県別調査事業場数

1950年2月 婦人少年局調						
府県別	規模別	総数	ベッド数 0	19以下	49以下	50以上
総数		252	52	117	35	48
青森		11	2	4	2	3
岩手		17	2	8	3	4
宮城		17	1	11	3	2
秋田		9	2	5	—	2
山形		14	1	4	5	4
福島		13	4	4	2	3
茨城		14	2	9	1	2
栃木		9	1	5	1	2
群馬		10	2	3	3	2
埼玉		11	3	5	1	2
千葉		21	6	7	3	5
東京		72	21	32	7	12
神奈川		34	5	20	4	5

第 2 表 規模別、経営形態別調査事業場数

1950年2月 婦人少年局調						
規模別	経営別	総数	官国立	公立	私立	その他
総数		252	11	14	186	41
ベッド数 0		52	0	2	41	9
19以下		117	0	5	105	7
49以下		35	1	1	27	6
50以上		48	10	6	13	19

註 1) 官国立とは国立と官立の事業場をさす。「国立」は厚生省医務局で直接管理をしているもので、「官立」とは厚生省以外の各省の管理しているものをいう。
2) 公立とは都道府県市町村又はその連合体が管理しているものをいう。
3) 私立とは医師が個人的に開設しているものをいう。
4) その他とは上記 1) 2) 3) 以外のもので日本赤十字会等財団法人農業協同組合の事業場を含む。

第 3 表 調査病院診療所の診療科目

1950年2月 婦人少年局調						
		総数	ベッド数 0	ベッド数 19以下	ベッド数 49以下	ベッド数 50以上
総数		252	52	117	35	48
総合病院		41	—	—	67	34
内科	計	84	32	43	6	3
	小内科(小児科)	70	29	32	6	3
	内科産婦人科	11	2	9	—	—
	内科泌尿科	3	1	2	—	—
外科	計	39	—	28	10	1
	小外科(整形)	22	—	14	8	—
	外科産婦人科	9	—	8	1	—
	外科泌尿科	8	—	6	1	—
内科・外科	計	71	18	34	9	10
	小内科・外科	19	6	8	3	2
	内科・産婦人科	17	1	9	—	—
	内科・外科	9	1	7	—	—
	その他	26	10	10	3	3
その他		17	2	12	3	—

第 4 表 調査病院診療所の創立年度 1950年2月 婦人少年局調

	総数	昭和	大正	明治	不明
総数	252	195	30	19	8
ベッド数 0	52	41	6	2	3
ベッド数 19以下	117	97	11	5	4
ベッド数 49以下	35	31	3	1	—
ベッド数 50以上	48	26	10	11	1

第 5 表 調査病院診療所の看護婦養成所の有無

1950年2月 婦人少年局調						
	総数	あり			なし	
		甲	乙	旧		
実数	総数	252	7	11	5	229
	ベッド数 0	52	—	—	—	52
	ベッド数 19以下	117	—	—	—	117
	ベッド数 49以下	35	—	—	—	35
	ベッド数 50以上	48	7	11	5	25
%	総数	100	2.8	4.4	2.0	90.8
	ベッド数 0	100	—	—	—	100
	ベッド数 19以下	100	—	—	—	100
	ベッド数 49以下	100	—	—	—	100
	ベッド数 50以上	100	14.6	22.9	10.4	52.1

第 6 表 調査事業場における在籍男女労働者数及び看護婦数

1950年2月 婦人少年局調			
	男	女	看護婦
総数	3,121	4,804	3,228
ベッド 0	21	95	81
ベッド 19以下	64	312	274
ベッド 49以下	183	340	242
ベッド 50以上	2,853	4,057	2,631

註 1) 1950年2月の賃金支払日における在籍人員である。
2) 看護婦数を含む。

調査は、各地方駐在の婦人少年局職員が各事業場を訪問し、(1)面接、(2)視察、(3)事業場備付の諸帳簿からの転記、(4)看護婦自身の質問書回答記入等の方法で、1950年3月に実施された。調査票は次の5種からなり、その各々の調査方法と調査期日は次の通りである。(附録、調査票参照)

様式 A、個人別調査票、(賃金台帳、出勤簿、労働者名簿、身上調書等事業場備付の労働者個人の記録から必要事項を転記する。調査期日は、1950年2月の最終の賃金締切日現在とする。被調査者は次の割合によつて、任意抽出法により、看護婦 2,793 人、看護婦以外の女子 815 人、男子 1,462 人を抽出した。

看護婦は 300 人以下全数、301 人以上 $\frac{1}{3}$

看護婦以外の女子及び全男子は

100 人以上……全労働者 301 ~ 500 人…… $\frac{1}{3}$ 1,000 人以上…… $\frac{1}{10}$
101 ~ 500 人…… $\frac{1}{2}$ 501 ~ 1,000 人…… $\frac{1}{5}$ とした。)

様式 B、質問調査票、(看護婦自身の無記名回答、調査当日在勤の全看護婦、2,769 人)

様式 C、事業場訪問記録票、(主として経営者との面接、視察及び経営者側の提供する資料により事業場に関する調査。)

様式 D、看護婦宿舎訪問記録票 (経営者、看護婦長、看護婦、寄宿舍自治会役員等に面接し、又、視察をした。調査当日。)

様式 E、労働組合訪問記録票、(事業場に労働組合が結成されている場合、組合長及び役員、婦人部長等と面接。調査当日。)

各 論

第 一 部

女子労働者としての看護婦

第一章 病院診療所の労働力中にしめる看護婦の位置

——男女労働力中における看護婦——男女の職種——規模別看護婦数——看護婦の職種——
——看護婦の配置数——看護婦の欠勤率——

I 男女労働力中における看護婦

調査した病院及び診療所に雇用されている労働者中看護婦をふくむ女子のしめる割合は約60%である。しかし特に事業場の規模が小さいほど女子の割合が多いと云う傾向がみられ、診療所では労働者の80%以上が女子である。これは、主として、男女労働力中にしめる看護婦の割合に左右されているものであり、診療所では看護婦がその約70%をしめているが、ベッド数が多くなるほどその割合は減少している。(第7表及び第1図参照)

第 7 表 男女別労働者数及び看護婦数 1950年2月 婦人少年局調

	実 数				%			
	総 数	男	女	看護婦	総 数	男	女	看護婦
総 数	7,925	3,121	4,804	3,228	100	39.4	60.6	50.9
ベッド数 0	116	21	95	81	100	18.1	81.9	69.9
ベッド数19以下	376	64	312	274	100	17.0	83.0	73.0
ベッド数49以下	528	183	340	242	100	35.0	65.0	46.3
ベッド数50以上	6,910	2,853	4,057	2,631	100	41.3	58.7	38.1

註 1) 1950年2月賃金締切日における常用労働者の在籍数であるが、院長、所長は経営者たると否とに拘らず除外した。

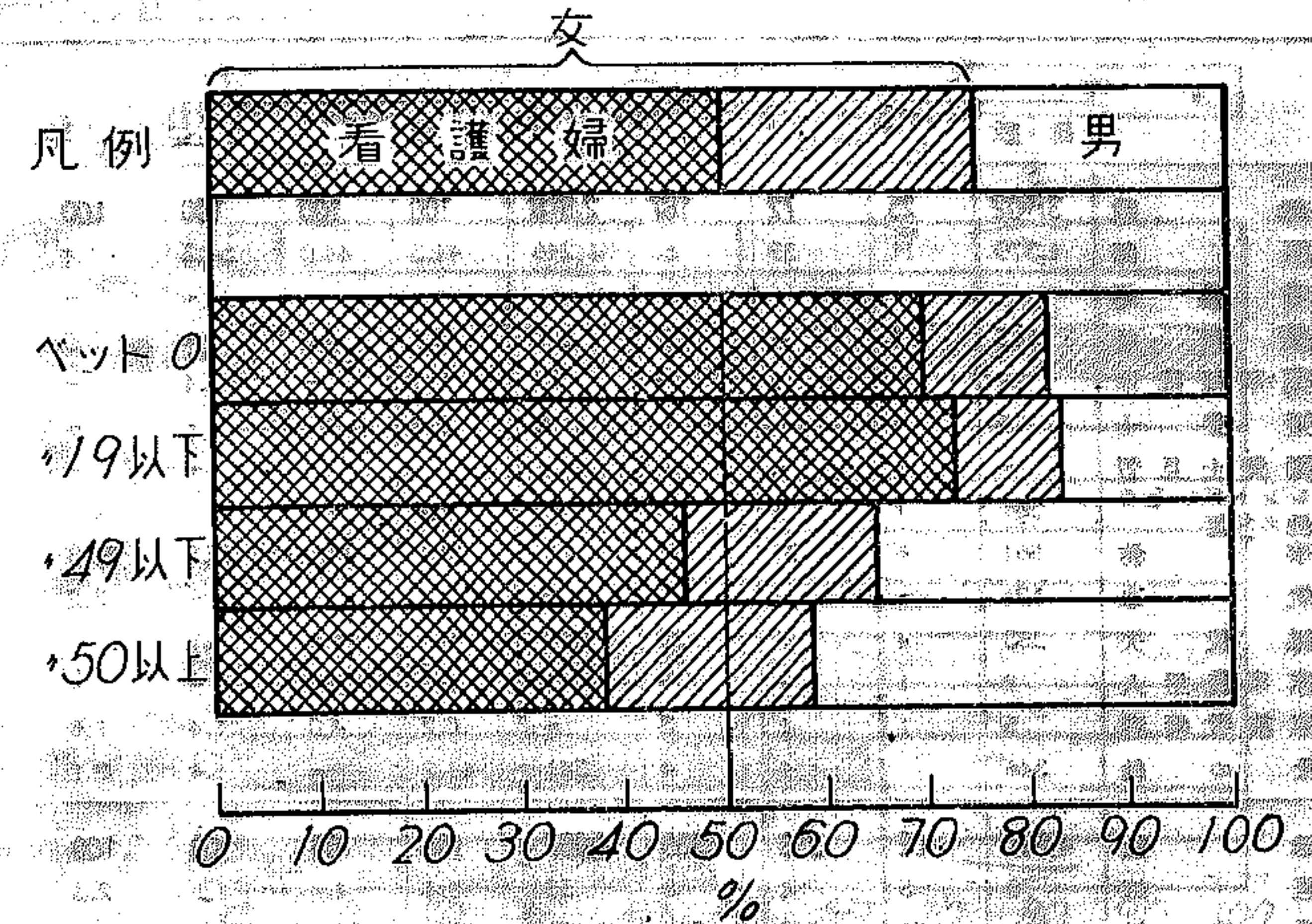
2) 女には看護婦を含む。

3) 看護婦には見習、婦長、保健婦、助産婦を含む。

II 病院、診療所の看護婦その他の男女の職種

更に、病院、診療所の労働力の中で看護婦が他の男女労働者とどんな関係にあるかを明らかにするために、男女労働者の職種を検討してみよう。(第8表及び第2図参照) 前述の様に、女子の中では看護婦が大きな部分をしめる職種であるが、大きな病院では看護婦の割合は比較的低く雑使婦及び事務、「その他」が各々10%内外をしめている。そして、医師、薬剤師等専門的な職種は非常に低い。男子は之に対して、病院では医師が最も多く約44%である。その他の男子の職種として主なものは、事務、雑使夫、レントゲン等の技師、薬剤師などあり、診療所では、男子は事務、雑使夫の割合が大で他の専門的職種の率は病院に比して低い。

第 1 図 病院、診療所規模別、男女別労働者数及看護婦数の割合



註 1) 女には看護婦を含む。男には医師もふくむ。

第 2 図 病院と診療所の男女別職種比較 1950年2月 婦人少年局調

	男						女					
	医師	薬剤師	事務	雑使夫	その他	看護婦	医師	薬剤師	事務	雑使夫	その他	看護婦
ベッド数 0	44.0	4.0	24.0	16.0	8.0	4.0	4.9	1.3	9.7	10.9	8.1	65.6
ベッド数 50以上	44.2	8.2	17.7	4.1	13.1	3.6	4.9	1.3	9.7	10.9	8.1	65.6

註 図中の数字は%

次に上の主な職種について男女の割合をみると第9表の様に、看護婦は調査した病院、診療所では全部女子であるが、医師は95%以上が男子であり、看護婦と対蹠的である。薬剤師と雑使夫(夫)。

第 8 表 病院診療所の規模別男女別職種別労働者数

1950年2月 婦人少年局調

		実 数					%				
		総 数	ベッド数 0	ベッド数 19 以下	ベッド数 49 以下	ベッド数 50 以上	総 数	ベッド数 0	ベッド数 19 以下	ベッド数 49 以下	ベッド数 50 以上
男	総 数	3,102	25	72	187	2,818	100	100	100	100	100
	医 師	1,379	11	39	83	1,246	44.5	44.0	54.2	44.4	44.2
	看護婦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	薬剤師	115	1	-	13	101	3.7	4.0	-	7.0	3.6
	薬剤師補助	24	-	1	-	23	0.8	-	1.4	-	0.8
	栄養士	5	-	-	-	5	0.2	-	-	-	0.2
	栄養士見習	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	レントゲンその他技師	261	1	5	18	237	8.4	4.0	6.9	9.6	8.4
	事務	561	6	20	38	497	18.1	24.0	27.8	20.3	17.7
	炊 事	121	-	-	6	115	3.9	-	-	3.2	4.1
	雑 使 夫	283	4	5	22	252	9.1	16.0	6.9	11.8	8.9
	家事使用人	2	1	-	-	1	0.1	4.0	-	-	-
女	家族労働者その他	5	1	1	3	-	0.2	4.0	1.4	1.6	-
	その他	346	-	1	4	341	11.2	-	1.4	2.1	12.1
	総 数	4,867	102	353	355	4,057	100	100	100	100	100
	医 師	70	5	4	8	53	1.4	4.9	1.1	2.3	1.3
	看護婦	3,264	81	277	244	2,662	67.1	79.4	78.5	68.7	65.6
	薬剤師	81	1	6	11	63	1.7	1.0	1.7	3.1	1.6
	薬剤師補助	71	-	-	7	64	1.5	-	-	2.0	1.6
	栄養士	36	-	-	5	31	0.7	-	-	1.4	0.8
	栄養士見習	3	-	-	-	3	0.1	-	-	-	0.1
	レントゲンその他技師	35	-	-	-	35	0.7	-	-	-	0.9
	事務	448	5	14	36	393	9.2	4.9	4.0	10.1	9.7
	炊 事	135	1	8	11	115	2.8	1.0	2.3	3.1	2.8
	雑 使 婦	470	1	4	20	445	9.6	1.0	1.1	5.6	10.9
	家事使用人	48	6	25	9	8	1.0	5.9	7.1	2.5	0.2
	家族労働者その他	19	2	14	2	1	0.4	1.9	4.0	0.6	-
	その他	187	-	1	2	184	3.8	-	0.3	0.6	4.5

註 この数は職場に実地調査を行はた結果であるから、第7表の結果と数が一致していない。
院長は経営者たると否とにかかわらず除外した。

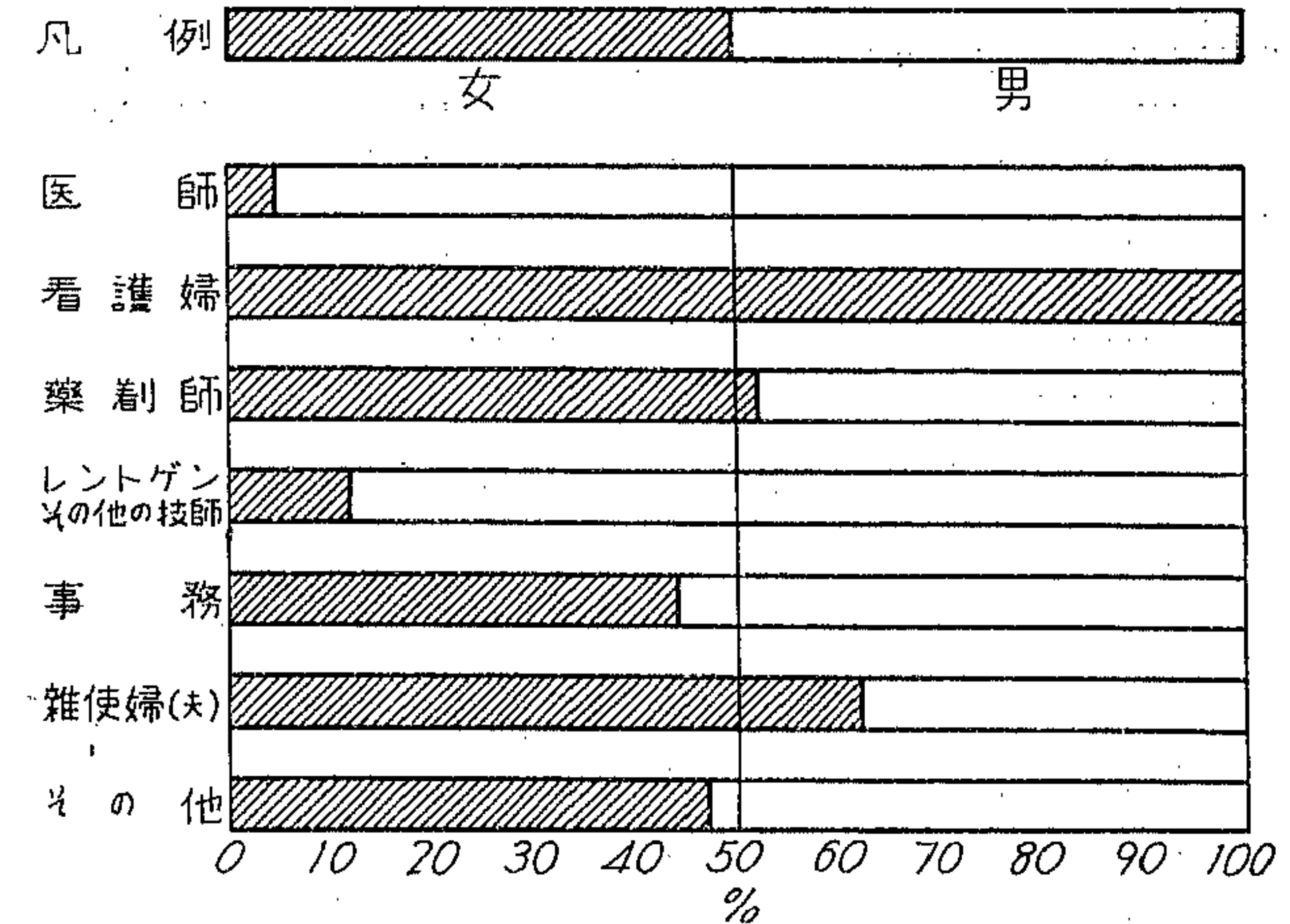
第 9 表 病院診療所の主な職種における男女の割合

1950年2月 婦人少年局調

	調査人員	総 数 (%)	男 (%)	女 (%)
総 数	7,969	100	38.9	61.1
医 師	1,449	100	95.2	4.8
看護婦	3,264	100	-	100.0
薬剤師	291	100	47.8	52.2
レントゲンその他技師	296	100	88.2	11.8
事務	1,009	100	55.6	44.4
雑 使 婦 (夫)	753	100	37.6	62.4
その他	907	100	52.8	47.2

第 3 図 病院診療所の主な職種における男女の割合

1950年2月 婦人少年局調



第 10 表 診療所規模別看護婦数

1950年2月 婦人少年局調

規模別 看護婦数	実 数		%	
	ベッド数 0	ベッド数 19 以下	ベッド数 0	ベッド数 19 以下
総 数	52	117	100	100
1 人	31	35	59.6	29.9
2 人	15	39	28.9	33.4
3 人	5	25	9.6	21.4
4 人	-	10	-	8.5
5 人	1	6	1.9	5.1
6 ~ 10人以下	-	2	-	1.7

第 11 表 病院規模別看護婦数

1950年2月 婦人少年局調

規模別 看護婦数	実 数		%	
	ベッド数 49 以下	ベッド数 50 以上	ベッド数 49 以下	ベッド数 50 以上
総 数	35	48	100	100
5 人以下	21	2	60.0	4.2
10 人	9	6	25.7	12.5
20 人	4	10	11.4	20.8
30 人	-	4	-	8.3
40 人	1	7	2.9	14.6
50 人	-	3	-	6.2
51 ~ 100	-	8	-	16.7
101 ~ 200	-	6	-	12.5
201 ~ 300	-	1	-	2.1
301 ~ 400	-	1	-	2.1

註 看護婦には見習、婦長、保健婦、助産婦も含む。

註 看護婦には、見習、婦長、保健婦、助産婦も含む

事務は男女共に従事する職種であるが薬剤師、雑使婦(夫)、はやや女子が有勢であり、事務は男子がやや多くなっている。

III 規模別看護婦数

以上の様に病院、診療所の労働力の中で看護婦は非常に重要な位置をしめていることになるが、各病院及び診療所に雇用されている看護婦数の状況は第10表及び第11表の通りである。入院施設のな

い所では、この表では看護婦一人のところが最も多く約60%であり、2人が約30%である。併し、ここで注意すべきことは、私共が名簿によつて抽出した入院施設のない私立の診療所には、看護婦を全く雇用せず、院長の夫人が看護婦、薬剤師、事務の一切をまかなつている所が相当あり、看護婦のいる診療所を探すのに困難したことである。又ベッド20以下の診療所でも、大多数は1人乃至3人の看護婦を雇用しているにすぎず、ベッド49以下の病院では5人以下60%、10人以下25%で10人以上を雇つていゝところはに及20%ばない。ベッド50以上の病院の中には、ベッド数に非常に開きのある事業場が含まれているために看護婦数も病院によつて非常に差がある。

IV 看護婦の職種

上述の「看護婦」中には、その事業場で助産婦又は保健婦として働いているもの及び正規の資格を持つていない見習をも含めているが、その職種別の分布を示すと第12表の通りである。

第12表 看護婦の職種別人数 1950年3月 婦人少年局調

看護婦の職種別	模 別	実 数					%				
		総 数	ベッ 数				総 数	ベッ 数			
			0	19以下	49以下	50以上		0	19以下	40以下	50以上
総 数		3,264	81	277	244	2,662	100	100	100	100	100
婦 長		163	1	4	16	142	5.0	1.2	1.4	6.6	5.3
看護婦		2,669	52	187	174	2,256	81.8	64.2	67.5	71.3	84.7
看護婦見習		265	27	78	49	111	8.1	33.4	28.2	20.1	4.2
助産婦		146	—	5	4	137	4.5	—	1.8	1.6	5.2
保健婦		21	1	3	1	16	0.6	1.2	1.1	0.4	0.6

註 1) 表格の如何を問はず、看護婦、保健婦、又は助産婦として働いているもの総てを看護婦とみなした。
2) 表格の如何を問はず、助産婦又は保健婦として働いているものはその職種に入れ、保健婦、助産婦の資格を持つていても看護婦として働いているものは看護婦とした。婦長には総婦長と一般婦長を含む。

これによると、ベッド19以下の診療所では正規看護婦60%余の他に、見習看護婦が30%以上雇用されているのがその特質であり、事業場の規模が大きくなる程、見習の割合が減り、正規看護婦が多くなる。もつとも、調査対象となつたベッド50以上の病院の約半数には、看護婦養成所が附設されて、その生徒の一部が現場に配置されている。又、診療所は婦長が非常に少いが、病院では看護婦総数の5%乃至6%位の婦長がいる。助産婦、保健婦として働いているものの割合は、合計して5%前後であるが、これは調査対象として、助産所及び産科専門の病院を除外した影響もある。

次に代表的な病院の職種別労働者数を示しておこう。

例 1. 東京A病院、(公立) ベッド42。

	総数	男	女
従 業 員 数	87	39	48
医 師	23	21	2
婦 長	1	—	1
看護婦	34	—	34
薬剤師 (補助も含む)	4	2	2
栄 養 士	1	—	1
レントゲン (補助も含む)	2	2	—
事務	13	8	5
炊 事 員	2	2	—
雑 使 夫	7	4	3

(以上は比較例としての例である。)

例 2. 東京S病院、(財団法人立)、ベッド166

	総数	男	女
従 業 員 数	148	42	106
医 師	26	21	5
婦 長	3	0	3
看護婦	39	0	39
看護婦見習	28	0	28
薬剤師	4	1	3
栄 養 士	1	0	1
レントゲン技師	5	5	0
事務	24	10	14
炊 事 員	7	5	2
雑 使 婦	11	0	11

V 看護婦の配置数

入院施設のない診療所では看護婦は全部外來又はこれに附随する部署に働いていることになるが、入院施設ある所では、病棟、外來に配置される看護婦の割合がどうなつていゝであろうか。各看護婦に勤務部署を質問して得た回答によると第13表の通りで、ベッド50以上の病院では外來と病棟の勤務がはつきり分れており、病棟の方が幾分多く、全看護婦の約半数をしめ、外來は38%で、研究室などにいるものが約10%となつていゝ。これがベッド49以下の病院では、外來が最も多く42%で病棟勤務と、はつきりきまつていゝものと、外來に行つたり病棟に行つたりはつきり部署のきまつていゝものが格同様で約20%となつていゝ。ベッド20未満の診療所では、はつきり部署のきまつていゝものが最も多く、病棟ときまつていゝものは殆どない。

第13表 「現在外來ですか、病棟勤務ですか」に対する看護婦の回答数

1950年3月 婦人少年局調

	答 え た ものの総数	外 來	病 棟	きまつていゝない	そ の 他	不明又は無記入
実 数	総 数	2,656	1,044	1,111	203	298
	ベッド数 0	75	69	—	4	2
	19以下	243	79	7	105	52
	49以下	228	96	46	50	36
	50以上	2,110	800	1,057	45	208
%	総 数	100	39.3	41.8	7.7	11.2
	ベッド数 0	100	92.0	—	5.3	2.7
	19以下	100	32.5	2.9	43.2	21.4
	49以下	100	42.1	20.2	21.9	15.8
	50以上	100	37.9	50.1	2.1	9.9

ここで、患者数に比して看護婦がどの位の割合で配置されているかを調べてみることも、看護婦数の配置を考える上に価値があるであろう。まず、調査前日における各事業所の外來に配置されている在籍看護婦1人当りの外來患者数をみると、平均16人で、医療法による規定、看護婦1人当り患者30人と云々よりより少なく、分布からみても30人以上になる事業場は5カ所である。(第14表) (もつとも、この報告では診療科別にみてはいない。)ところが、病棟に配置されている看護婦1人当りの入院患者数は平均しても、医療法の規定4人よりも多くの患者を受持つており、殊に宿直制をとつていゝ所では、看護婦1人当り入院患者約8人で医療法の規定の約2倍の患者を受持つていゝことになる。(第15表) 看護婦1人当り患者数別の事業場の分布からみても、宿直制の事業場は看護婦人1当り、4人未満はわずか13%で、他はすべて医療法の規定の2倍も3倍もの多くの患者に責任を持つていゝ。(第15表)

しかし、宿直制の事業場には交替制をとつていゝ病院より、附添人ある患者の割合が多くなつており、宿直制では患者100人中52人、三交替制では患者100人中23人に附添人がつていゝ。これは事業場によつても相当の開きがあり、全部の患者に附添人のつていゝ所もあり、又全く附添人のない所もある。(第16表—A)

第14表 調査前日における在籍外來看護婦1人当り外來患者数¹⁾ 第15表 調査日における在籍病棟看護婦の1人当り入院患者数¹⁾

1950年3月 婦人少年局調

看護婦1人当り外來患者数	総数	ベッド数0	ベッド数49以下	ベッド数50以上
平均人員	15.9	15.3	14.0	17.1
総数	113	52	13	48
小計	112	51	13	48
9人以下	28	12	5	11
10～19	47	24	4	19
20～29	27	10	4	13
30人以上	10	5	—	5
現在患者なきもの	1	1	—	—

註1) 調査前日、婦長又はその任に当るものについて外來在籍看護婦数と外來患者数を調べた結果である。但し、外來病棟の看護婦がはつきり分れているものについて調べた。
2) 医療法の規定によると、病院では診療科別に外來患者30人に看護婦1人と云うことになっている。仮に、診療所も算出した。

第16表—A— 入院患者に対する附添人数別事業場数¹⁾ 次に、各勤務時間単位（例えば三交代制なら

1950年3月 婦人少年局調

入院患者100人に対する附添人の割合	三交代制	二交代制	宿直制
総平均	11	3	47
81～100人まで附添人のいるもの	1	—	18
61～80人	—	—	4
41～60人	2	—	5
21～40人	1	—	2
1～20人	3	3	4
全く附添人のいないもの	4	—	14

と、日勤は約9人、夜の勤務（宵番、明番、夜勤）は約30人で、夜の方がはるかに多くの患者を受持っている。又、これは宿直制の場合と、三交代制の場合では、日勤、夜勤ともほとんど差がみられない。又、患者中附添人のある割合によつて、看護婦1人当り入院患者の数を比較してみても、そこにはつきりした関係は現れていない。云いかえれば、附添人が多ければ看護婦の受持つ入院患者数が少く、附添人の少い所は受持つ入院患者数が多いと云う様な逆の相関関係はみられないのである。

1950年3月 婦人少年局調

在籍看護婦1人当り病院患者数	実数			%		
	三代交代制	二代交代制	宿直制	三代交代制	二代交代制	宿直制
平均人員	4.4	5.7	7.9	—	—	—
総数	11	3	47	100	100	100
4人未満のもの	7	—	6	63.6	—	12.8
4 ～ 6	2	2	14	18.2	66.7	29.8
7 ～ 9	2	1	11	18.2	33.3	23.4
10 ～ 12	—	—	11	—	—	23.4
13 ～ 15	—	—	4	—	—	8.5
16 ～ 18	—	—	1	—	—	2.1

註1) 調査当日、婦長に対して病棟看護婦の在籍数と入院患者数を調査し結果より算出した。勤務がはつきり病棟、外來と分れている事業場のみを調べた。
2) 医療法施行規則第十九条第三項によると病院には入院患者4人又はその端数ごとに看護婦1人をきめている。

日勤、宵番、明番別に、宿直制なら日勤と夜勤別に)に病棟に実際に配置された実働看護婦（欠勤、代休、生理休暇などで調査当日出勤していないものを除いた）1人当りの入院患者数を調査当日において把握し、これを、患者数に対する附添人数の割合別に算出してみると第16表—B—のようになる。まず、附添人数のことを無視して看護婦1人当りの平均入院患者数をみると、日勤は約9人、夜の勤務（宵番、明番、夜勤）は約30人で、夜の方がはるかに多くの患者を受持っている。又、これは宿直制の場合と、三交代制の場合では、日勤、夜勤ともほとんど差がみられない。又、患者中附添人のある割合によつて、看護婦1人当り入院患者の数を比較してみても、そこにはつきりした関係は現れていない。云いかえれば、附添人が多ければ看護婦の受持つ入院患者数が少く、附添人の少い所は受持つ入院患者数が多いと云う様な逆の相関関係はみられないのである。

第16表—B— 勤務時間単位別、附添人数別、病棟看護婦1人当り入院患者数¹⁾

1950年2月 婦人少年局調

入院患者100人に対する 附添人の割合	三 交 代 制			二 交 代 制		宿 直 制	
	日 勤	宵 番	明 番	日 勤	夜 勤	日 勤	夜 勤
総 平 均	9.0	30.1	30.4	16.4	23.3	9.3	30.1
81～100人まで附添人のいるもの	8.4	19.7	19.7	—	—	9.7	23.2
61～ 80人	—	—	—	—	—	21.9	53.1
41～ 60人	14.5	43.3	48.8	—	—	10.8	32.5
21～ 40人	6.5	31.7	31.7	—	—	7.1	28.8
1～ 20人	4.0	28.3	26.6	16.4	23.3	5.5	15.4
全く附添人のいないもの	10.8	27.1	26.4	—	—	7.9	40.1

註1) 各交代勤務別に病棟に配置される看護婦1人当りの入院患者数

VI 看護婦の欠勤率

看護婦の欠勤率は、調査日当日について調べた結果では、平均5.4%で、94.6%の看護婦が出勤していた。同じく、これを男子についてみると欠勤率は5.8%で看護婦より稍高い。しかし、看護婦は長期欠勤者の率が最も高く、2.6%であり、男子は1.7%である。

第17表 看護婦の欠勤率¹⁾(%)

1950年2月 婦人少年局調

規 模 別	看 護 婦					女 1)					男			
	小 計	長 欠	生 休	理 暇	その 他 欠 勤	小 計	長 欠	生 休	理 暇	その 他 欠 勤	小 計	長 欠	その 他 欠 勤	
総 数	5.4	2.6	0.03		2.8	4.4	2.2	0.02		2.3	5.8	1.7	4.2	
ベッド数 0	2.5	-	-		2.5	1.1	-	-		1.1	-	-	-	
19以下	0.9	-	-		0.7	1.3	-	-		1.2	-	-	-	
49以下	3.8	1.1	-		2.6	2.8	0.3	-		2.6	1.6	-	1.6	
50以上	6.2	3.1	0.04		3.0	4.9	2.5	0.02		2.3	6.3	1.9	4.4	

註1) 女には看護婦を含む

2) 調査当日の欠勤数 ÷ 在籍数 × 100 を欠勤率とした。

第二章 看護婦の労働者としての特性

——年令——勤続年数——経験年数——所有資格と専門教育の程度——学歴年数——
住込寄宿数——出身府県——家計補助状況——家の職業——配偶関係——扶養家族数及
び子供の数——

I 看護婦の年令

(イ) 平均年令

調査した病院診療所の看護婦2,798人の平均年令は、1950年2月現在、23.0才、看護婦以外の女子はずつと高く30.3才である。これに対して医師をふくめた男子の平均は更に高く37.2才であるから、看護婦は病院診療所の労働者の中で比較的年令の低いグループに属することになる。しかし、以上は婦長も見習看護婦もふくめた平均年令であり、これを婦長、正規看護婦、見習看護婦と区別してみると、婦長は35才、正規看護婦22.5才、見習看護婦19.2才となっており、婦長のみがずばぬけて年令高く、それを除くと看護婦の平均年令は全産業の女子の平均23.8才より1才以上低く、紡織工業の21.8才を除いてはいずれの産業よりも若くなっている。例えば、運輸通信業24.1才、商業24.5才、化学及び機械器具工業24.7才、製材28.4才などである。見習看護婦の場合は、紡織工業の平均より低くなっている。更に看護婦の平均年令は病院診療所の規模別にみると(第18表参照)正規看護婦については規模の小さい程年令の高い傾向が見られることも注目すべきであろう。

第18表 規模別男女別看護婦地位別平均年令

1950年2月 婦人少年局調

規 模 別	男	看 護 婦					看護婦 以外の女子
		小 計	婦 長	看護婦	見 習		
平 均 年 令	オ	オ	オ	オ	オ	オ	オ
総 数	37.2	23.0	35.2	22.5	19.2		30.3
ベッド数 0	41.9	23.6	38.0	25.2	20.5		31.1
19以下	39.3	21.9	32.0	23.3	18.3		27.8
49以下	37.2	23.0	32.7	22.8	18.8		27.2
50以上	37.0	23.1	35.8	22.3	20.1		31.0
調 査 人 員	人	人	人	人	人	人	人
総 数	1,462	2,798	152	2,429	217		815
ベッド数 0	20	75	1	46	28		14
19以下	52	260	5	171	84		48
49以下	234	405	24	335	46		114
50以上	1,156	2,058	122	1,877	59		639

註 1) 年令は満年令

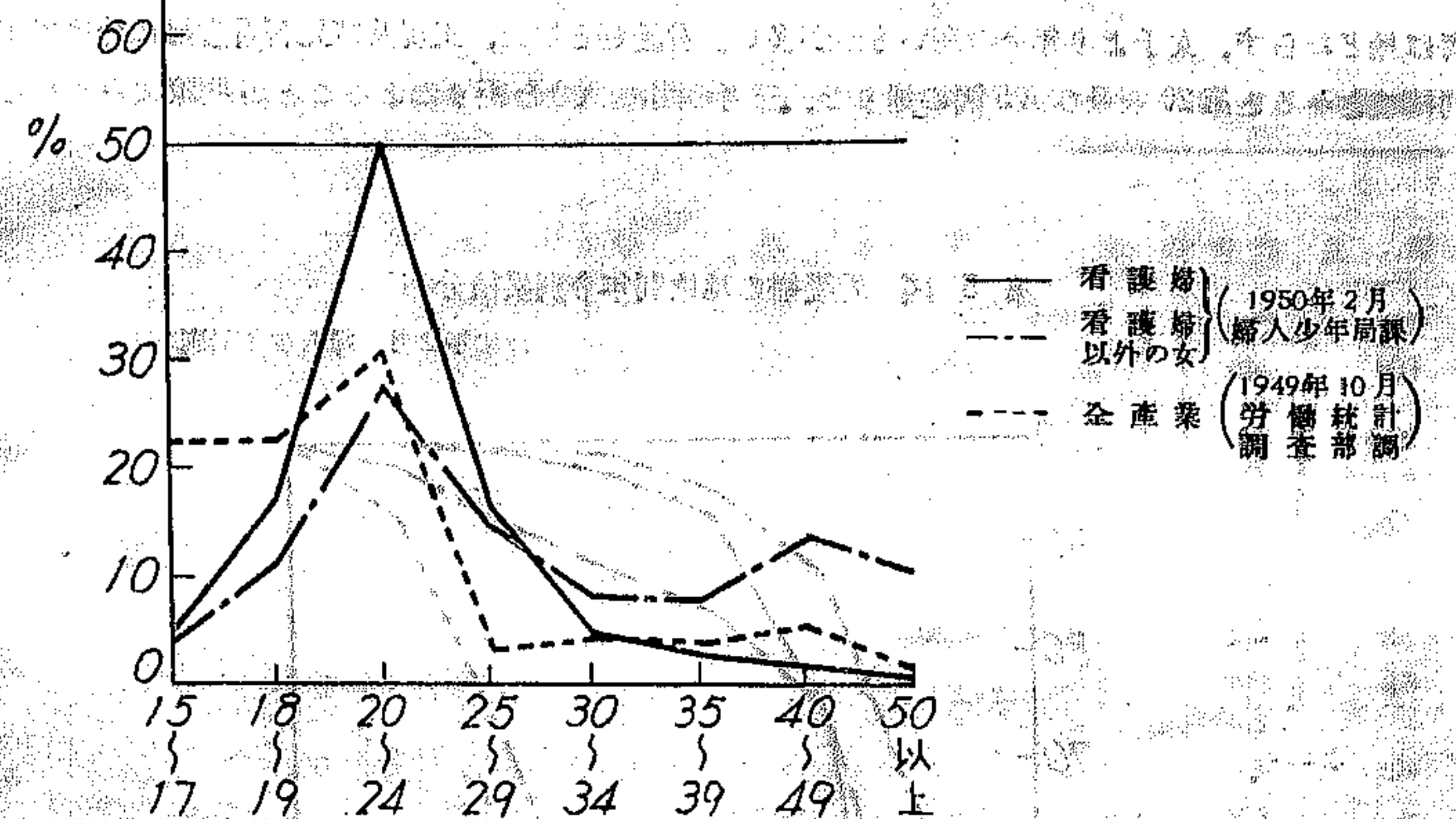
(ロ) 年令別構成

次に、婦長をふくめた看護婦の年令別構成をみると第19表及び第4図の通り、約50.%が20才から24才の間に集結しており、18才、19才及び25才から29才のものがこれに次いで多く、約90%が30才未満である。しかし18才未満の年少者は僅か5%にすぎず、その反面30才以上は約10%あり

註 1) 1949年10月 労働統計調査部調

第4図 看護婦の年令階級別分布

——病院診療所の看護婦以外の女子及び全産業の女子との比較——



第19表 年令階級別看護婦年令及び男女別労働者数

1950年2月 婦人少年局調

看護婦及び 男女別 年 令 別	実 数			%		
	男 ¹⁾	看護婦 ²⁾	看護婦以外 の女子 ³⁾	男	看護婦	看護婦以外 の女子
総 数 ¹⁾	1,462	2,798	815	100	100	100
小 計	33	629	128	2.3	22.7	16.0
15~17才	6	148	36	0.4	5.3	4.5
18~19才	27	481	92	1.9	17.4	11.5
20~24才	127	1,404	224	8.9	50.7	28.0
25~29才	257	449	117	18.0	16.2	14.7
30~34才	234	137	65	16.4	4.9	8.1
35~39才	217	79	64	15.2	2.9	8.0
40~44才	141	39	58	9.9	1.4	7.3
45~49才	141	15	55	9.9	0.6	6.9
50才以上 不明又は 無記入	278	16	88	19.4	0.6	11.0
	34	30	16	-	-	-

註 1) これは事業所の記録より個人別調査の結果を集計したものである。したがってその総数は第7表調査労働者数とは一致しない。

2) 年令は1950年2月末日を基準に算出した。

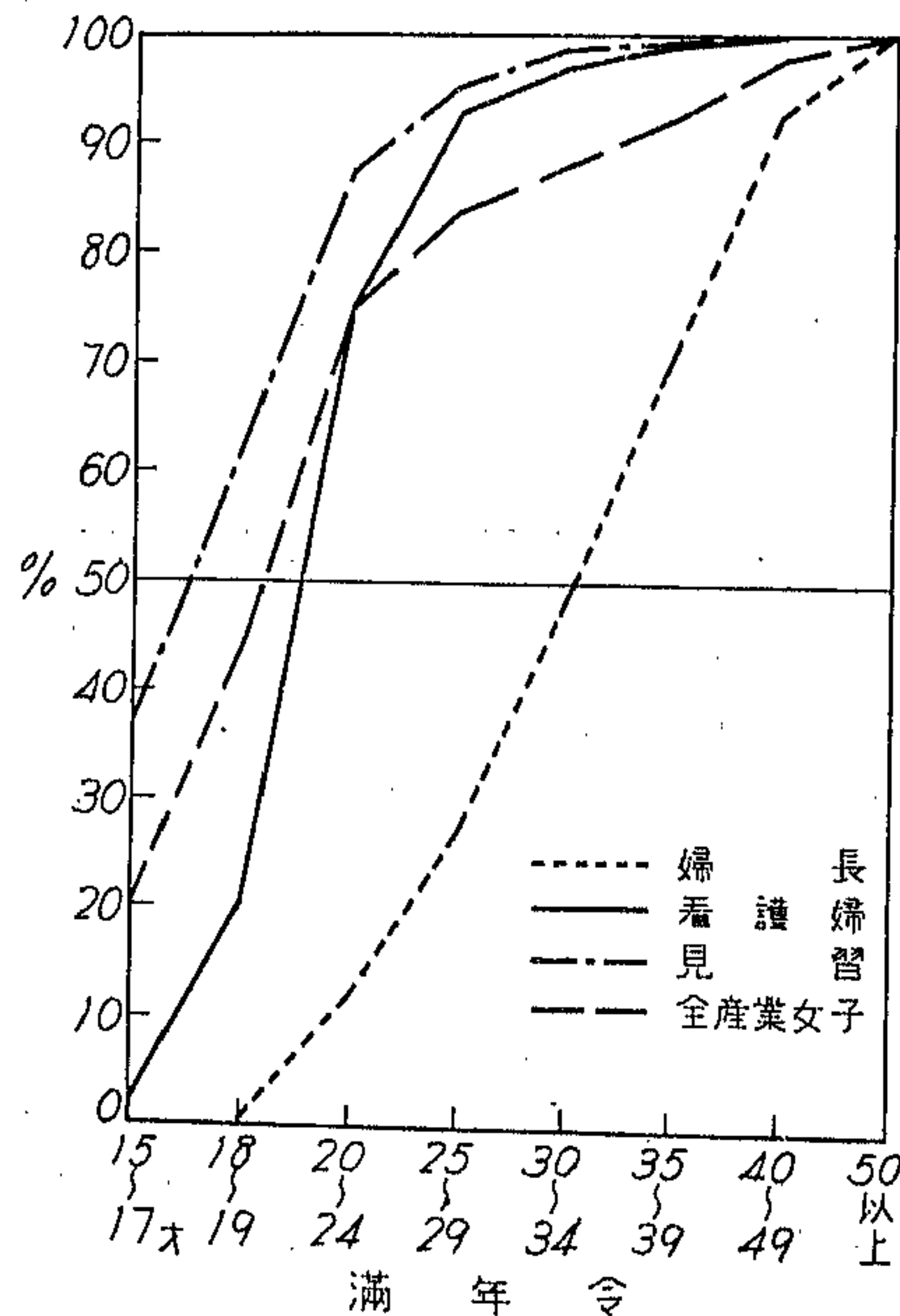
3) 看護婦、助産婦、保健婦の資格所有者及び看護婦、助産婦、保健婦の資格はないが、それらの業務についている者をいう。

4) 男子及び看護婦以外の女子の職種については第8表、第2図参照

る。看護婦以外の女子は同様に20才から24才が最も多いが、看護婦程に集中しておらず、比較的高年令のものが多くなっている。男子は約半数余が25才から39才の間に属しており、18才未満の年少者は殆どおらず、女子より年令の高いものが多い。看護婦を婦長、正規及び見習看護婦に分けて年令別構成をみると第20表及び第5図の通りで、三者の間に大きな距りのあることが明瞭にみられる。

第5図 看護婦の地位別年令別累積分布

1950年2月 婦人少年局調



婦長は30才から40才未満が最も多く、正規看護婦は20才から25才未満に半数余が集中している。これに対して見習看護婦は60%以上が20才未満で殊に18才未満の年少者が約38%あることを注目すべきである。

第20表 看護婦の地位別年令階級別人数及び平均年令 1950年2月 婦人少年局調

看護婦の地位別 年令別	実数				%			
	総数	婦長	看護婦	見習	総数	婦長	看護婦	見習
平均年令	23.0才	35.2才	22.5才	19.2才	-	-	-	-
総数	2,798	152	2,429	217	100	100	100	100
15才以下	629	1	496	132	22.7	0.7	20.6	62.6
15～17才	148	-	66	82	5.3	-	2.7	38.9
18～19才	481	1	430	50	17.4	0.7	17.9	23.7
20～24才	1,404	17	1,335	52	50.7	11.2	55.5	24.6
25～29才	449	24	408	17	16.2	15.8	17.0	8.1
30～34才	137	32	97	8	4.9	21.0	4.0	3.8
35～39才	79	33	46	-	2.9	21.7	1.9	-
40～44才	39	25	12	2	1.4	16.4	0.5	0.9
45～49才	15	10	5	-	0.6	6.6	0.2	-
50才以上	16	10	6	-	0.6	6.6	0.3	-
不明又は無記入	30	-	24	6	-	-	-	-

註1) これは事業所の記録より個人別調査の結果を集計したものである。看護婦はその数が300人以下は全数を301人以上は1/2とした。看護婦以外の女子、男子は、事業所の従業員数100人以下は全労働者、101～300人1/2、301～500人1/3、501～1,000人1/4、1,001人以上1/10に抽出した。したがってその総数は第7表調査労働者数とは一致しない。

2) 年令は1950年2月末日を基準に算出した。

3) 婦長とは大病院の各科主任、婦長、総婦長、小病院では副婦長、婦長等をさす。

4) 看護婦、助産婦、保健婦、の資格所有者をいう。

5) 看護婦、助産婦、保健婦の資格はないが、それらの業務についている者をいう。

II 看護婦の勤続年数

(1) 平均勤続年数

上述の調査対象となつた看護婦の平均勤続年数は1950年2月現在で2年9カ月、看護婦以外の女子は3年0月、男子は4年8カ月である。

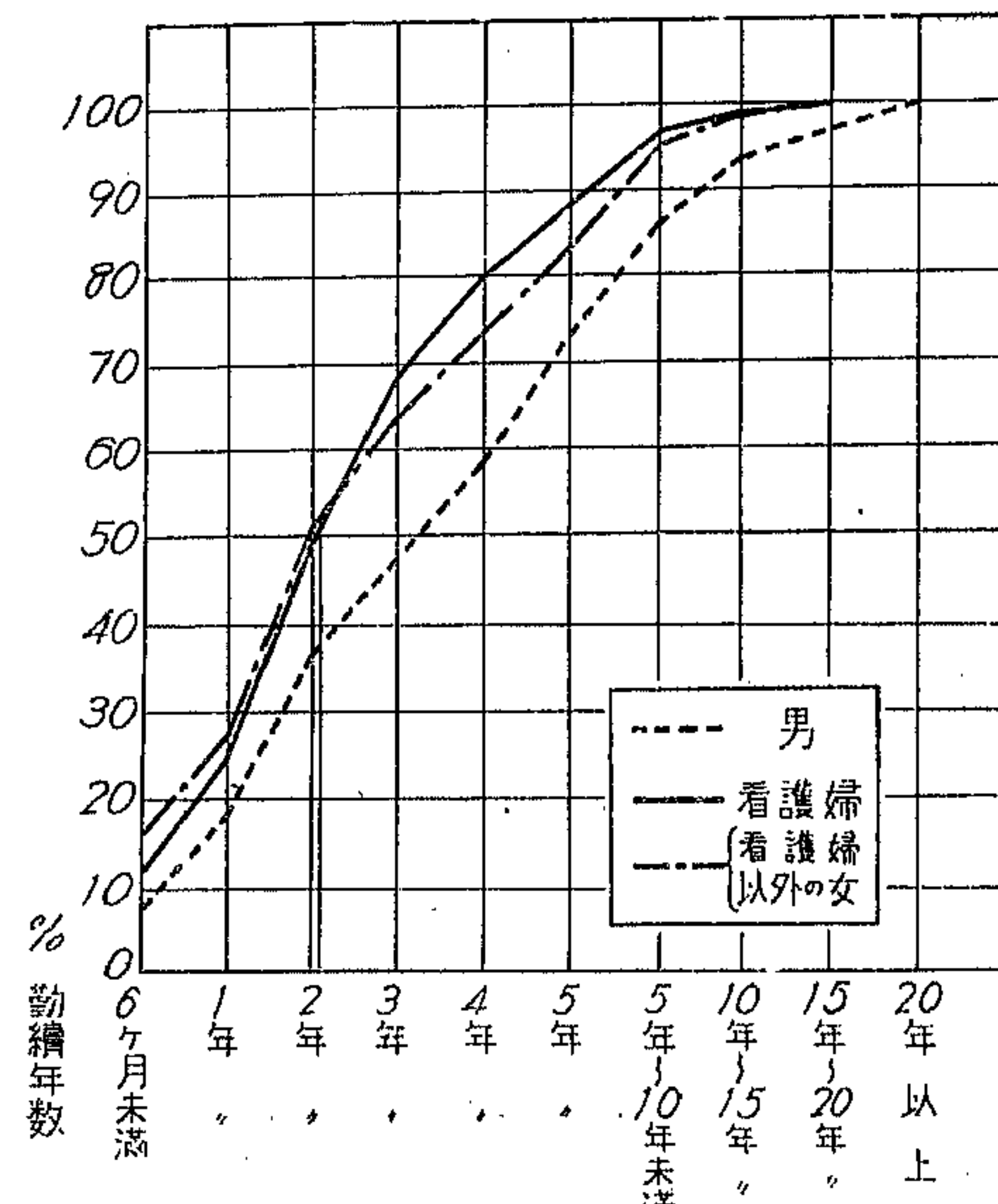
しかし、看護婦の中でも婦長の平均は8年2カ月で男子より長く、正規看護婦は2年6カ月、見習看護婦は更に短かく僅か1年3カ月にすぎない。

全産業の女子の平均勤続年数3年2カ月に比較すると、婦長はずっと長い、正規、見習とも、一般看護婦はこれより短い。他産業の女子で最も勤続の長いのは、運輸通信業の4年7カ月、ガス、電気、水道業の4年4カ月などであり、最も短いと云われる紡織工業が2年4カ月である。看護婦の勤続年数は紡織工業に近く、女子労働者の中でも短かい方である。

又、病院診療所では、男子もその勤続は全産業の男子の平均勤続年数6年7カ月と比べて約2年短くなっている。

註1) 1949年10月 労働統計調査部調

第 6 図 男女別（看護婦別）勤続年数別累積分布 1950年2月 婦人少年局調



第 21 表 男女別看護婦及び勤続年数別労働者数及び平均勤続年数
1950年2月 婦人少年局調

勤続年数	男女別看護婦	実 数			% 2)		
		男	看護婦	看護婦以外の女	男	看護婦	看護婦以外の女
平均勤続年数		4.8	2.9	3.0	-	-	-
総 数		1,462	2,798	815	100	100	100
小 計		1,043	2,367	666	73.7	87.3	83.5
5 6ヶ月未満		116	317	124	8.2	11.7	15.5
1 年		146	366	99	10.3	13.5	12.4
2 年		249	655	180	17.6	24.1	22.6
3 年		162	538	105	11.4	19.8	13.2
4 年		158	290	78	11.2	10.7	9.8
5 年		212	201	80	15.0	7.5	10.0
5 ~ 10年未満		186	254	90	13.1	9.4	11.3
10 ~ 15 年		100	55	30	7.1	2.0	3.8
15 ~ 20 年		38	16	11	2.7	0.6	1.3
20 年 以上		48	20	1	3.4	0.7	0.1
不明又は無記入		47	86	17	-	-	-

註 1) 1950年2月末日を基準とした。 2) %は総数から不明無記入を除いた数を基準とした。

次に病院診療所の看護婦の平均勤続年数を規模別にみると、規模の小さいほど年数が短くなっているが、いずれの規模をとつても看護婦の勤続は最も短い。

第 22 表 規模別男女別看護婦地位別平均勤続年数

1950年2月 婦人少年局調							
規 模 別 男女別看護婦の地位別		男	看護婦				看護婦 以外の女子
			小 計	婦 長	看護婦	見 習	
平均勤続年数	総 平 均	年 月 4. 8	年 月 2. 9	年 月 8. 2	年 月 2. 6	年 月 1. 3	年 月 3. 0
	ベッド数 0	3. 8	2. 0	1. 11	2. 2	2. 4	3. 1
	シ 19以下	2. 8	2. 3	9. 2	2. 7	1. 2	2. 5
	シ 49以下	3. 2	2. 4	4. 8	2. 4	1. 3	2. 1
	シ 50以上	5. 0	2. 11	8. 11	2. 7	2. 8	3. 3
調 査 人 員	総 数	1,462 ^人	2,798 ^人	152 ^人	2,429 ^人	217 ^人	815 ^人
	ベッド数 0	20	75	1	46	28	14
	シ 19以下	52	260	5	171	84	48
	シ 49以下	234	405	24	335	46	114
	シ 50以上	1,156	2,058	122	1,877	59	639

(ロ) 勤続年数別構成

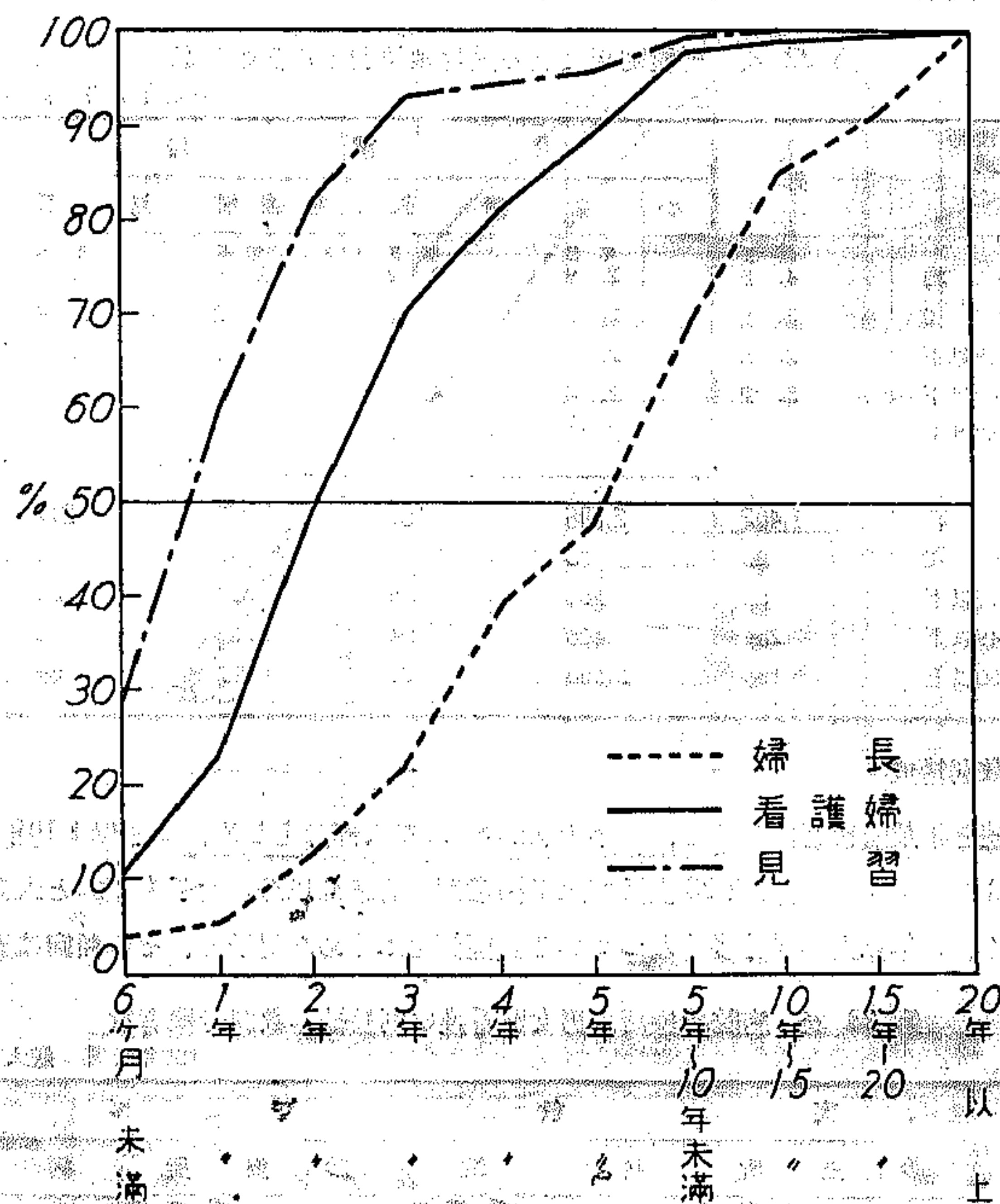
看護婦の勤続を年数階級別にみると、5年未満が87%で大部分をしめ、5年以上10年未満は9%、10年以上は約3%にすぎない。(第23表及び第7図参照) 看護婦以外の女子もこれと大差ないが、5年未満やや少く、10年以上が幾分多くなっている。医師をふくめた男子も、その傾向は看護婦やその

第 23 表 病院診療所の男女別看護婦別勤続年数別労働者数

勤続年数		実 数						% 1950年2月 婦人少年局調					
		診 療 所			病 院			診 療 所			病 院		
勤続年数	数	男	看護婦	看護婦以外の女	男	看護婦	看護婦以外の女	男	看護婦	看護婦以外の女	男	看護婦	看護婦以外の女
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
総 数		72	335	62	1,390	2,463	753	100	100	100	100	100	100
小 計		61	298	53	982	2,069	613	85.9	90.9	88.3	73.1	86.8	83.1
5 6ヶ月未満		9	66	12	107	251	112	12.7	20.1	20.0	8.1	10.5	15.2
1 年		5	74	6	141	292	93	7.0	22.6	10.0	10.5	12.2	12.6
2 年		19	84	18	230	571	162	26.8	25.6	30.0	17.1	24.0	21.9
3 年		13	33	9	149	505	96	18.3	10.1	15.0	11.1	21.2	13.0
4 年		9	24	6	149	266	72	12.7	7.3	10.0	11.1	11.2	9.8
5 年		6	17	2	206	184	78	8.4	5.2	3.3	15.3	7.7	10.6
5 ~ 10年未満		8	22	5	178	232	85	11.3	6.7	8.3	13.2	9.7	11.5
10 ~ 15 年		-	4	1	100	51	29	-	1.2	1.7	7.4	2.1	3.9
15 ~ 20 年		1	2	1	37	14	10	1.4	0.6	1.7	2.8	0.6	1.4
20 年 以上		1	2	-	47	18	1	1.4	0.6	-	3.5	0.8	0.1
不明又は無記入		1	7	2	46	79	15	-	-	-	-	-	-

第 7 図 看護婦の地位別勤続年数別累積分布

1950年2年月 婦人少年局調



他の女子と比較しても、他産業における程大きな開きはみられず、5年以上10年未満及び10年以上共に約13%であり、大多数は5年未満である。

一方看護婦の中でも婦長は男子より長い勤続のもの多く、5年以上勤続は50%を超え10年以上が31%、20年以上9%もあることは注目すべき傾向である。これは一般看護婦の89%、見習看護婦の96%が5年未満勤続でしめられているのと対照的である。

病院、診療所の労働力構成中には男子より年令高く勤続も長い婦長が存在すると云うことに、この職場の一般製造工場その他とは異つた特質があると云うことができる。

看護婦の1949年3月以後1年間の入職率は2.3%で、男子は1.7%、離職率は看護婦は1.9%、男子は1.2%である。(第25表)

第 24 表 看護婦の地位別勤続年数別人数及び平均勤続年数

1950年2月婦人少年局調

看護婦の地位別 勤続年数	実 数				%			
	総 数	婦 長	看護婦	見 習	総 数	婦 長	看護婦	見 習
平均勤続年数	2.9	8.2	2.6	1.3	-	-	-	-
総 数	2,798	152	2,429	217	100	100	100	100
小 計	2,367	72	2,091	204	87.3	48.3	89.0	95.8
5 年 未 満	317	6	249	62	11.7	4.0	10.6	29.1
6 ヶ月未満	366	2	299	65	13.5	1.3	12.7	30.5
1 年	655	11	597	47	24.1	7.4	25.4	22.1
2 年	538	14	501	23	19.8	9.4	21.3	10.8
3 年	290	26	260	4	10.7	17.5	11.1	1.9
4 年	206	13	185	3	7.5	8.7	7.9	1.4
5 年	254	30	216	8	9.4	20.1	9.2	3.7
5 ~ 10年未満	55	25	29	1	2.0	16.8	1.2	0.5
10 ~ 15年	16	9	7	-	0.6	6.1	0.3	-
15 ~ 20年	20	13	7	-	0.7	8.7	0.3	-
20 年 以 上	86	3	79	4	-	-	-	-
不明又は無記入								

註 1) 1950年2月現在を基準とした。

第 25 表 男女別(看護婦別)年間異動率¹⁾(%)

1950年2月 婦人少年局調

異 動	規 模 別	総 数	ベ ッ ド 数			
			0	19以下	49以下	50以上
率 %	入 職	男	1.7	3.2	1.2	2.4
		女	2.4	3.1	3.3	2.2
	離 職	看護婦	2.3	3.2	3.2	2.8
		看護婦	1.9	1.9	2.0	2.1
数	入 職	男	37,452	252	768	2,196
		女	57,648	1,140	3,744	4,080
	離 職	看護婦	38,736	972	3,288	2,904
		看護婦	733	18	67	31

註 1) 1950年2月よりさかのぼって1949年3月までの1年間の異動状況である。

2) 1)と同じ期間の1年間の延人員である。

3) 看護婦を含む。

III 看護婦の経験年数

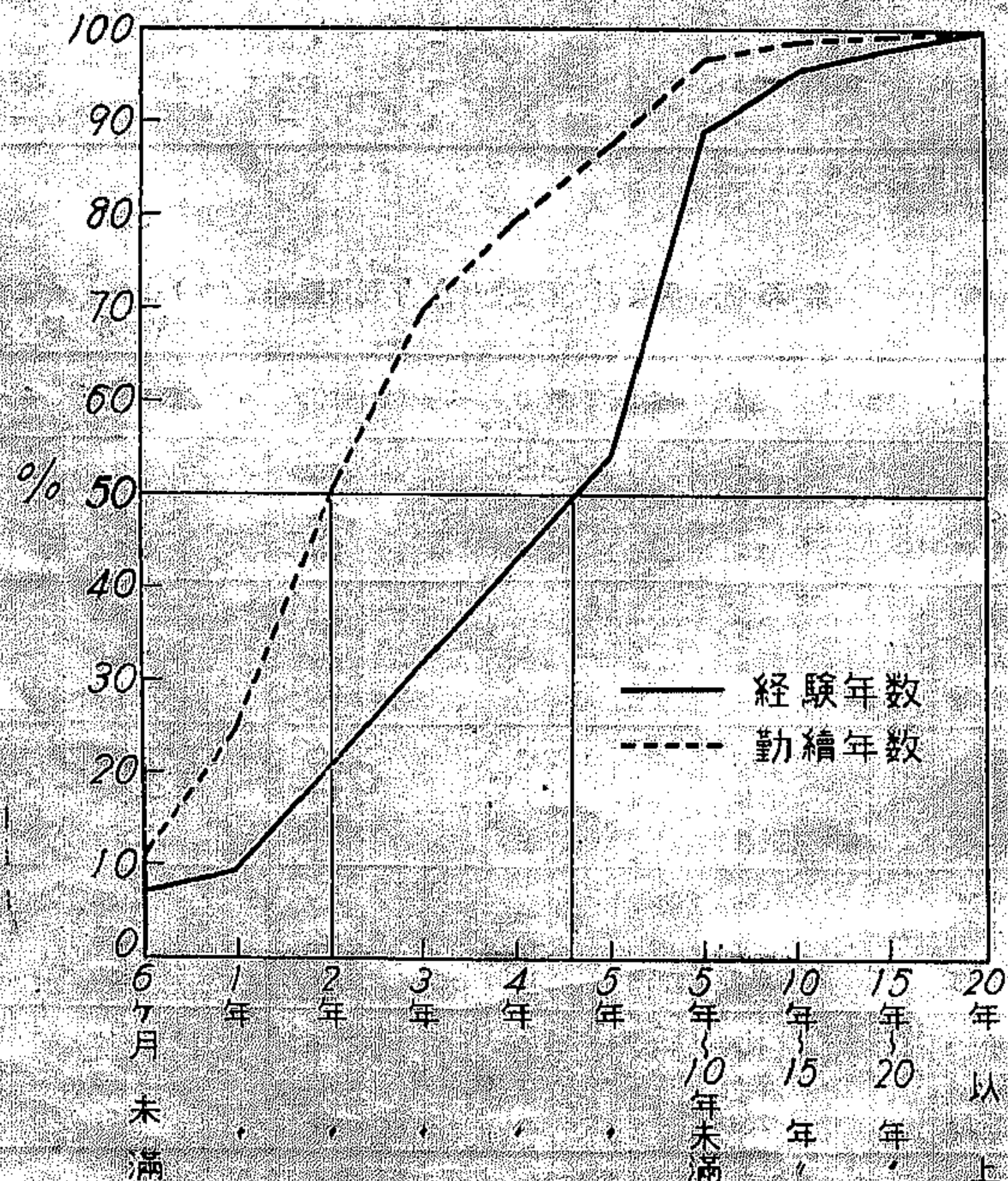
調査対象となつた病院、診療所の2,769人の看護婦の回答によると、(第26表)約55%が看護婦の経験5年未満であり、5年以上10年未満34%、10年以上約10%である。これを規模的にみると、病院の方が比較的経験短いものが多くなつてゐる。しかし、以上の傾向はいずれにしても、勤続年数5年未満が看護婦の87%をしめてゐる事実とくらべて(第24表参照)その経験年数は比較的長いと云うことができる。(第8図参照)要するに、看護婦は一カ所に長く勤続はしないが、看護婦としての職歴は比較的長いと云うことになる。

なお、参考のために「今の職業を一生続けたいと思ひますか」に対する看護婦の回答を第27表に示しておこう。

第8図 病院、診療所の看護婦の経験年数別累積比分布

——勤続年数との比較——

1950年2月 婦人少年局調



第26表 病院、診療所の看護婦としての経験年数別人数

1950年2月 婦人少年局調

経験年数	実数			%		
	総数	診療所	病院	総数	診療所	病院
総数	2,769	345	2,424	100	100	100
小計	1,408	146	1,262	54.8	52.5	55.1
5年未満	190	26	164	7.4	9.4	7.2
1年未満	59	12	47	2.3	4.3	2.1
2年未満	282	46	236	11.0	16.5	10.3
3年未満	301	22	279	11.7	7.9	12.2
4年未満	258	17	241	10.0	6.1	10.5
5年未満	318	23	295	12.4	8.3	12.8
5~10年未満	880	96	784	34.3	34.5	34.2
10~15年未満	172	19	153	6.7	6.8	6.7
15~20年未満	59	9	50	2.3	3.3	2.2
20年以上	50	8	42	1.9	2.9	1.8
不明又は無記入	200	67	133	-	-	-

註1) 看護婦2,769人に回答記入を求めた結果である。附録 調査票様式B参照。

2) ベッド0及び19以下の診療所を合計した数。

3) ベッド20以上49及び50以上の病院を合計した数。

第27表 「今の職業を一生続けたいと思ひますか」についての看護婦の回答数

1950年2月 婦人少年局調

規模別	答えたものの総数	一生続けたい	結婚するまで続けたい	一日も早くやめたい	生活が楽になるまで	わからない	不明又は無記入
実数							
総数	2,722	208	924	128	194	1,268	47
ベッド数0	82	6	24	1	10	41	-
19以下	259	11	71	12	24	141	4
49以下	231	17	90	7	15	102	3
50以上	2,150	174	739	108	145	984	40
%							
総数	100	7.6	34.0	4.7	7.1	46.6	-
ベッド数0	100	7.3	29.3	1.2	12.2	50.0	-
19以下	100	4.3	27.4	4.6	9.3	54.4	-
49以下	100	7.4	39.0	3.0	6.5	44.1	-
50以上	100	8.1	34.4	5.0	6.7	45.8	-

註 看護婦の回答である。

IV 看護婦の所有資格と専門教育の程度

調査した病院及び診療所の2,769人の看護婦の回答により、調査当時各自が持つてゐた資格をみると(第28表)看護婦の資格だけを持つてゐるものが最も多く、55%をしめてゐる。第二位は看護婦と同時に助産婦の資格を持つものが28.0%であり、看護婦と保健婦、又は看護婦、助産婦、保健婦の資格を同時に持つものはずつと少く各約6%である。看護婦の資格なく、助産婦又は保健婦の資格を単独に又は同時にあわせ持つてゐるものは更に少い。(もつとも、これは対象として助産所、保健所、

産科病院を除外した影響もあるであろう。) 総体としてみると、全く何の資格も持たずに看護婦の見習として働いているものは7.5%である。

これを、事業場の規模別にみると(第28表)資格のない看護婦は規模の小さい程多く、診療所では30%以上あり、ベッド20以上の小病院は約20%、ベッド50以上の大病院は僅か2.4%である。Ⅲで述べた様に、診療所に見習看護婦が比較的多く、ベッド0では33%、ベッド19以下28%、ベッド50未満の小病院、20%、ベッド50以上の病院は4%と云う結果と殆ど一致している。

第28表 病院、診療所別看護婦の現在持っている資格別人数

1950年2月 婦人少年局調

	実 数					%				
	総 数	ベッド数 0	ベッド数 19以下	ベッド数 49以下	ベッド数 50以上	総 数	ベッド数 0	ベッド数 19以下	ベッド数 49以下	ベッド数 50以上
総 数	2,769	82	263	234	2,190	100	100	100	100	100
看 護 婦	1,491	34	103	116	1,238	55.0	42.5	42.0	50.7	57.5
看護婦、保健婦	172	4	8	4	156	6.4	5.0	3.3	1.8	7.3
看護婦、助産婦	623	10	39	52	522	23.0	12.5	15.9	22.7	24.2
看護婦、保健婦、助産婦	164	2	13	7	142	6.1	2.5	5.3	3.1	6.6
助 産 婦	42	1	2	6	33	1.6	1.3	0.8	2.6	1.5
保 健 婦	1	-	-	-	1	-	-	-	-	0.1
助産婦、保健婦	11	-	1	-	10	0.4	-	0.4	-	0.5
無	204	29	79	44	52	7.5	36.3	32.3	19.2	2.4
不明又は無記入	61	2	18	5	36	-	-	-	-	-

註1) 2,769名の看護婦の回答記入による。調査票様式B参照。

次に、その資格をとつた方法を、看護婦の回答によつてみると、(第29表及び調査票様式B参照)総体として最も多いのは、2年制の養成所を出て無試験検定を受けたもので53%、「実地に見習をしてから検定試験に合格したもの」及び「高等女学校卒業後3年制の養成所を卒業して無試験検定を受けたもの」は、ほぼ同数で12及び14%である。

これにも、事業場の規模による差がはつきりみられる。「高等女学校を卒業し3年制の養成所を出て無試験検定を受けた」最も程度の高い看護婦はその殆どがベッド50以上の病院に限られており、ここには約13%いるのに、それより小規模の病院、診療所には殆ど働いていない。又、ベッド50以上の病院では「2年制の養成所を卒業しているもの」が約56%であるが、それより規模の小さいところでは40%にみえず、入院施設のない診療所では僅か26%にすぎない。これに反して、見習をするか、或いは1年制の養成所を卒業してから検定試験に合格しているものが診療所の看護婦の50%以上をしめているのに対し、ベッド50以上の病院では約22%で、2年以上の養成所卒業生の方がずっと多くなっている。調査対象の項で述べた様に、ベッド50以上の調査病院48中、看護婦養成所の附設あるもの23であり、その病院に必要な看護婦の養成を病院自体が行っているところが多い。従つて、大きな病院の看護婦は比較的高い専門教育を受けているものが多いが、診療所では、見習看護婦の多い事からも推察される様に、実習をしながら独学で或いは簡単な専門教育を受けて検定試験を受

けた看護婦が多いと云う結果になつている。

上述の看護婦としての経験年数の比較的長いものが診療所の方に多いと云うことは、診療所の看護婦の経験には見習の期間がふくまれている場合があると云うことによるものと思われる。

第29表 病院、診療所別看護婦の資格とつた方法

1950年2月 婦人少年局調

	実 数					%				
	総 数	ベッド数 0	ベッド数 19以下	ベッド数 49以下	ベッド数 50以上	総 数	ベッド数 0	ベッド数 19以下	ベッド数 49以下	ベッド数 50以上
総 数	2,769	82	263	234	2,190	100	100	100	100	100
(1) 検定試験合格	338	14	42	51	231	13.8	28.0	25.3	27.6	11.2
(2) 1年制養成所 卒検定合格	319	14	42	38	225	13.0	28.0	25.3	20.5	10.9
(3) 2年制養成所 卒無試験検定	1,292	13	65	68	1,146	52.5	26.0	39.2	36.8	55.6
(4) 高女卒3年制 養成所卒無試験 検定	287	3	1	7	276	11.7	6.0	0.6	3.8	13.4
其 の 他	222	6	16	21	179	9.0	12.0	9.7	11.3	8.8
不明又は無記入	311	32	97	49	133	-	-	-	-	-

V 看護婦の学歴年数

病院及び診療所の看護婦の、看護婦としての専門教育以外の学校教育は、その受けた教育年数についての質問書に対する回答によると、(第30表)8年が最も多く、総数の約55%をしめており、10年これについて多く約20%、9年約15%である。年数からみれば、高等小学卒業が半数、その他では四年制の高等女学校卒業、及び新制中学が比較的多いと云うことになる。

第30表 看護婦の学歴年数別人数

1950年2月 婦人少年局調

	実 数					%				
	総 数	ベッド数 0	ベッド数 19以下	ベッド数 49以下	ベッド数 50以上	総 数	ベッド数 0	ベッド数 19以下	ベッド数 49以下	ベッド数 50以上
総 数	2,769	82	263	234	2,190	100	100	100	100	100
6 年 以 下	7	-	-	-	7	0.3	-	-	-	0.3
6 年	19	2	5	2	10	0.7	2.5	1.9	0.9	0.5
7 年	16	-	2	2	12	0.6	-	0.8	0.9	0.6
8 年	1,479	29	142	128	1,180	54.6	36.7	55.0	56.1	55.2
9 年	391	22	53	42	274	14.5	27.8	20.5	18.4	12.8
10 年	531	16	37	27	451	19.6	20.3	14.4	11.8	21.1
11 年	179	6	14	18	141	6.6	7.6	5.4	7.9	6.6
12 年	51	2	4	6	39	1.9	2.5	1.6	2.7	1.8
13 年	23	2	-	3	18	0.9	2.5	-	1.3	0.8
14 年	5	-	1	-	4	0.2	-	0.4	-	0.2
15 年	3	-	-	-	3	0.1	-	-	-	0.1
不明又は無記入	65	3	5	6	51	-	-	-	-	-

註1) 看護婦の専門教育を除いて通学した年数を各看護婦の回答による。

VI 看護婦の住込み寄宿数

病院、診療所の看護婦は住込み又は寄宿舎に居住しているものが大多数であるが、その割合がどの位になつてゐるかを2,769人の看護婦の回答にみると第31表の通りである。これによると、ベッド50以上の病院では88%で規模が小さくなるとその割合が少くなり。入院施設のない診療所では69%が住込み又は寄宿に住んでおり、その反面、約30%の通勤看護婦がいるのは注目すべきであろう。ところが、看護婦以外の女子についてはこの関係は逆で大部分は通勤であり、規模が小さい程住込が多くなつてゐる。即ち、ベッド50以上の病院では寄宿、又は住込みは僅か15%で規模が小さい程住込みの者が多くなり、ベッド19以下の診療所では42%、ベッド0の診療所では50%となつてゐる(第31表)又、男子については、病院では90%以上が通勤であるが診療所は60%余である。

第31表 通勤、寄宿、住込別人数
1950年2月 婦人少年局調

		答えたものの総数	通 勤	寄 宿 舎 込	不明又は無記入
実 数	総 数	2,755	373	2,382	14
	ベッド数 0	81	25	56	1
	「 19以下	261	42	219	2
	「 49以下	234	38	196	-
	「 50以上	2,179	268	1,911	11
%	総 数	100	13.6	86.4	-
	ベッド数 0	100	30.9	69.1	-
	「 19以下	100	16.1	83.9	-
	「 49以下	100	16.2	83.8	-
	「 50以上	100	12.3	87.7	-

註 看護婦の回答である。

千葉県の上私立病院(ベッド51)の様に服務規定で

「女子従業者は原則として院内寄宿舎に入り、当院附属の××食堂に於て賄を受くべきものとす。」

と看護婦は寄宿舎に入るべきことを明文できめてゐるところもある。

VII 看護婦の出身府県

上述の様に、看護婦は通勤のものが少いがその出身地はどうであらうか。「あなたの家族の住んでゐる場所」として記入してもらつた結果では第32表の様であり、県により二つの対象的な型に分けることができる。その一つは東北地方の各県及び関東の茨城、栃木、群馬で、看護婦の大多数(70%乃至約90%)が事業場の所在県出身者であり、他の県から來てゐるものでも、ほとんどが事業場の所在する近県から來てゐる。第二の型はこれと対象的に事業場所在の県に少く、他県出身の多い型でその著しいのは東京で、都内出身者は僅か21%にすぎず、関東地方の他県出身31%東北地方出身者19%、その他山梨、長野、新潟、静岡出身が相当多く、それ以外に看護婦の出身地はほとんど全国にわたつてゐる。神奈川、埼玉については、以上両者の中間型とも云うべく、自県出身が半数、近県これにつぎ、東北地方第二位で、その他の県からも相当広い範囲から來てゐるが、やはり、山梨、長野、新潟なども相当多い。

第32表 病院診療所の看護婦出身都府県

1950年5月 婦人少年局調

事業場所 在都府県 出身 都府県	青 森	岩 手	宮 城	秋 田	山 形	福 島	茨 城	栃 木	群 馬	埼 玉	千 葉	東 京	神 奈 川
調査総数	132	139	137	57	236	122	45	186	99	103	285	977	251
回答した 員数	129 (100%)	134 (100%)	131 (100%)	55 (100%)	230 (100%)	115 (100%)	44 (100%)	178 (100%)	96 (100%)	100 (100%)	278 (100%)	940 (100%)	243 (100%)
青 森	74.4	5.2	2.3	-	-	-	-	-	-	-	0.7	0.3	0.8
岩 手	2.3	91.0	9.1	-	0.9	-	2.3	-	-	1.0	-	1.2	1.6
宮 城	2.3	2.2	74.0	3.6	0.4	1.7	-	-	-	1.0	-	0.9	1.2
秋 田	13.9	1.6	3.8	96.4	1.8	-	-	-	-	1.0	0.4	1.0	1.2
山 形	3.1	-	0.8	-	88.7	3.5	-	-	-	2.0	1.1	3.3	2.5
福 島	1.6	-	6.1	-	0.9	92.2	-	1.1	1.0	2.0	-	4.8	8.2
茨 城	-	-	-	-	3.9	1.7	88.6	3.3	-	4.9	3.2	8.0	1.7
栃 木	-	-	-	-	-	-	-	91.6	1.0	7.9	1.8	5.2	0.8
群 馬	-	-	-	-	-	-	-	2.2	86.5	9.9	2.9	5.6	2.5
埼 玉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	51.5	4.3	7.5	0.8
千 葉	-	-	0.8	-	0.4	-	-	-	-	3.0	76.6	7.1	3.7
東 京	-	-	-	-	0.4	-	2.3	-	4.2	5.9	2.5	21.0	5.4
神 奈 川	-	-	-	-	0.4	-	-	-	2.1	2.0	-	5.0	53.1
新 潟	-	-	0.8	-	1.3	-	2.3	0.6	4.2	1.0	1.1	5.4	1.7
山 梨	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.4	3.5	3.3
長 野	0.8	-	-	-	-	-	-	0.6	1.0	3.9	2.5	5.9	4.5
静 岡	0.8	-	-	-	-	-	4.5	-	-	-	0.4	3.9	2.9
其 他 府 県	0.8	-	2.3	-	0.9	0.9	-	0.6	-	3.0	1.1	10.4	4.1
不 明	3	5	6	2	6	7	1	8	3	2	7	37	8

註 1) 看護婦の回答による。

VIII 看護婦の家計補助状況

病院診療所の看護婦は後にのべる様に未婚者が大部分であるから家の家計を支持しているものは少いが、家計の補助をしているものは約2割である。「あなたの給料の中から毎月いくら出してゐます」かに對する看護婦の回答によると(附録調査票様式B参照)第33表の通り、毎月出しているものは19%で、大部分は全く家計補助をしてゐない。これは、製糸工場女子労働者の54%が家に送金しているのと比べればずっと少い。毎月、家計補助をしているものでは、1,000円以上、1,500円未満が約24%で最も多いが、3,000円以上も約20%あり、相当多額の補助をしているものがある。

註 1) 「製糸工場の女子労働者」労働省婦人少年局刊

IX 看護婦の家の職業

病院、診療所の看護婦はその約半数が農家の子女である。2,769人の看護婦が「あなたの家の職業」と云う質問に回答した結果は第35表の通りで、回答者の49%は農家出身者である。女子労働者の大部分を農村に依存していると云われる紡績、製糸の工場でも農家出身の女子は60%乃至70%である。看護婦の50%が農村出の子女であると云うことは、その年令が一般に比較的低い事実と共に注目すべきである。

第33表 看護婦の家計補助の有無¹⁾

1950年2月 婦人少年局調

		答えたものの総数	出している	出していない	不明又は無記入
実数	総数	2,664	2,169	495	105
	ベッド数 0	77	56	21	5
	19以下	254	185	69	9
	49以下	228	158	70	6
	50以上	2,105	1,770	335	85
%	総数	100	81.4	18.6	-
	ベッド数 0	100	72.7	27.3	-
	19以下	100	72.8	27.2	-
	49以下	100	69.3	30.7	-
	50以上	100	84.1	15.9	-

註 「あなたの給料の中から毎月いくら家のために出していますか」についての回答である。

第34表 看護婦の家計補助額¹⁾ 1950年2月 婦人少年局調

		答えたものの総数	500円未満	500円満	1,000円未満	1,000円満	1,500円未満	1,500円満	2,000円未満	2,000円満	2,500円未満	2,500円満	3,000円未満	3,000円満	3,000円以上	不明
実数	総数	431	20	51	120	45	74	20	101	64	2	2	10	1	52	64
	ベッド数 0	19	-	4	3	1	3	2	6	2	1	1	1	1	1	2
	19以下	59	4	11	4	8	17	5	10	10	1	1	1	1	1	10
	49以下	70	2	6	26	11	9	7	9	9	1	1	1	1	1	-
	50以上	283	14	30	87	25	45	6	76	52	1	1	1	1	1	52
%	総数	100	4.6	11.8	27.8	10.5	17.2	4.7	23.4	-	-	-	-	-	-	-
	ベッド数 0	100	-	21.1	15.8	5.3	15.8	10.5	31.5	-	-	-	-	-	-	-
	19以下	100	6.8	18.6	6.8	13.6	28.8	8.5	16.9	-	-	-	-	-	-	-
	49以下	100	2.9	8.6	37.1	15.7	12.9	9.9	12.9	-	-	-	-	-	-	-
	50以上	100	4.9	10.6	30.8	8.8	15.9	2.1	26.9	-	-	-	-	-	-	-

註 「あなたの給料の中から毎月いくら家のために出していますか」についての回答である。

第35表 看護婦の家の職業¹⁾ 1950年2月 婦人少年局調

		答えたものの総数	農業	商業	工業	一般事務員	その他	無業	不明又は無記入
実数	総数	2,584	1,268	311	79	326	372	228	185
	ベッド数 0	80	37	4	8	8	11	12	2
	19以下	245	118	21	10	26	34	36	18
	49以下	224	100	28	9	27	34	26	10
	50以上	2,035	1,013	258	52	265	293	154	155
%	総数	100	49.1	12.0	3.1	12.6	14.4	8.8	-
	ベッド数 0	100	46.2	5.0	10.0	10.0	13.8	15.0	-
	19以下	100	48.2	8.6	4.1	10.6	13.9	14.6	-
	49以下	100	44.6	12.5	4.0	12.1	15.2	11.6	-
	50以上	100	49.8	12.7	2.6	13.0	14.4	7.5	-

註 各看護婦の回答による。

X 看護婦の配偶関係

病院診療所の看護婦は未婚者が圧倒的に多い。看護婦の回答によると(第36表)、その94%が未婚であり、夫のあるものと、離別又は死別したものと、それぞれ約3%にすぎない。この未婚者の割合は製糸工場の女子労働者の未婚者98%にほぼ匹敵している。

第36表 看護婦の配偶関係^(註1)

1950年2月 婦人少年局調

		答えたものの総数	未婚	有夫	死別	別別	不明又は無記入
実数	総数	2,669	2,504	85	81	100	-
	ベッド数 0	78	69	4	5	4	-
	19以下	248	225	12	11	15	-
	49以下	227	209	11	7	7	-
	50以上	2,116	2,001	58	58	74	-
%	総数	100	93.8	3.2	3.0	-	-
	ベッド数 0	100	88.5	5.1	6.4	-	-
	19以下	100	90.7	4.8	4.5	-	-
	49以下	100	92.1	4.8	3.1	-	-
	50以上	100	94.6	2.7	2.7	-	-

配偶関係を事業場の規模別にみると、大病院ほど未婚者の率が高くなっており、入院施設のない診療所では、既婚者が約12%いる。入院患者を収容している事業場では多くの場合、看護婦の夜勤を必要とする関係上、看護婦は住込み又は寄宿生が多いことは前に述べたが、このような職場では家族を持つものが少ないことは必然の結果であろう。

註1) 前掲「製糸工場の女子労働者」

XI 看護婦の扶養家族数及び子供の数

病院診療所の看護婦で子供を持つものは殆どなく、又、扶養家族を持つものも非常に僅かである。看護婦の回答によると子供のいるものは2.3%であり、それも大部分が一人である。(第37表) 扶養家族を調べてみても一人平均0.04人であり、所有しているものは看護婦の2.7%にすぎない。扶養家族及び子供を持つ看護婦の割合は、いずれも事業場の規模が大きい程少くなっている。この傾向は未婚者が規模の大きい病院に比較的多いことと全く一致している。

第37表 「学令前の子供又は学童を持っていますか」に対する看護婦の回答数

1950年2月 婦人少年局調

		答えたものの総数	有			無	不明又は無記入
			小計	1~2人	3~4人		
実数	総数	2,222	52	46	6	2,170	547
	ベッド数 0	54	2	2	-	52	28
	19以下	253	7	5	2	246	10
	49以下	230	4	2	2	226	4
	50以上	1,685	39	37	2	1,646	505
%	総数	100	2.3	2.0	0.3	97.7	-
	ベッド数 0	100	3.7	3.7	-	96.3	-
	19以下	100	2.8	2.0	0.8	97.2	-
	49以下	100	1.8	0.9	0.9	98.2	-
	50以上	100	2.3	2.2	0.1	97.7	-

註 看護婦の回答である。

第 38 表 規模別病院診療所の看護婦及、男女別労働者の扶養家族の有無
1950年2月 婦人少年局調

		実 数			%		
		総 数	有	無	総 数	有	無
総 数	男	1,462	1,110	352	100	75.9	24.1
	看護婦	2,798	77	2,721	100	2.8	97.2
	看護婦以外の女	815	154	661	100	18.9	81.1
ベッド数 0	男	20	15	5	100	75.0	25.0
	看護婦	75	5	70	100	6.7	93.3
	看護婦以外の女	14	3	11	100	21.4	78.6
ベッド数 19 以下	男	52	45	7	100	86.5	13.5
	看護婦	260	9	251	100	3.5	96.5
	看護婦以外の女	48	4	44	100	8.3	91.7
ベッド数 49 以下	男	234	174	60	100	74.4	25.6
	看護婦	405	16	389	100	4.0	96.0
	看護婦以外の女	114	19	95	100	16.7	83.3
ベッド数 50 以上	男	1,156	876	280	100	75.8	24.2
	看護婦	2,058	47	2,011	100	2.3	97.7
	看護婦以外の女	639	128	511	100	20.0	80.0

註 看護婦の回答である。

第 39 表 病院、診療所の看護婦及男女労働者の扶養家族の人数別分布
1950年2月 婦人少年局調

	総 数	1~2人	3~4人	5人以上
実 数				
男	1,110	532	396	182
看護婦	77	67	10	-
看護婦以外の女	154	124	26	4
%				
男	100	47.9	35.7	16.4
看護婦	100	87.0	13.0	-
看護婦以外の女	100	80.5	16.9	2.6

註 看護婦の回答である。

看護婦は病院、診療所の労働者の中では比較的年齢が低いグループに属し、勤続短かく、農村出身の未婚の子女が多く、家を離れて寄宿又は住込みの多い点で紡織工業の女子労働者に近い特色を持っている。しかし、その専門的職業経験は、一カ所における勤続の短い割に長く、かつ学歴も、その半数以上は高等小学校又は新制中学卒業後、2年制の専門教育を受けていること、家計補助をしている者の少い点などが紡織関係の女子労働者とは異つたものがある。

註 1) 1949年10月、労働統計調査部調

これを病院及び診療所の看護婦以外の女子労働者についてみると、一人平均の扶養家族数は0.3人、扶養家族を持つものの割合は19%で、看護婦に比してずつと多い。同じく男子は平均2.2人、総数の16%が扶養家族を持っている。

(註 1) 全産業の女については、平均 0.2 人であり、看護婦の 0.04 人はこれに比して、はるかに少い。

以上にのべた看護婦の女子労働者としての特性を総合してみると、この調査の結果から次の事が云える。

第 二 部

看護婦の労働条件

第一章 看護婦の労働時間

——勤務時間の形態と夜勤——拘束時間——休憩時間——休日——実働時間——年次有給休暇——生理休暇

I 勤務時間の形態と夜勤

1. 看護婦の夜勤の必要性

病院及び診療所の看護婦は人命をあずかる関係で深夜業のさけられない場合が相当多く、又、年中その業務を全く停止してしまうことが困難である。従つて、看護婦の労働時間について考える前に、順序として、夜の勤務がどの様に行われているか、一日の勤務時間の形態がどうなつていくかを明らかにしておくことが必要となつてくる。

第 40 表 看護婦の深夜業の有無

1950年2月 婦人少年局調

夜 勤	答えたものの総数	無	有	無記入
実 数				
総 数	2,476	635	1,841	293
ベッド数 0	71	50	21	11
19 以下	233	123	110	30
49 以下	199	68	131	35
50 以上	1,973	394	1,579	217
%				
総 数	100	25.6	74.4	-
ベッド数 0	100	70.4	29.6	-
19 以下	100	52.7	47.3	-
49 以下	100	34.4	65.6	-
50 以上	100	19.8	80.2	-

註 「午後10時以後午前5時までのあいだに夜勤をすることがありますか」についての回答である。

1月5回以上(平均1週1回以上)であり、月9回以上(平均1週2回以上)が約4分の1もある。なお前述の様に深夜業は事業場の規模が大きい程多いが、深夜業をするものについてはその回数規模によるはつきりした差はない。

次に、「夜勤中ずつと起きていますか」に対する看護婦の回答をみると(第42表)「ずつと起きています」もの約25%、「床に入っているがたびたび起される」もの約50%で、看護婦は夜勤中ずつと起きていますか、僅かに睡眠をとるにすぎないものが相当多いと云える。しかし、これは事業場の規模によつて可成開きがあり、ベッド20以上の病院では以上の傾向がみられるが、ベッドのない診療所では、むしろ「床に入つてからは、めつたに起きない」と云う形の夜勤の方が多くなつていく。

以上各看護婦に質問した結果からみると、患者を收容しない診療所の看護婦は深夜業はあまりして

まず看護婦一人一人に対して、「午後10時以後午前5時までの間に夜勤をすることがありますか。」と質問した結果でみると、第40表の様に、全体の75%が深夜業をするに云つてゐる。規模別にみれば、ベッドのない診療所でも約30%、ベッドの数が多くなる程、その率は大になり、ベッド50以上の病院では約80%が深夜業をするに答えている。これら深夜業をする看護婦の1ヵ月(調査前月)間の夜勤の回数は看護婦の回答によると(第41表)1月に1~2回と云うのは僅か15%で、60%以上は

第41表 看護婦の深夜業回数

1950年2月 婦人少年局調

		夜勤ありと 答えたもの の総数	1～2回	3～4回	5～6回	7～8回	9～10回	11回以上	回数不明
実 数	総数	1,669	243	350	297	377	223	179	172
	ドベツ数 0	19	3	4	1	9	2	-	2
	19以下	89	23	21	15	11	7	12	21
	49以下	117	24	23	20	24	13	13	14
	50以上	1,444	193	302	261	333	201	154	135
%	総数	100	14.6	21.0	17.8	22.6	13.3	10.7	-
	ドベツ数 0	100	15.8	21.1	5.3	47.3	10.5	-	-
	19以下	100	25.8	23.6	16.9	12.4	7.9	13.4	-
	49以下	100	20.5	19.7	17.1	20.5	11.1	11.1	-
	50以上	100	13.4	20.8	18.1	23.1	13.9	10.7	-

註 「午後10時以後午前5時までのあいだに夜勤をすることがありますか」についての「ある」と答えた1,841名の看護婦の回答である。

第42表 「夜勤中はすつと起きていますか」に対する看護婦の回答

1950年2月 婦人少年局調

		答えたもの の総数	ずつと 起きている	床に入っている がたびたび 起される	床に入っている がめつたに 起されない	他の人と交 たいでねる	その他	不明又は 無記入
実 数	総数	2,010	498	999	283	59	171	759
	ドベツ数 0	25	2	6	12	-	5	57
	19以下	160	6	67	58	1	28	103
	49以下	164	14	110	30	-	10	70
	50以上	1,661	476	816	183	58	128	529
%	総数	100	24.8	49.7	14.1	2.9	8.5	-
	ドベツ数 0	100	8.0	24.0	48.0	-	20.0	-
	19以下	100	3.7	41.9	36.2	0.6	17.6	-
	49以下	100	8.5	67.1	18.3	-	6.1	-
	50以上	100	28.7	49.1	11.0	3.5	7.7	-

註 1) 午後10時以後午前5時までのあいだに夜勤をすることがあるかについての看護婦の回答である。

第43表 病院診療所の看護婦の夜勤の有無別数

1950年2月 婦人少年局調

夜勤の有無		総数	ベッド数 0	ベッド総 19以下	ベッド数 49以下	ドッペ数 50以上
実 数	総数	252	52	117	35	48
	あり	105	4	30	24	47
	なし	147	48	87	11	1
%	総数	100	100	100	100	100
	あり	41.7	7.7	25.6	68.5	97.9
	なし	58.3	92.3	74.4	31.5	2.1

註 婦長、院長などの回答である。午後10時から午前5時までの深夜業とは限っていない。

いないが、病院看護婦には深夜業が必要であると云うことは明らかである。これを、病院、診療所の看護婦の勤務の管理に当っている婦長、院長、などの回答によつてみても、(第43表)ほとんど同様の傾向がみられる。但し、この数の中には、急患がある場合は起されて仕事をすると云うものは含まれていない。



ロ、看護婦の勤務時間の形態

以上の様に、患者収容施設ある病院（ベッド20以上）、診療所（ベッド19以下）の看護婦には夜勤を必要とする場合が多いのであるが、その勤務時間をどんな形態で行っているかを一べつしよう。

まず前述の夜勤があると回答された（第43表参照）病院及び診療所でどんな勤務形態をとっているかを、調査した結果、交替制を実施している所は意外に少いことが明らかになった。（第44表）看護婦が夜勤をしている病院、診療所105カ所の中交替制を実施しているのは14病院（ベッド50以上—13、ベッド20以上49以下—1）だけであり、大半（87%）は宿直制でその夜勤を補っている。云いかえれば、診療所では（ベッド20未満及びベッド0）全く交替制を実施している所なく、病院でも小さい所はほとんど交替制は行っていない。

第44表 夜勤の有る病院診療所の夜勤形態（事業場数）

1950年2月 婦人少年局調

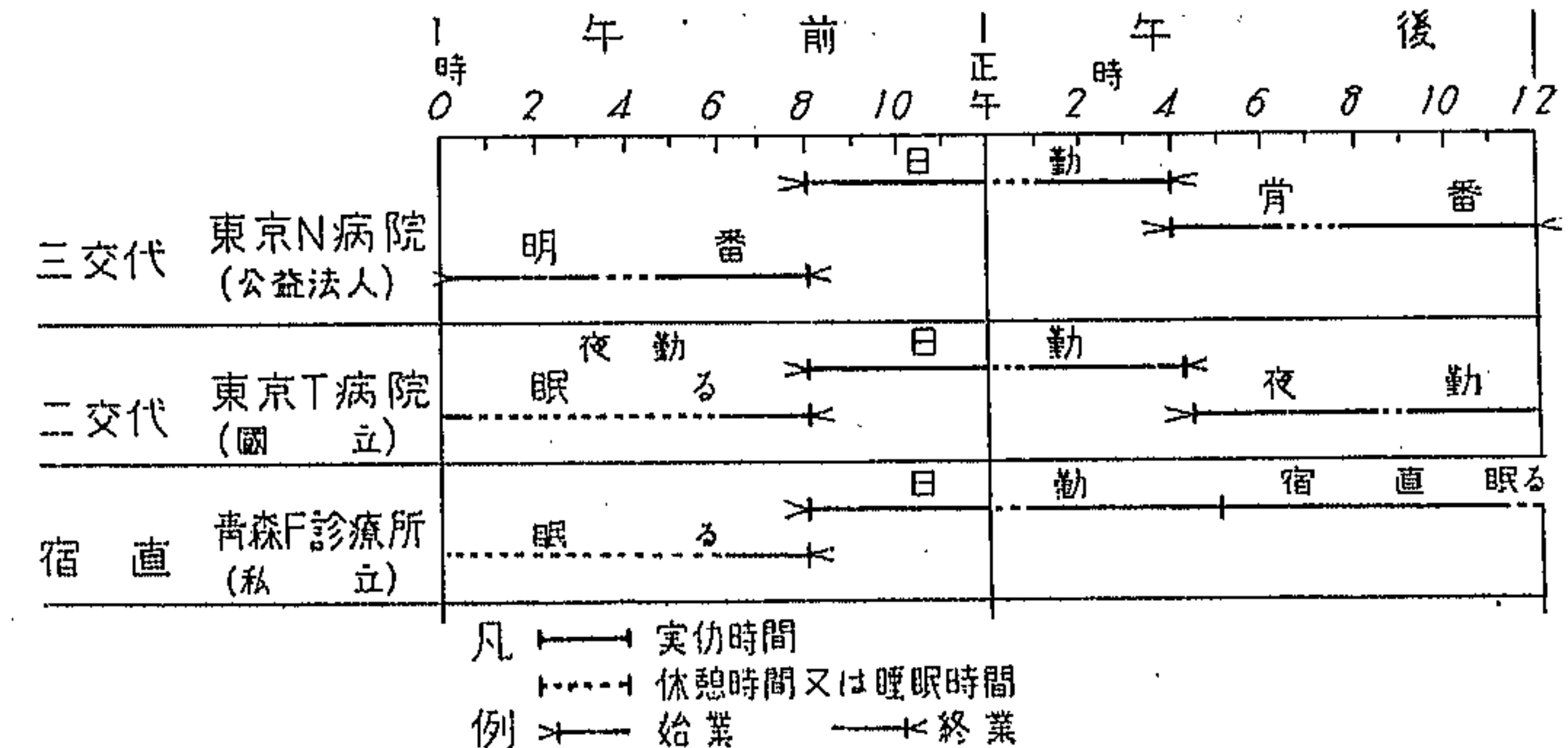
ベッ ド 数	総 数	ベッ ド 数 0	ベッ ド 数 19 以 下	ベッ ド 数 49 以 下	ベッ ド 数 50 以 上
総 数	105	4	30	24	47
三 交 代 制	11	—	—	1	10
二 交 代 制	3	—	—	—	3
宿 直 制	91	4	30	23	34

注 1) 婦長、院長等病院診療所の責任者について実状を質問した得た回答による。

三交代制、二交代制、宿直制の各単位勤務時間の形態を例示すれば次の様である。

第9図 三交代、二交代、宿直の時間割例

1950年2月 婦人少年局調



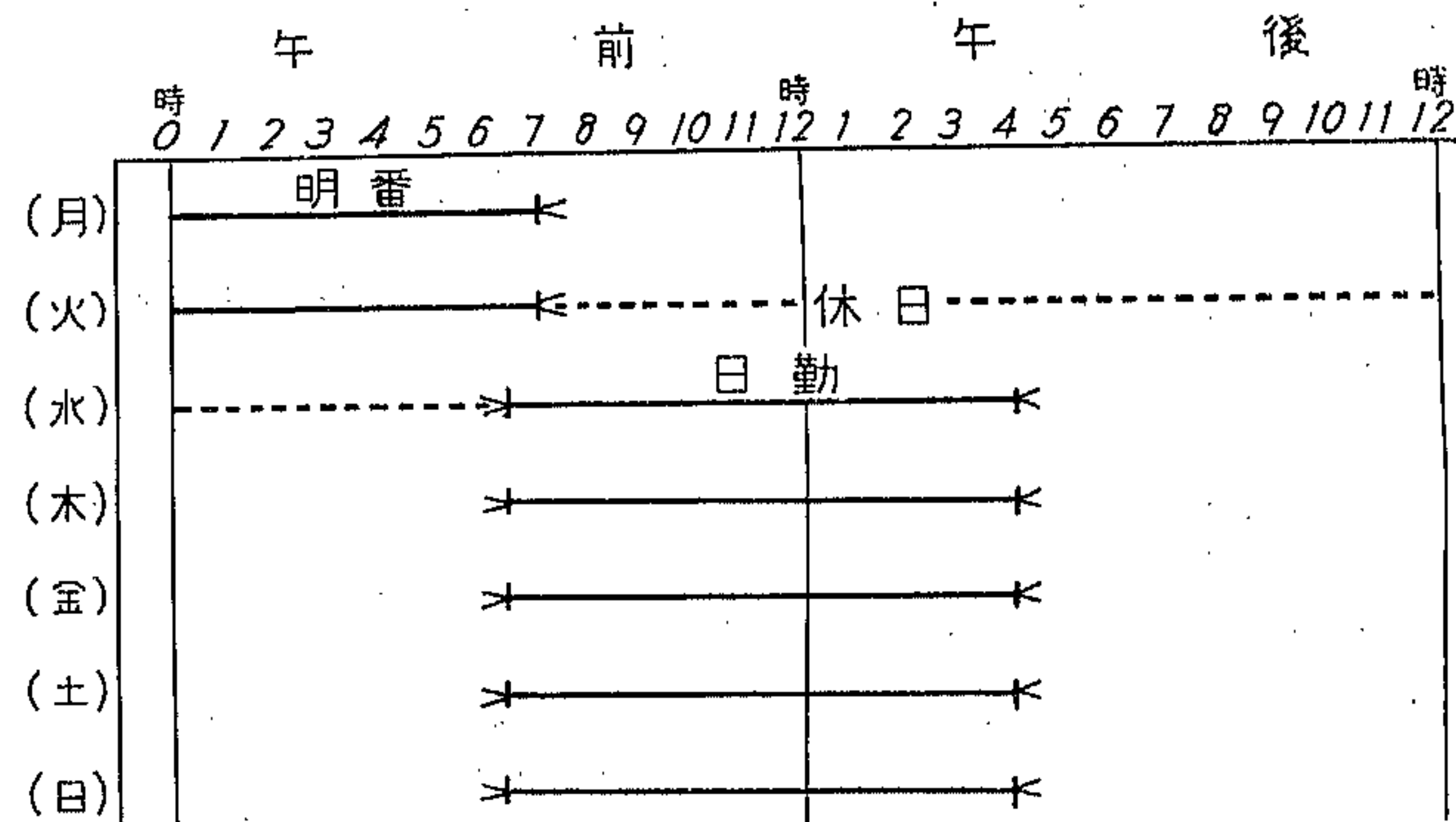
三交代制の場合には始業終業の時刻は病院により多少のずれはあるが、N病院の例の様に大体1日が均等の3勤務時間単位となつている。二交替制はT病院の様に、日勤のものは半日より短かく、夜勤の方が勤務時間が長いのが普通である。宿直制の二交替制と異なる点は、日勤をやつた看護婦で番に当つた者は夕方から続いて宿直に入り、明る朝まで続け、更に、明る日の日勤も続けて行うのが普

通の形である。結局、F診療所の様に、上述の第三の宿直制の場合が病院診療所の大半をしめるわけである。

ここで参考のため、勤務時間の転換の状況を二、三の例によつて示しておこう。ここにあげた例は、各看護婦に調査当日からさかのぼつて一週間の勤務時間を記入してもらつたものの中から典型的なものを選んだものである。

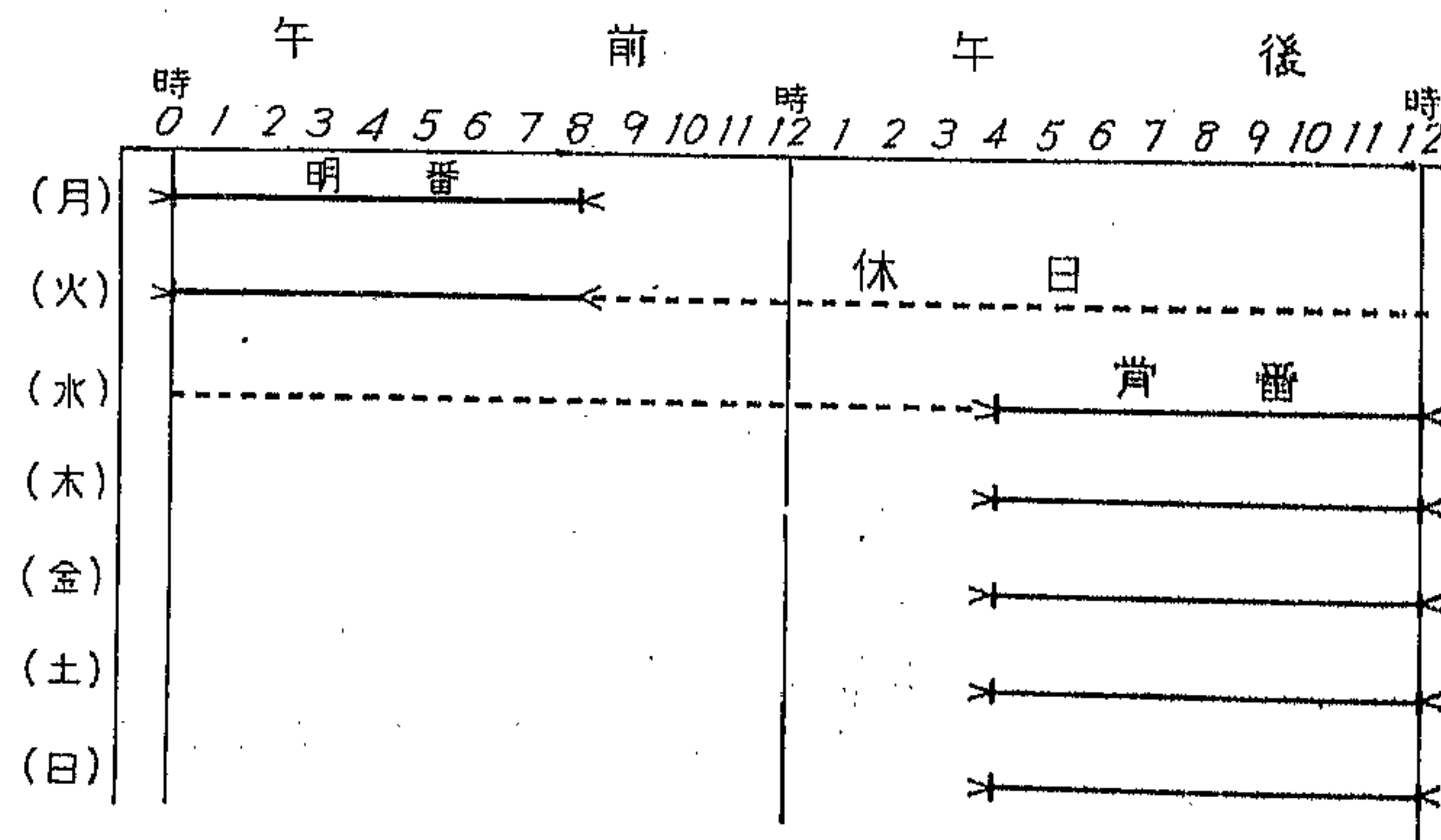
1) 3交代の場合

例 1



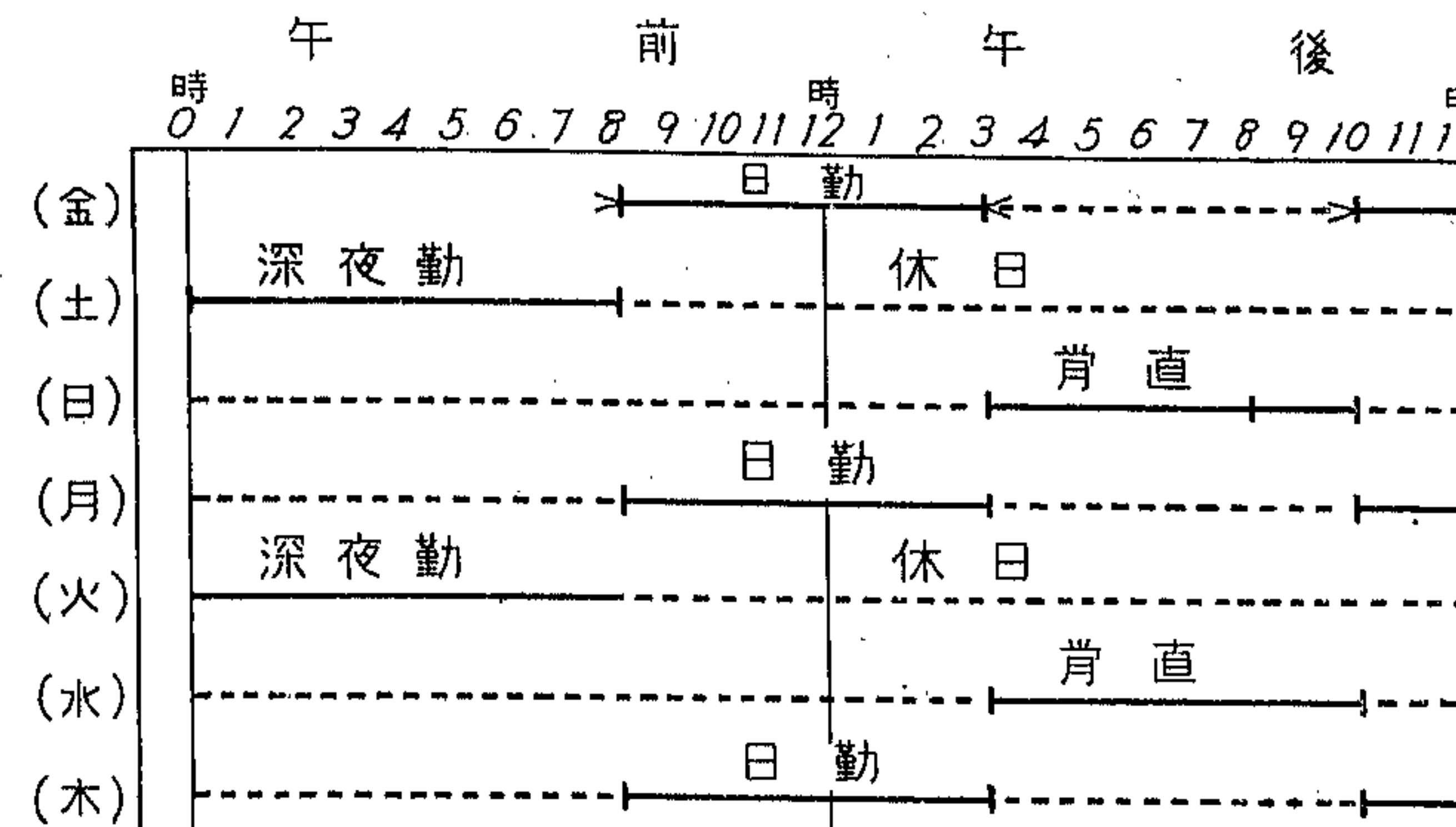
日勤をはさんで番が代る例 (休日になつてゐる時間に注意)

例 2



(日勤をはさまず、明番から夜勤に代る例) (休日になつてゐる時間に注意)

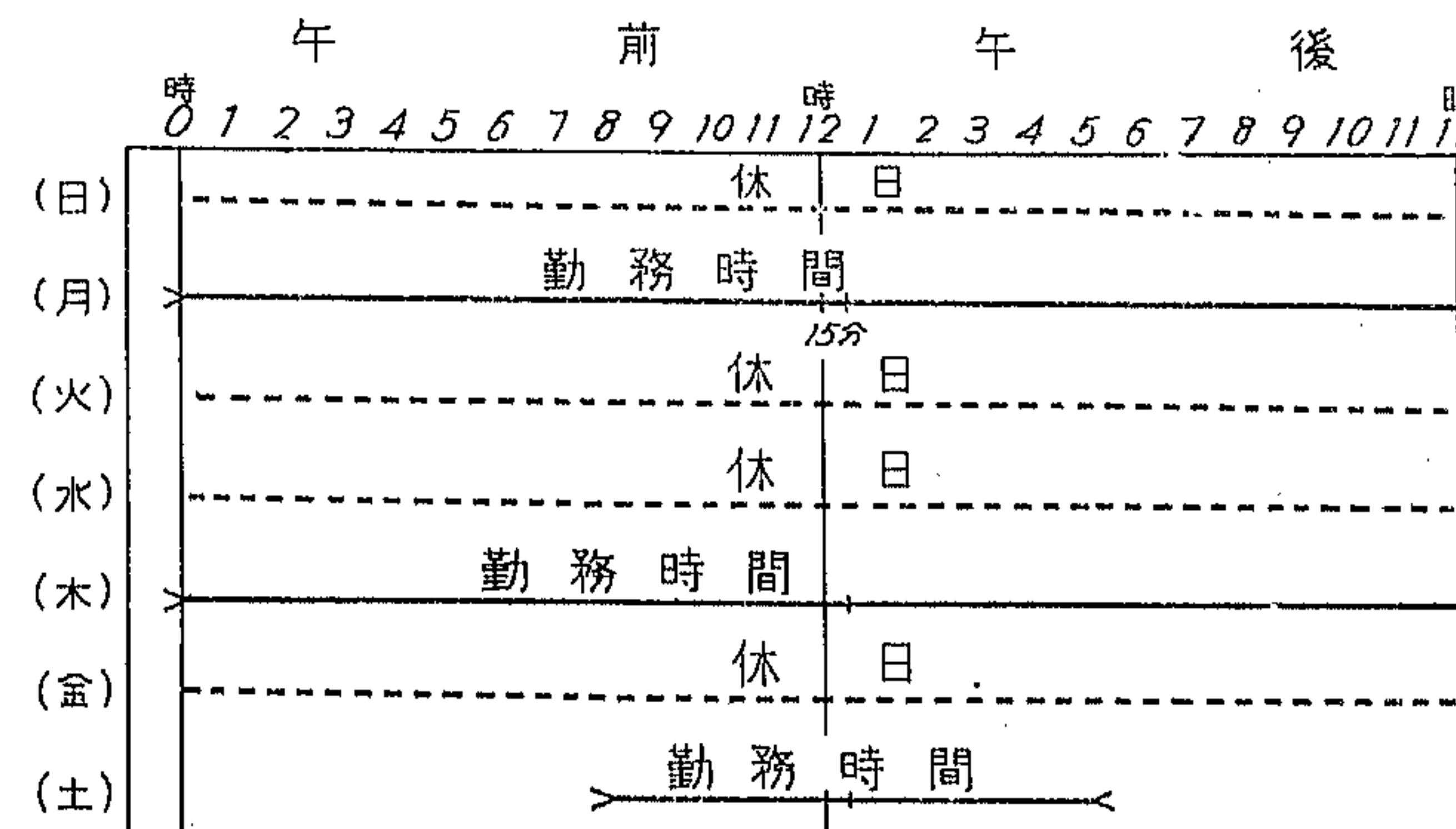
例 3



(三交代勤務が循環する例) (休日になつてゐる時間に注意)

2) 2交代の場合

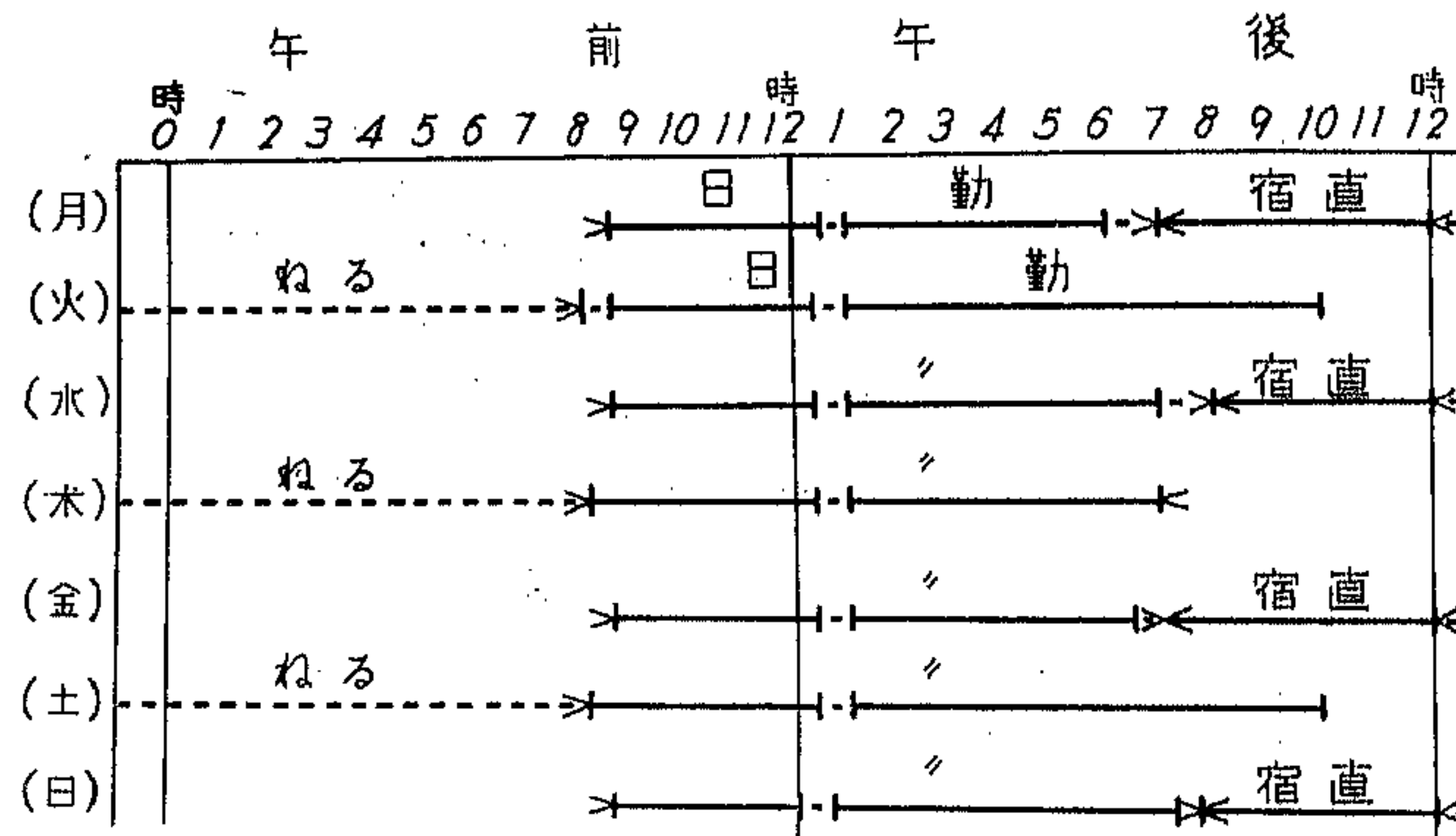
例 4



24時間継続勤務して後2日休み例)

3) 宿直の場合

例 5



(日勤・宿直・日勤と続く例)

第45表 看護婦の夜勤状況

交代制別	総計	ずつと 起きている	ねているが 度々起される	減多に起さ れない	その他
実数					
三交代	小 ベ ッ ド 数 計 0 19以下 49以下 50以上	11 — — 10	10 — — 9	1 — — 1	— — — —
二交代	小 ベ ッ ド 数 計 0 19以下 49以下 50以上	3 — — 3	1 — — 1	2 — — 2	— — — —
当直制	小 ベ ッ ド 数 計 0 19以下 49以下 50以上	91 4 30 23 34	3 — — 1 2	37 — 13 8 16	49 4 15 14 16
%					
三交代	小 ベ ッ ド 数 計 0 19以下 49以下 50以上	100 — — 100 100	90.9 — — 100.0 90.0	9.1 — — 10.0 —	— — — — —
二交代	小 ベ ッ ド 数 計 0 19以下 49以下 50以上	100 — — 100 100	33.3 — — 33.3 —	66.7 — — 66.7 —	— — — — —
当直制	小 ベ ッ ド 数 計 0 19以下 49以下 50以上	100 100 100 100	3.3 — — 4.3 5.9	40.7 — — 43.3 47.1	53.8 100.0 50.0 60.9 47.0

註 1) 婦長又は院長などに質問した結果である。

ハ、看護婦の交代制の夜勤と宿直勤務の状況

以上の夜勤を行つている 105 の病院、診療所の夜勤の状況を三交代、二交代、宿直と勤務時間の形態によつて比較してみると第 45 表のようになる。三交代の場合の夜勤（宵勤と明勤）は大部分（11 中 10）の病院では夜勤中の看護婦はすつと起きている。二交替の場合は僅か 3 病院で、はつきりしたことは分らないが、「めつたに起されない」と云うのは一つもなく、「すつと起きている」か、「ねているが度々起される。」（第 45 表）これが宿直制の病院、診療所では看護婦が宿直中「すつと起きている」所は僅か 3 %、「ねているが度々起される」所は 41 %、「ねてしまつたら、めつたに起されない」所が 54 %となつてゐる。しかし、事業場の規模によつて幾分開きがあり、ベッド 50 以上の病院ではめつたに起されないものが半数に及ばず、「すつと起きているか、又は度々起される」の合計の方が多くなつてゐる。そして、ベッドの無い所では、宿直はあつても、すつと起きている所も、また、度々起される所も全くない。

以上の、宿直のある病院診療所 91 カ所について、看護婦の宿直当番の回数をみると、（第 46 表）1 週 1 回以内は約 30 %で、70%は 1 週 1 回以上となつており、3 日に 1 回が総数の約 50 %をしめる。2 日に 1 回と云う例も 10 %以上あるし、週 6 日と云う甚だしい例もある。

第46表 看護婦の宿直の回数

1950年2月 婦人少年局調

	総数	ベッド数 0	ベッド数 19 以下	ベッド数 49 以下	ベッド数 50 以上
実数					
総数	91	4	30	23	34
1 週 1 回	26	2	9	4	11
1 週 1 回以上	63	2	21	19	21
不明又は無記入	2	—	—	—	2
%					
総数	100	100	100	100	100
1 週 1 回	29.2	50.0	30.0	17.4	34.4
1 週 1 回以上	70.8	50.0	70.0	82.6	65.6
不明又は無記入	—	—	—	—	—

註 1) 院長婦長等経営者側の責任者に質問して得た回答による。

これが三交替制の場合には、大体 3 週間目に 1 回の夜勤（宵番、又は明番）がまわつてくる所が大多数で、7 日交代が多いから平均日数になおすと 3 日 1 に日と云うことになる。

次に、これらの看護婦の宿直及び交代制の夜勤の勤務の内容を示唆するものとして、病棟宿直における看護婦 1 人当りの入院患者数を平均してみると、宿直は 30.1 人となり、三交替制の宵勤の看護婦 1 人平均 30.1 人、明番 30.4 人と比較しても殆ど差がない。しかも、その分布をみると、第 47 表の通り宿直看護婦 1 人で 30 人以上受持つてゐる所が 30 %あり、多いところは 50 人以上の所もある。只、宿直制の所では交替制の病院に比べて附添ある患者の割合が多くなつてゐる。即ち、三交代制では平均 23 %の患者に附添がついてゐるのに、宿直制では 52 %に附添がついてゐる。ここに上述の病院、診療所の宿直の中に「めつたに起きない」と云う場合が相当みられる一つの理由が見出せる。

しかし既にのべた様に、少くとも入院患者を收容している病院や診療所の宿直はその約半数はねて

第 47 表 病棟勤務の看護婦の受持患者数¹⁾

1950年2月 婦人少年局調

病棟勤務看護婦 1人当りの 入院患者数	事業場数			%		
	三交代		当直あるものの 病棟、外來が別 になっているもの の病棟勤務	三交代制		当直あるものの 病棟、外來が別 になっているもの の病棟勤務
	明	宵		明	宵	
総 数	11	11	47	100	100	100
10人以下	-	-	5	-	-	10.7
11～20人	3	4	13	27.3	36.3	27.7
21～30人	4	2	15	36.3	18.2	31.9
31～40人	1	2	5	9.1	18.2	10.7
41～50人	2	2	1	18.2	18.2	2.1
51～60人	1	1	3	9.1	9.1	6.4
61～100人	-	-	4	-	-	8.5
100人以上	-	-	1	-	-	2.1

註 1) 調査当日、病棟に配属された看護婦の実働数で当日の入院患者数を割つたものである。

いても度々起される勤務であり、受持の患者数もその約半数は附添がついているにしても、平均約30人で、交替制の場合と大差なく、循環の率も交替制の夜勤に近い。以上いずれの点からみても、看護婦の宿直は三交替制の夜勤に近いものがあり、工場、事務所などにおける通常の「宿直」とは異つた特質をもつものと云えよう。

II 看護婦の拘束時間

事業場の規定による看護婦の拘束時間を交代制及び宿直制別に晝間の勤務についてみると(第48表)三交替は全部1日8時間で、ある。宿直制を採用しているものでは、77%は8時間又は8時間半であ

註 1) 1947年9月労基発号及び1948年1月、労基発第33号によれば「宿直」の許可基準(労働基準法第三十二條の労働時間の制限の適用から除外される宿直)は週1回以内、「通常の労働の継続でなく、定時的巡視、緊急の文書又は電話の收受、非常事態発生準備」を労働の内容とする場合である。

第 48 表 看護婦の拘束時間

1950年2月 婦人少年局調

	事業場数				%	
	三交代	二交代	宿直あり	宿直なし	宿直あり	宿直なし
総 数	11	3	91	147	100	100
6時間以下 ¹⁾	-	-	-	7	-	4.8
7 時	-	-	8	7	8.8	4.8
8 時	-	-	18	22	19.8	15.0
9 時	11	2	44	35	48.4	23.8
10 時	-	-	10	20	10.9	13.6
11 時	-	-	6	20	6.6	13.6
12 時	-	-	2	10	2.2	6.8
13 時	-	-	1	13	1.1	8.8
14 時	-	-	-	7	-	4.8
15 時	-	-	1	2	1.1	1.3
16 時	-	1	1	3	1.1	2.0
17 時	-	-	-	-	-	-
17時間以上	-	-	-	1	-	0.7

註 1) 6時間以下とは6時間以下及び5時間30分をさす。

2) 7時間以下とは6時及び6時30分をさす。以下之に準ず。

第 49 表 病院看護婦と事務職員の

拘束時間の比較

1950年2月 婦人少年局調

	実 数		%	
	看護婦	事務	看護婦	事務
総 数	83	72	100	100
6時間以下	1	-	1.2	-
7 時	6	17	7.3	23.6
8 時	15	20	18.1	27.8
9 時	49	17	59.0	23.6
10 時	5	18	6.0	25.0
11 時	2	-	2.4	-
12 時	3	-	3.6	-
13 時	1	-	1.2	-
14 時	-	-	-	-
15 時	-	-	-	-
16 時	-	-	-	-
17 時	1	-	1.2	-
事務のないもの及び不明	-	11	-	-

註 1) 診療所を除き、病院83について調査した結果である。

るが、11時間以上のものが10%余あり、午前8時30分から明朝の午前1時30分まで拘束される所さえある。宿直制をとつていない所では、一般に拘束時間は長く、拘束8時間又は8時間半は半数にみたえ、むしろそれ以上のものが多くて、12時間以上拘束される所が17%もある。

これを、今、同じ病院(83病院)の事務職員の拘束時間と比較してみよう。病院看護婦は8時間又は8時間半が最も多く59%をしめるが、10時間以上もあり、7時間以下は7%にすぎないのに、事務は7時間以下が24%もあり10時間以上には全くない。

次に看護婦の日勤の始業時間は午前8時乃至9時が最も多いが、これは、交替制又は宿直制をとつてい所と宿直のない場合では相当の開きがある。交替制の病院では8時から9時以前始業に大多数が集中しており、午前7時以前に始業するところは全くない。しかし、宿直制をとつていところは、6時

又は6時半に始業するところが11%あり、宿直制をとつていないところでは、6時又は6時半始業23%、5時半2%で、約4分の1が午前6時30分より早く始業している。即ち、宿直のない事業場の始業時間は最も早く、三交替の場合が最も遅いと云うことになる。

第 50 表 病院診療所の看護婦の始業時刻

1950年2月 婦人少年局調

	実 数				%			
	三交代制	二交代制	宿直あり	宿直なし	三交代制	二交代制	宿直あり	宿直なし
総 数	11	3	91	147	100	100	100	100
5時又は5時30分	-	-	-	3	-	-	-	2.0
6時又は6時30分	-	-	10	34	-	-	11.0	23.1
7時又は7時30分	1	-	10	25	9.1	-	11.0	17.0
8時又は8時30分	8	2	51	58	72.7	66.7	56.0	39.5
9時又は9時30分	2	1	20	26	18.2	33.3	22.0	17.7
10 時	-	-	-	1	-	-	-	0.7

註 看護婦の回答である。

同様に、看護婦の終業時刻をみると、三交替制を行つてい病院の半数以上は午後4時又は4時半終業、約36%が5時終業となつており、午後5時すぎ及び又、午後3時前終業となつてい所は全くない。宿直制をとつてい病院及び診療所は午後5時又は5時半に終るものが半数で4時又は4時

半終業の方が少い。宿直制も交替制もとつていない所でも5時又は5時半が約半数であるが事業場によつて終業時刻に大きな開きがあり、早い所は正午で終るものがあり、遅いのは午後10時乃至11時に及ぶ所もある。

第51表 病院、診療所の看護婦の終業時刻

1950年2月 婦人少年局調

	実 数				%			
	三交代制	二交代制	宿直あり	宿直なし	三交代制	二交代制	宿直あり	宿直なし
総 数	11	3	91	147	100	100	100	100
12時又は12時3分	-	-	-	3	-	-	-	2.0
1時又は1時30分	-	1	-	2	-	33.3	-	1.4
2時又は2時30分	-	-	-	-	-	-	-	-
3時又は3時30分	1	-	4	5	9.0	-	4.4	3.4
4時又は4時30分	5	2	24	17	45.5	66.7	26.4	11.6
5時又は5時30分	5	-	48	71	45.5	-	52.7	48.2
6時又は6時30分	-	-	8	17	-	-	8.8	11.6
7時又は7時30分	-	-	4	9	-	-	4.4	6.1
8時又は8時30分	-	-	1	12	-	-	1.1	8.2
9時又は9時30分	-	-	1	5	-	-	1.1	3.4
10時又は10時30分	-	-	1	5	-	-	1.1	3.4
11 時	-	-	-	1	-	-	-	0.7

註 看護婦の回答である。

第52表 始 業 時 刻

1950年2月 婦人少年局調

	実 数		%	
	看護婦	事 務	看護婦	事 務
総 数	83	72	100	100
6 時	2	-	2.4	-
6 時 30 分	4	-	4.8	-
7 時	7	-	8.4	-
7 時 30 分	2	-	2.4	-
8 時	29	11	35.0	15.3
8 時 30 分	21	29	25.3	40.3
9 時	18	30	21.7	41.7
9 時 30 分	-	2	-	2.7
そ の 他	-	-	-	-
事務なきもの及び不明	-	11	-	-

第53表 終 業 時 刻

1950年2月 婦人少年局調

	実 数		%	
	看護婦	事 務	看護婦	事 務
総 数	83	72	100	100
1 時 30 分	1	-	1.2	-
2 時 30 分	-	-	-	-
3 時 30 分	2	-	2.4	-
4 時 30 分	18	18	21.7	25.0
4 時 30 分	11	6	13.3	8.3
5 時 30 分	38	40	45.8	55.6
5 時 30 分	3	6	3.6	8.3
6 時 30 分	6	2	7.2	2.8
6 時 30 分	-	-	-	-
7 時 30 分	1	-	1.2	-
7 時 30 分	-	-	-	-
8 時 30 分	1	-	1.2	-
事務なきもの及び不明	-	11	-	-

始業及び終業の時刻について前と同様、事務と看護婦を比較すると、事務は午前8時より前に始業するところは全くなく、終業も午後6時以後と規定しているところは全然みられない。

以上の様に、看護婦の晝間の拘束時間は、特に、交替制も宿直制も採用していない病院、診療所に

おいて長いが、これに夜間の勤務時間をいれた場合には又その趣が異つてくる。

三交替勤務の場合には上述の様に、24時間が大体均等に三つに分たれているから、夜間の拘束も8時間となつてゐるが、二交替の場合には前述の様に晝間がやや短かく夜の方が長く勤務時間も12時間前後となつてゐるのが普通である。ところが、宿直制をとつてゐるところでは、晝間勤務したものの中、当番に当つたものは続いて夜間の宿直をすることになつてゐるのが一般の形であるから、大体24時間拘束となる。

次に、宿直制をとつてゐるものについて、宿直をするものが何時まで起きてゐるかを調べてみると第54表の通りで、大部分が午後10時から11時までの間に就寝している。ただ、床についてからめつたに起されない事業場は就寝時刻が比較的早い。

第54表 宿 直 の 就 寝 時 刻

1950年2月 婦人少年局調

		総 数	9時以後	10時以後	11時以後	12時以後	不 明
実 数	夜勤で度々起されるもの	総 数	34	2	24	5	3
		ベッド数 0	-	-	-	-	-
		19以下	11	-	10	1	2
		49以下	7	1	5	1	1
		50以上	16	1	9	3	-
数	ねつてたに起がきめな	総 数	45	11	28	5	4
		ベッド数 0	3	-	1	2	1
		19以下	14	3	8	3	1
		49以下	14	4	10	-	-
		50以上	14	4	9	-	2
%	夜勤で度々起されるもの	総 計	100	5.9	70.6	14.7	8.8
		ベッド数 0	-	-	-	-	-
		19以下	100	-	90.9	9.1	-
		49以下	100	14.3	71.4	14.3	-
		50以上	100	6.3	56.3	18.7	18.7
%	ねつてたに起がきめな	総 計	100	24.5	62.2	11.1	2.2
		ベッド数 0	100	-	33.3	66.7	-
		19以下	100	21.4	57.2	21.4	-
		49以下	100	28.6	71.4	-	-
		50以上	100	28.6	64.3	-	7.1

註 1) 婦長又は院長などに質問した結果判明したもの86について調べた結果である。

III 看護婦の休憩時間

看護婦は仕事の性質上一斉休憩を実施することとは困難であり、又、規模の小さい診療所などでは、上述の様に拘束時間は非常に長いとその間の手持ち時間が相当あるために、却つて休憩時間をはつきり規定していない所が多い。それ故、ここでは実際に看護婦がどの位休憩しているかを看護婦の回答によつてみると(第55表)調査前日の晝間の勤務の間「全く休憩なし」と答えてゐるものが約21%もある。この場合、食事をする時間の事は考慮されていないが、「全く休憩がない」と答えたものは食

事も代り合つてそこそこにすませるものと解される。それに休憩 30 分未満のものが約 25 %、であるから、約 45 %の看護婦は 1 日 30 分の休憩をしていない。その反面、1 時間以上の休憩をとつたものは約 20 %にすぎない。

しかし、以上は、調査前日と云う特定の一日について調査したものであるから、この日がいそがしさの度合から云つて、特別忙しい日であればこれは看護婦の休憩の常態を現すものとして不適當である。そこで、この日が特別多忙の日か否かをたしかめてみると、特別忙しかつたものは 2,514 名中約 $\frac{1}{3}$ であつた。いつもと同じ位のいそがしさだつたと回答したもの 1,537 名を大体、常態を現すものと考えて、これの休憩時間をみると、休憩ないものが約 16 %で、これも含めて 30 分の休憩もしていないものが約 40 %になる。その反面、1 時間以上休憩したものは約 30 %である。この様に休憩を全くしないものや 30 分未満しか休憩をとらないものが多いと云うことは、前述の拘束時間の長いことと相まつて、看護婦の労働時間の一つの特徴である。

第 55 表 休 憩 時 間 の 分 布

1950年2月 婦人少年局調

		答えたものの総数	全く休憩なし	休憩時間							無記入
				総数	15分未満	30分未満	45分未満	1時間未満	1時間以上	時不明	
実数	総数	2,514	522	1,992	84	577	418	213	656	44	255
	特別にいそがしかつた	825	246	579	39	214	147	41	134	4	37
	いつも同じぐらい	1,537	250	1,287	43	344	256	157	469	18	112
	特にひまだつた	76	12	64	1	6	4	10	38	5	8
	不明又は無記入	76	14	62	1	13	11	5	15	17	98
%	総数	100	20.8	79.2	3.3	22.9	16.6	8.5	26.1	1.8	-
	特別にいそがしかつた	100	29.8	70.2	4.7	26.0	17.8	5.0	16.2	0.5	-
	いつも同じぐらい	100	16.3	83.7	2.8	22.4	16.6	10.2	30.5	1.2	-
	特にひまだつた	100	15.8	84.2	1.3	7.9	5.2	13.2	50.0	6.6	-
	不明又は無記入	100	18.4	81.6	1.3	17.1	14.5	6.6	19.7	22.4	-

註 調査前日について看護婦の回答による。

IV 看護婦の休日

上述の休憩時間と同様の理由で看護婦に一斉に休日を与えることは困難な場合が多いことが予想されるが、その実情を各看護婦の回答でみると第 56 表の通りである。これは、調査前日 1 カ月間に与えられた日数であるが、全然休日のないものが約 7 %あり、1 日乃至 3 日しか休日がなかつたものが 33 %で結局、1 週 1 日乃至は、1 カ月 4 日以上の休日（大体労働基準法の規定の範囲）を与えられていないものが 40 %もあることになる。この傾向は、診療所において殊に著しく、休日の全くなかつたものが 10 %以上、これもふくめて 1 カ月 4 日未満が約 45 %以上をしめている。病院でも規模の大きい方は比較的、休日の状態が良くなつてはいるが、それでも 30 %は 1 カ月、4 日の休日を与えられていない。

これを事業場の規定又は慣習について婦長又は、院長にきいた結果でみると（第 58 表）暦日の休日を 1 カ月 4 日又はそれ以上与えることになつてはいる所は、調査事業場の約半数にすぎない。第二位

第 56 表 看 護 婦 の 休 日 数

1950年2月 婦人少年局調

		総 数	休日全くなし	休日あり	不明又は無記入
実 数	総 数	2,557	177	2,380	212
	ベッド数 0	76	8	68	6
	19 以下	237	29	208	26
	49 以下	218	21	197	16
	50 以上	2,026	119	1,907	164
%	総 数	100	6.9	93.1	-
	ベッド数 0	100	10.6	89.4	-
	19 以下	100	12.2	87.8	-
	49 以下	100	9.6	90.4	-
	50 以上	100	5.9	94.1	-

註 「先月は何日休日をとりましたか」に対する看護婦の回答である。

第 57 表 「先月は何日休日をとりましたか」に対する回答

1950年2月 婦人少年局調

		休日あるものの総数	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日以上	日数不明又は無記入
実 数	総 数	2,357	119	286	441	839	329	343	23
	ベッド数 0	68	8	18	8	16	13	5	-
	19 以下	204	29	54	25	54	25	17	4
	49 以下	196	7	22	52	45	26	44	1
	50 以上	1,889	75	192	356	724	265	277	18
%	総 数	100	5.0	12.1	18.7	35.6	14.0	14.6	-
	ベッド数 0	100	11.8	26.5	11.8	23.5	19.1	7.3	-
	19 以下	100	14.2	26.5	12.3	26.5	12.3	8.2	-
	49 以下	100	3.6	11.2	26.5	23.0	13.3	22.4	-
	50 以上	100	4.0	10.2	18.8	38.3	14.0	14.7	-

註 看護婦の回答である。

は 1 カ月に 2 日又は 2 週間に 1 回で約 16 %、第三位は 1 カ月 1 日で約 5 %である。更に特筆すべきは暦日の休日が全くないものが 252 中 54 事業場 (22 %) もあることである。この中には夜勤明けの代休日を定休日として数えているものが 22 である。又、毎週又は隔週毎に日曜に限り半日休みを与えている所もある。しかし、その種の休日も全くない所が 252 中 20 (8 %) もあることは注目に値する。この状況は特にベッドのある診療所及びベッド数 49 以下の小さな病院において著しい。これは、労働力の項で述べた様に規模が小さい程看護婦の数が少く、入院患者があれば一斉に休日をとらず、交替して休むことも不可能であると云うことを示しているものである。第 59 表は、調査した病院（ベッド 20 以上全数）83 について、看護婦と事務の休日数の比較をしたものであるが、看護婦が休日を

註 1) 22 事業所の中 5 病院は三交替の交替日の 24 時間の休みを休日として数えているが、これは 1948 年 10 月基発第 1507 号によると、暦日でなくとも休日として差支えないことになつてはいる。

りにくいことを別の面から示している。即ち、一斉休日の可能な事務は大部分が、週休のみ、又は週休と土曜半休を与えられるようになっていたが、看護婦は週休と土曜半休を共に与えられるものは全くなく、暦日の休日のないものが28%もあると云う状況である。

第58表 看護婦の休日数の規定(事業場数)

1950年2月 婦人少年局調

		実数					%				
		総数	ベッド数 0	ベッド数 19以下	ベッド数 49以下	ベッド数 50以上	総数	ベッド数 0	ベッド数 19以下	ベッド数 49以下	ベッド数 50以上
総数		250	52	116	35	47	100	100	100	100	100
休日あり	小計	196	49	88	26	33	78.4	94.2	75.9	74.3	70.2
	1週に1日	100	24	41	12	23	40.0	46.2	35.3	34.3	49.0
	1月に4～5日	2	—	—	1	1	0.8	—	—	2.9	2.1
	1月に4日	25	5	10	6	4	10.0	9.6	8.6	17.1	8.6
	1月に4～3日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	1月に3日	5	1	3	1	—	2.0	1.9	2.5	2.9	—
	3週に2日	2	—	1	—	1	0.8	—	0.9	—	2.1
	2週に1日	7	3	—	3	1	2.8	5.8	—	8.5	2.1
	1月に3～2日	3	1	1	—	1	1.2	1.9	0.9	—	2.1
	1月に2日	34	11	21	2	—	13.6	21.1	18.1	5.7	—
	1月に2～1日	3	1	1	—	1	1.2	1.9	0.9	—	2.1
	1月に1日	13	3	8	1	1	5.2	5.8	6.9	2.9	2.1
	2月に1日	1	—	1	—	—	0.4	—	0.9	—	—
	3月に2日	1	—	1	—	—	0.4	—	0.9	—	—
休日なし	小計	54	3	28	9	14	21.6	5.8	24.1	25.7	29.8
	1週に半日	11	—	9	2	—	4.4	—	7.7	5.7	—
	2週に半日	1	—	1	—	—	0.4	—	0.9	—	—
	夜勤あけ1週1日	13	—	1	3	9	5.2	—	0.9	8.5	19.2
	1月8～7日	1	—	—	—	1	0.4	—	—	—	2.1
	1月4日	6	—	1	2	3	2.4	—	0.9	5.7	6.4
	1月3～4日	2	—	—	1	1	0.8	—	—	2.9	2.1
	全くなし	20	3	16	1	—	8.0	5.8	13.7	2.9	—
不明又は無記入		2	—	1	—	1	—	—	—	—	

註 1) 経営者側が答えた看護婦の休日の規定又は慣習。

2) 休日は暦日の休日とした。

第59表 病院の看護婦と事務の休日数

1950年2月 婦人少年局調

		実数		%	
		看護婦	事務	看護婦	事務
総数		82	71	100	100
休日なし	小計	59	69	72.0	97.2
	1週に1日及び土曜半日	-	28	-	39.4
	1週に1日	35	32	42.8	45.1
	1月に4～5日	2	6	2.4	8.5
	1月に4日	10	-	12.3	-
	1月に3日	1	-	1.2	-
	3週に2日	1	-	1.2	-
	2週に1日	4	-	4.9	-
	1月に3～2日	1	2	1.2	2.8
	1月に2日	2	-	2.4	-
	1月に2～1日	1	-	1.2	-
	1月に1日	2	1	2.4	1.4
	休日あり	小計	23	2	28.0
夜勤あけで休日となる		20	-	24.4	-
1週に半日		2	-	2.4	-
全くなし		1	2	1.2	2.8
不明又は無記入		1	12	-	-

V 看護婦の実働時間

これまでも度々ふれた様に、看護婦の労働時間の形態は工場などのそれとは非常に異つたものがある。殊に、小さな診療所などでは手待ち時間も可成ある場合も考えられるが、これを労働者の自由にできる休憩時間と考えることには相当問題があると思われる。又、一般に大きな病院では、拘束時間中の看護婦は相当多忙であり、これと上の診療所の場合とは同じ拘束時間でもその内容には相当開きがあることは予想されるところである。従つて、診療所と病院の看護婦の実働時間を同一のものとしてその長さを比較することには無理がある。そこで、ここでは、ベッド50以上の大きな病院について假に看護婦の実働時間と考えられるものを、各看護婦の回答によつて調査前1週間にさかのぼつて計算してみることにした。夜勤の場合は、交替制ですつと起きているもの及び度々起されるものについては、これを労働基準法上の宿直とみとめず、かりに労働時間とみなし、夜勤の場合、ねてしまつてめつたに起きない所は寢床に入つた時間以後は法上の宿直とみなして、起きている間は労働時間として計算してみた。この場合、休憩時間は除いて算出したが、その結果を平均したものが第60表である。これによると、1週間の平均実働時間は55.4時間であり、労働基準法の規定、1日9時間1週54時間を超えている。これは一般に病院勤務の看護婦の方が長く、週平均56.2時間となつてゐる。この場合、特に官立又は国立の病院の労働時間が公立、私立、その他の公益法人のいずれよりも長

く、外來58.5時間、病棟59.0時間、その他研究室など56.6時間である。参考までに、一般産業女子の1ヵ月平均の実働時間を示すと1950年5月現在で、174.1時間となり、假に1週間の平均を算出すると43.5時間である。この様に看護婦の労働時間の長いことは、看護婦には休憩時間の少いこと、休日の充分に与えられていないこと、夜勤のあること、拘束時間の長いことなどからも予想できることでもある。

第60表 病院看護婦の1日・1週平均労働時間

1950年2月 婦人少年局調

	総 数			外 来			病 棟			そ の 他			不明又は無記入調査人員
	調査人員	週労働時間	1日労働時間	調査人員	週労働時間	1日労働時間	調査人員	週労働時間	1日労働時間	調査人員	週労働時間	1日労働時間	
総平均	2,102	55.4	9.0	778	54.6	8.9	1,008	56.2	9.1	316	54.9	9.1	88
官国立	961	58.3	9.6	267	58.5	9.6	545	59.0	9.5	149	56.6	9.6	50
公立	281	52.0	8.5	157	50.1	8.3	91	53.8	8.8	33	53.5	8.8	18
私立	272	52.1	8.3	112	51.7	8.2	113	52.8	8.4	47	51.1	8.4	2
その他	588	53.6	8.8	242	54.6	9.0	259	52.6	8.6	87	54.7	9.0	18

註1) ベッド数50以上の事業場における一週間の延労働時間を延人員で割って、求めたものであるから1週の平均時間を単純に割したものが1日平均労働時間とはならない。

第61表 N病院の看護婦、事務、

の1日実働時間

1950年2月 婦人少年局調

	看護婦	事 務	
		男	女
総 数	27	3	6
6時間未満	-	-	-
6〜7時間未満	-	1	3
7〜8	-	2	2
8〜9	2	-	-
9〜10	12	-	-
10〜11	11	-	1
11〜12	2	-	-
12時間以上	-	-	-

註1) 1950年2月のタイム・カードによつて各自実働時間の1日平均を算した。宿直の場合は起きている間を実働時間とみなした。

VI 看護婦の年次有給休暇

看護婦に対して年次有給休暇がどの位実施されているかは、看護婦の勤務の性質上、これも一つの関心事である。その規定又は慣習となつてゐる事項について、婦長又は院長、事務長などに尋ねた結果によると(第62表)252事業場の中、全く年次有給休暇を与えていない所が36カ所(14%)もある。

註1) 毎月勤労統計調査5月分による。

今、タイムレコードによつて各労働者の出勤退社時刻を記録していた東京のN病院(公益法人立、ベッド50以上、宿直制採用)の例によつて、看護婦の実働時間を事務職員のそれと比較してみよう。第61表はその結果であるが、事務職員は大部分が8時間未満であるのに対し、看護婦は8時間未満は全くなく、大半が9時間乃至11時間となつており、大きな開きがみられる。このタイムレコードの調査によつて、看護婦の休日の少いこと、従つて日直が事務より多く、宿直がひんぱんにあること、急患で時間外労働することなどが看護婦の実働時間を長くしていることが明らかであつた。

る。一方、勤続年数により労働基準法の規定通り、又はこれより上まわつて与えることになつてゐるのは僅かに13%すぎず、むしろ、勤続年数に關らず与えてゐる所の方が多く、36%ある。その反面、村祭、盆、正月、などに与えると云う古くからの慣習によつてゐるものが同数あり、その中でも、日数がきめてなくて、適当に与えらるゝとなつてゐる所が約 $\frac{1}{3}$ ある。

これも事業場の規模により多少差があつて、小さい診療所では、盆、正月など慣習的に与えらるゝもの、又は全くそう云う休暇が与えられないところが多くみられる。

第62表 看護婦の年次有給休暇の規定(事業場数)

1950年2月 婦人少年局調

	総 数	ベッド数0	ベッド数19以下	ベッド数49以下	ベッド数50以上
実 数	252	52	117	35	48
あ	216	38	96	34	48
り	32	3	2	10	17
一 率 の も の	92	17	33	12	30
盆、暮、正月など	92	18	61	12	1
な し	36	14	21	1	-
%	100	100	100	100	100
あ	85.7	73.1	82.1	97.1	100
り	12.7	5.8	1.7	28.5	35.4
一 率 の も の	36.5	32.7	28.2	34.3	62.5
盆、暮、正月など	36.5	34.6	52.2	34.3	2.1
な し	14.3	26.9	17.9	2.9	0

註1) 労働基準法の規定通り又はこれより上まわつて、勤続年数により1年に6日乃至20日と規定しているところを指す。

2) 勤続年数に関わらず、一律に10日乃至20ときめてゐる所、但し10日未満も約10%あつた。

3) 盆、暮、正月など慣習的な時に1日乃至20日与えるもの、中で10日未満が約30%あつた。

VII 生 理 休 暇

イ、生理休暇に関する規定

調査した病院診療所で生理休暇に関する規定を就業規則、労働協約その他の諸規則の中できめてゐる所は、252カ所中僅か62(25%)で、大部分は生理休暇について何も規定がない。しかし、これは事業場の規模によつて明瞭な差がみられる。ベッド50以上の病院では、大部分(78%)が生理休暇に関する規定をもつてゐるが、病院でもベッド49以下の所は、僅か26%であり、診療所ではもつと少い。

その規定あるもの63事業場について、日数及び給与の関係を調べてみると第64表の通り、62カ所は有給の定めをしており、その中2日と3日ときめてゐるものがそれぞれ21カ所(総数の $\frac{1}{3}$)ずつある。

これらの事業場で、誰に生理休暇を請求することになつてゐるかを調査してみると、第65表の通りである。所長又は院長に口頭で申出るものが第一位で27%、第2位は婦長で23%であり、書類に

よつて届けることになつているところも相当あつた。

第 63 表 生理休暇の規定の有無(事業場数)

1950年2月 婦人少年局調

		総 数	あ り	な し
実 数	総 数	252	62	190
	ベッド数 0	52	6	46
	19以下	116	9	107
	49以下	35	9	26
	50以上	49	38	11
%	総 数	100	24.6	75.4
	ベッド数 0	100	11.6	88.4
	19以下	100	7.7	92.3
	49以下	100	25.7	74.3
	50以上	100	77.5	22.5

第 64 表 生 理 休 暇 日 数¹⁾(事業場数)

1950年2月 婦人少年局調

		総 数	ベッ ド 0	ベッ ド 19 以下	ベッ ド 20 ~ 49	ベッ ド 50 以上
有 給	総 数	63	6	9	9	39
	小 計	62	6	9	9	38
	1 日	2	-	1	-	1
	1 ~ 2 日	1	1	-	-	-
	2 日	21	2	1	-	18
	3 日	21	1	1	5	14
	4 日	1	-	-	-	1
無 給	不明	11	1	5	3	2
	必要だけ	4	1	1	1	1
	小 計	1	-	-	-	1
	1 日	-	-	-	-	-
給	2 日	-	-	-	-	-
	3 日	-	-	-	-	-
	不明	1	-	-	-	1

1) 生理休暇の規定ある事業場について日数の規定を調査した結果である。

ロ、生理休暇請求状況

以上の様に、生理休暇についての規定は一応あるのであるが、その実情はまことに寥々たるものである。調査当日、欠席者と共に生理休暇をとつているものを調査した結果からみると、病院、診療所の看護婦在籍者3,207人中僅か1人であり、他の職種も含めた4,859人の女子の中でもこの看護婦1人と云う状況であつた。これは特定の一日の状況ではあるが、病院診療所で生理休暇の利用がどんなに稀であるかは十分示していると云えよう。

ハ、生理休暇はとれるか

第 65 表 生理休暇の請求の手段¹⁾

1950年2月 婦人少年局調

	実 数	%
総 数	48	100
所長又は院長に口頭申告	13	27.1
事務長に口頭申告	2	4.2
婦長に口頭申告	11	22.9
庶務又は事務口頭申告	3	6.2
医師に口頭申告	2	4.2
其の他	9	18.7
書類による申告	8	16.7

註 1) 生理休暇に関する規定ある事業場63につきその手段の相手が分つている場合を調べた結果である。

前にふれた様に、生理休暇に関する規定をもつている病院も多少はあるのに、その利用率は1万人に2人と云う様に低率なのは如何してであろうか。病院診療所には生理休暇をとりにくい様な事情があるか如何かを、看護婦の「生理休暇はとれますか」に対する回答によつて窺つてみることにしよう。第66表によると、「とる必要がない」と云うものが約25%ある他、「請求すればとれる」と答えているものが87%で最も多い。その反面「取りにくい」と答えたものが25%あり、「全くとれない」と云うものも13%あることは注目すべき傾向である。事業場の規模によつてこの事情は相当異り、診療所では「取る必要がない」と云

つてい看護婦が約半数で最高であるが、病院ではその割合はずつと低くて、約20%位である。一方、「請求すればとれる」と云つてい看護婦は病院では約40%で最高をしめ、規模が小さくなる程その率下がる。これは、前述の様に、大きな病院に生理休暇に関する規定のある所が比較的多かつたと云う事と関係があるであろう。しかし、ここで「取りにくい」と答えたものが却つて病院の方に多く約27%もあり、「全くとれない」ものも診療所に比して決して少なくないと云う事も、附記しておく価値があると思われる。

第 66 表 「生理休暇はとれますか」についての看護婦の回答

1950年2月 婦人少年局調

	答えたものの総数	請求すれば取る	取りにくい	まったく取れない	取る必要がない	不明又は記入無
実 数	総 数	2,646	971	655	348	662
	ベッド数 0	76	16	11	8	41
	19以下	245	63	29	20	133
	49以下	229	95	61	21	52
%	50以上	2,086	797	554	299	436
	総 数	100	36.8	24.9	13.2	25.1
	ベッド数 0	100	21.1	14.5	10.5	53.9
	19以下	100	25.7	11.8	8.2	54.3
	49以下	100	41.5	26.6	9.2	22.7
	50以上	100	38.2	26.5	14.3	21.0

註 看護婦の回答である。

第二章 看護婦の給与

—給与制度—現金給与—現金以外の給与—

I 看護婦の給与制度

イ、給与体系

病院、診療所の給与体系は概して簡単で、戦後多くの事業場が採用している様に基本給、家族給、職務給、物価給、地域給などと幾項目にも分化しておらず、一本立の所が大部分である。(第67表) この傾向は特に私立に多く、病院でも、小さな医院とほとんど同様に給与体系らしい形態を持っていないものが多い。ただ、官国立、公立及び日本赤十字社などの公益法人に分化した給与体系がみられるのみである。例えば(官国立の給与体系は国家公務員のそれによる。)

例1) 青森K病院の給与体系

- (1) 基本給
- (2) 家族手当
- (3) 通勤手当
- (4) 勤務手当(時間外労働、深夜労働、休日労働、当直、に対する手当及び出納、隔離病室等の勤務に対する手当)
- (5) 特殊勤務手当(往診、屍体処置、注射薬製剤、集金等に対する手当)

例2) T病院給与体系

- (1) 基本給
- (2) 技術給(看護婦、医師などに対して)
- (3) 学歴給
- (4) 年令給
- (5) 経歴給
- (6) 臨時手当(基本給と同額)
- (7) 物価手当
- (8) 勤続手当
- (9) 家族手当
- (10) 当直手当
- (11) 通勤手当
- (12) 特別手当(婦長などに支払われる)
- (13) 食費補助金(看護婦に対して)

第67表 経営形態別給与体系の区分の有無 1) (事業場数)

1950年2月 婦人少年局調

	実数			%		
	総数	あり	なし	総数	あり	なし
総数	252	72	180	100	28.6	71.4
官国立	11	11	-	100	100	-
公立	14	14	-	100	100	-
私立	186	13	173	100	7.0	93.0
その他	41	34	7	100	82.9	17.1

註1) 給与体系の区分とは、基本給、家族手当、時間外労働手当など数項目に分れているものを指す。

などがその代表的なものである。

更に、看護婦の給与体系に関して一言しておかねばならぬことは、食事給与との関係である。上述の通り、看護婦の大部分が寄宿舎又は住込みの形であり、その多くは経営者側から食事の給与を受けている。(第68表及び第10図)しかし、給食を実施しているのは、いずれかと云えば規模の大きい病院長多く(ベッド50以上は約90%の病院が給食している。)その大部分においては、看護婦が賃金の中から食費を自弁している。ところが小さい病院では、私立の診療所の多くと同様に、看護婦は事業場又は経営者の家庭内に住込み食事付きでいくらか現金給与の額を決定しているものが多いとなっている。

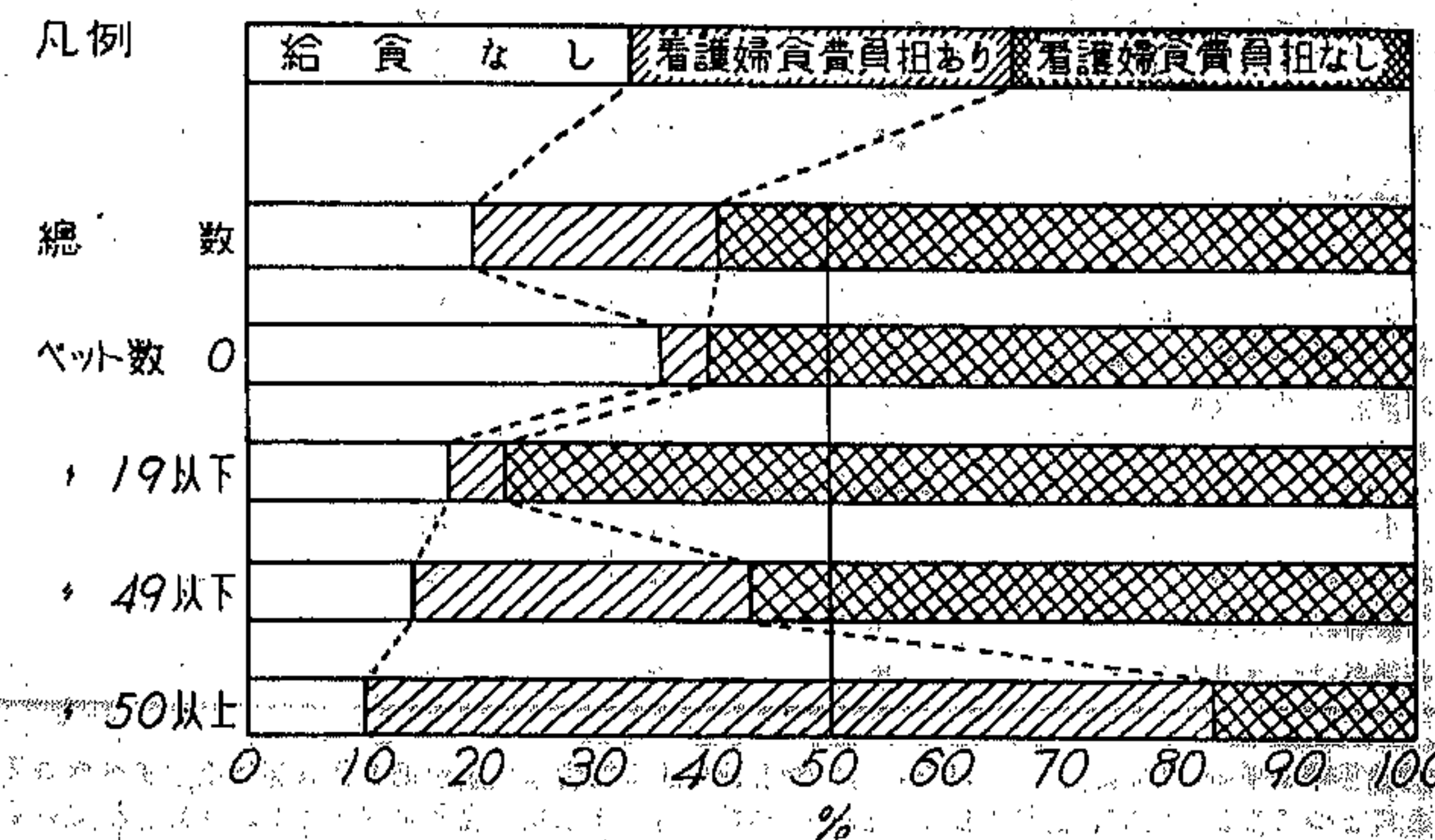
第68表 規模別給食状況(事業場数)

1950年2月 婦人少年局調

給食状況		総数	ベッド数0	ベッド数19以下	ベッド数49以下	ベッド数50以上
実数	総数	252	52	117	35	48
	給食なし	48	18	20	5	5
	給あり 労働者負担あり	53	2	6	10	35
	給あり 労働者負担なし	151	32	91	20	8
%	総数	100	100	100	100	100
	給食なし	19.1	34.6	17.1	14.3	10.4
	給あり 労働者負担あり	21.0	3.8	5.1	28.6	73.0
	給あり 労働者負担なし	59.9	61.6	77.8	57.1	16.7

第10図 病院診療所の規模別看護婦給食状況

1950年2月 婦人少年局調



要するに、診療所及び小病院（ベッド49以下）では、住込みで月給の額をきめると云う家事使用人などにみられる給与の形態をとっているのが特色であり、大きな病院では、比較的形のととのつた給与体系を持ち、給食に対しては食費を徴収すると云つた、紡織関係の大工場に近い形態が多くみられる。

Ⅱ、看護婦の給与の決定方法

1. 概 況

調査した病院診療所の中で賃金規則又は之に類する規定を持つて、給与体系、給与の決定基準、支払の方法などについて細かく明記しているところは官国立の病院以外には非常に少ない。

従つて、初任給をはじめとして、昇給、早出残業手当、深夜労働手当、休日労働手当、宿直手当などの決定基準をはつきり規定している所は第69表の通りで、私立では約10%位で、病院でも大きな所だけである。特に、私立の小病院では、賃金規則と云つても、極めて簡単に二、三の規則を示しているにすぎない。例えば

東京KY病院賃金規則（女子従業員規則の3）

- (イ) 普通看護婦の初任給は経験年数により異なるも最低月額2,700円とし勤務振りにより随時昇給せしむ。
 - (ロ) 見習看護婦は初任給を月額2,500円とし随時昇給せしむ。又、6ヶ月以上勤務の場合はK区の看護婦学校に通学せしむ。
 - (ハ) 当直料は一人金20円とす。
- (以上原文通り)

第69表 各賃金項目別、決定基準の有無（事業場数）

1950年2月 婦人少年局調

経営形態	基準の有無	初任給	昇給	早出残業手当	深夜労働手当	宿直手当
調査事業場数	総数	252	252	252	252	108
	基準あり	80	57	63	54	77
	看護婦以外は基準あり	-	-	-	-	3
	基準がはつきりしない	172	195	189	198	28
官国公立	小計	25	25	25	25	23
	基準あり	24	17	21	19	22
	看護婦以外は基準あり	-	-	-	-	1
	基準がはつきりしない	1	8	4	6	0
私立	小計	186	186	186	186	53
	基準あり	23	18	17	12	26
	看護婦以外は基準あり	-	-	-	-	1
	基準がはつきりしない	163	168	169	174	26
その他	小計	41	41	41	41	32
	基準あり	33	22	25	23	29
	看護婦以外は基準あり	-	-	-	-	1
	基準がはつきりしない	8	19	16	18	2

註1) 労働基準法第89条で常時10人以上の労働者を使用する場合は就業規則を作成届出をなすべきこと、それによつて賃金の決定、計算支払の方法……昇給に関する事項を規定すべきことが定められている。診療所には労働者10人に及ばない所もあるが、これを尺度として仮に考えてみることにした。

などと規定しているにすぎない。官国立は国家公務員の給与に関する諸規則で規定しているが、公益法人立等の病院では比較的形式的にはととのつた賃金規則を持つている。

2. 看護婦の初任給

(イ) 決定基準

上述の様に、病院では初任給の決定基準が一応はつきりしている場合が多いが、その基準は何によるかを基準のある80事業場について調べてみた（第70表）。国立病院は、「国立病院及び療養所に勤務する職員の初任給の基準について」によつて示された基準に基いており、^(註1)年令学歴資格職歴等が考慮されているが、公立でもこの基準に準じたものが多く、公益法人立の病院にもこの種のものが可成ることが注目される。ただ、私立では給与の基準があると云つても、そのほとんどが見習、正規と分けて額だけきまつているものが多く、私立の病院診療所の大部分は、看護婦の初任給について明瞭な基準をきめていないと云うのが実状である。こうした私立の診療所では看護婦の給与は大部分（82%）が院長個人の決定によつており、その他に院長の妻がこれに関与する場合も相当ある。（14%）（第71表）

第70表 看護婦初任給の決定基準（事業場数）

1950年2月 婦人少年局調

決定基準	総数	官国立	公立	私立	その他
総数	80	11	13	23	33
1 給本乙第1486号による	11	11	-	-	-
2 同上に準ずる	10	-	9	1	5
3 同上によるが格付が異なる	7	-	2	-	7
4 就業規則、賃金規則等で年令、資格による	24	-	2	6	16
5 見習、正規別にきめる	28	-	5	16	5

註1) 1949年8月2日新給与実施本部長から厚生事務次官宛に通牒された「国立病院及び療養所に勤務する職員の初任給の基準について」を指す。

第71表 診療所看護婦の初任給決定者（事業場数）

1950年2月 婦人少年局調

	実 数				%			
	総数	公立	私立	その他	総数	公立	私立	その他
総数	199	7	146	16	100	100	100	100
院長	77	-	74	3	70.6	-	82.3	27.3
院長及び妻	13	-	13	-	11.9	-	14.4	-
院長の妻、母	3	-	3	-	2.7	-	3.3	-
人事関係責任者	-	-	-	-	-	-	-	-
村長、人事課長	15	7	-	8	13.8	100	-	72.7
不明	61	-	56	5	-	-	-	-

註1) 1949年8月、新給与実施本部長から厚生次官宛の通牒

(ロ) 初任給の額

以上の様に看護婦の初任給の決定基準は大きな病院でない限り、あいまいなものが多いが、この調査によつて、経営者が比較的是つきり答えたものについてみると、(第72表)住込のものは有資格者の場合、1,001円乃至2,000円が最も多く2,001円乃至3,000円がこれに次ぐ。見習では1,000円以下と1,001円乃至2,000円とが大体相半ばしている。看護婦が食費を支払うか、通勤又は自炊の場合は、(第73表)有資格者で3,001円乃至4,000円が最も多く、4,001円乃至5,000円がこれにつぐ。見習では2,000円以下が最も多く、2,000円乃至3,000円がこれにつぐ。

第72表 看護婦の初任給(事業場数)(住込食事付の場合)

1950年2月 婦人少年局調

	総数	1,000円以下	1,001~2,000	2,001~3,000	3,001~4,000	4,001~5,000
有資格者	44	8	17	14	3	2
見習	34	18	14	2	-	-

第73表 看護婦の初任給(通勤、自炊、食費を支払う場合)

1950年2月 婦人少年局調

	総数	2,000円以下	2,001~3,000	3,001~4,000	4,001~5,000	5,000円以上
有資格者	74	-	10	41	21	2
官国立、公立	25	-	1	18	5	1
私立	19	-	5	10	4	-
その他	30	-	4	13	12	1
見習	12	5	4	3	-	-
官国立、公立	1	-	-	1	-	-
私立	6	3	1	2	-	-
その他	5	2	3	-	-	-

第74表 看護婦と事務の初任給比較(事業場数)

1950年2月 婦人少年局調

	実数	総数	よいもの	同じもの	悪いもの	不明
診療所	総数	169	9	5	3	152
	公立	7	6	1	-	-
	私立	146	-	1	-	145
	その他	16	3	3	3	7
病院	総数	83	29	5	12	37
	官国立	11	11	-	-	-
	公立	7	6	1	-	-
	私立	40	6	-	1	33
	その他	25	6	4	11	4

今、これを、学歴年数からみて看護婦に相当する旧制中学卒業の病院又は診療所の事務員の初任給と比較してみよう。両者の初任給がはつきり比較できる63事業場の中、看護婦の方がよくなっているものが38(約60%)、悪いものが23(37%)である。官国公立では、皆看護婦の方がよくなっており、これは前述の通牒によつてゐるためである。ところが公益法人立には看護婦の方が悪くなっているものが最も多い。

3. 看護婦の昇給

(イ) 昇給の時期

看護婦の昇給に関する規定のきまつている病院57についてその時期を調べてみると第75表の通り

第75表 病院看護婦昇給の時期(事業場数)

病院(ベッド20以上)

	総数	官国立	公立	私立	その他
総数	57	11	6	18	22
級号によつて異なるもの	26	11	4	-	11
1年に1回	1	-	-	-	1
1年に1回	15	-	2	9	4
1年に2回	14	-	-	8	6
額だけきめて適宜昇給	1	-	-	1	-

ある。前述の様に公務員としてきめられたものは、級と号俸(民間で云う俸給の額による級)によつて昇給の時期が異つてゐるが、これ以外のものでは1年1回と1年2回が略同数で最も多くなつてゐる。しかし、前にもふれた様に、私立では診療所は勿論、病院でもはつきり昇給

期が規定されているものは極くわずか、この点保証されていないものが大部分であることを注意しなければならない。

(ロ) 看護婦の昇給額

参考までに昇給の時期について規定している57事業場について、初任給から1年後の昇給額を示すと第76表の通りで最低55円から最高1,000円となつてゐる。公務員の取扱を受けてゐる病院は200円から300円であるが、その他のものでもこの位の昇給額の所が可成ある。

第76表 看護婦の1年昇給額(初任給と勤続1年後の差額)(事業場数)

1950年2月 婦人少年局調

	通勤、自炊、食費を支払うもの					住込の場合				
	総数	官国立	公立	私立	その他	総数	官国立	公立	私立	その他
総数	43	11	6	6	20	14	-	-	12	2
100円以下	4	-	-	1	3	1	該	該	1	-
101~200円	6	-	1	2	3	2	-	-	-	2
201~300円	23	11	3	1	8	1	当	当	1	-
301~400円	2	-	1	-	1	4	-	-	4	-
401~500円	1	-	1	-	-	3	な	な	3	-
501円以上	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-
額不明	4	-	-	2	2	2	し	し	2	-
現在実施せず	3	-	-	-	3	-	-	-	-	-

4. 看護婦の諸手当

(イ) 早出残業手当

前掲、第69表にみられる様に、早出残業手当の額や率がきちんと規定されているのは官国公立の病院診療所と一部の公益法人立のものであり、私立の場合には、ほとんど大部分(186中169)はこれに関する規定をもつてゐない。

早出残業手当に関する規定をもつてゐる66の病院診療所の規定の内容をみると、第77表の様に、66事業場中44は労働基準法第37條に規定されている最低基準の通りであり、官国立病院は全部(11)

国家公務員と同様になっているから結局、規定を持つ事業場の大部分が通常の労働時間の賃金の2割5分増となっている。しかし、特殊な規定として一、二の例をあげると、

例 1. 神奈川、B医院……「医院一ヶ月の総収入が60,000円（経営費）を超えた場合、超過額の1割を医師と看護婦に早出残業手当として支給する」

例 2. 盛岡、K病院（協同組合立）……病棟の看護婦（早出、残業した）全部に対し、1回毎に総額550円を支給する。

例 3. 青森、S医院（私立）……「1人1回50円支給する」

例 4. 秋田、E医院（私立）「1人1日200円と一率に支給する」

などである。

以上の様に、労働基準法の規定とは全く異つた特殊な規定を持つている事業場が66中8である。看護婦は、仕事の性質上、突発的な事故の発生によつて早出残業をせねばならぬ場合が多いにかかわらず、それについての手当規定がはつきりしない事業場が多いことを、特に記しておきたい。

第 77 表 看護婦の早出残業手当の規定（事業場数）

1950年2月 婦人少年局調					
	総 数	政府職員の新給与 実施に関する法律 によるもの	労働基準法 によるもの	労働基準法以下で事業所 により特殊形態	金額のもの
総 数	66	11	44	3	8
ベッド数 0	10	-	6	2	2
△ 19以下	9	-	5	-	4
△ 49以下	9	1	7	1	-
△ 50以上	38	10	26	-	2

註 1) 1948年法律第46号による。

(ロ) 深夜労働手当、及び宿直手当

第一章でふれた様に、看護婦には深夜労働が必要な場合が多いにかかわらず、これに対する手当がはつきり規定されていないところが可成ある。看護婦が深夜業又は宿直をすることを原則としている事業場は105（第一章、I参照）であるが、宿直手当か深夜労働手当かいずれかの規定を持つている所は86で（約20%）である。（第78表）

深夜労働手当の規定ある病院46、診療所10についてその規定内容をみると、大体が国家公務員の

第 78 表 宿直及び深夜労働手当の規定（事業場数）

1950年2月 婦人少年局調					
	総 数	ベッド数 0	ベッド数 19以下	ベッド数 49以下	ベッド数 50以上
総 数	252	52	117	35	48
両方あるもの	45	4	3	9	29
宿直手当だけのもの	80	2	7	9	12
深夜手当だけのもの	11	2	1	2	6
両方ないもの	166	44	106	15	1

註 看護婦が夜勤をすることが原則となつている事業場は105である。第43表参照

給与と同じものか、労働基準法の規定によつては、金額で「1回10円」（私立L病院）とか「1回医師は80円、看護婦70円」（私立M病院）などと規定している所もある。これは次のべる宿直手当に近いものと思われる。

（第79表）

次に、宿直手当の規定あるもの80事業所（病院64、診療所16）についてそ

の内容をみると第80表の通りで、看護婦の宿直手当あるもの77事業場中53は金額で1回幾らときめており、他は、深夜業手当の様に賃金の2割5分増としている。前者の場合、最も多いのは50円以下及び50円以上100円以下で、これが大半をしめる。労働基準局の見解によると（1949年11月基発第402号及び1950年11月基発第783号参照）調査当時においては、1回の宿直手当の最低額を40円（1人1日の平均賃金額の3分の1とする計算が困難な場合）としているが、40円未満の所は私立の3病院だけで、この場合S病院は「医師1回500円、看護婦は1回30円」と規定しており、R病院は「医師1回150円、看護婦1回20円」としている。しかしこれは極端な例にすぎない。

ただ医師と看護婦と宿直手当の額の異なるものは相当ある。（約50%）

第 79 表 看護婦の深夜労働手当の規定（事業場数）

1950年2月 婦人少年局調					
	総 数	政府職員の新給与 実施に関する法律 によるもの	労働基準法 によるもの	労働基準法以下で事業所 により特殊形態	金額のもの
総 数	56	11	39	2	4
ベッド数 0	6	-	6	-	-
△ 19以下	4	-	4	-	-
△ 49以下	11	1	6	2	2
△ 50以上	35	10	23	-	2

註 1) 1948年法律第46号による。

第 80 表 看護婦、医師、事務の宿直手当の額（事業場数）

1950年2月 婦人少年局調										
	総 数	手当が金額の 小 計	50 円 以下	100 円 以下	150 円 以下	200 円 以下	201 円 以上	手 当 率のもの	な し	
看護婦	総 数	80	53	24	23	3	3	-	24	3
	ベッド数 0	6	4	2	2	-	-	-	2	-
	△ 1~19	10	9	4	5	-	-	-	1	-
	△ 20~49	18	11	6	5	-	-	-	7	-
	△ 50以上	46	29	12	11	3	3	-	14	3
医 師	総 数	80	40	6	17	9	4	4	24	16
	ベッド数 0	6	1	-	-	1	-	-	2	3
	△ 1~19	10	3	1	2	-	-	-	1	6
	△ 20~49	18	7	1	3	2	-	1	7	4
	△ 50以上	46	29	4	12	6	4	3	14	3
事 務	総 数	80	37	8	20	5	3	1	24	19
	ベッド数 0	6	1	-	1	-	-	-	2	3
	△ 1~19	10	4	1	3	-	-	-	1	5
	△ 20~49	18	6	1	5	-	-	-	7	5
	△ 50以上	46	26	6	11	5	3	1	14	6

(ハ) 休日労働手当

前にのべた様に看護婦に4週に4日以上の日が与えられていない病院診療所が相当多いが、この手当はどうなつてゐるかを調べてみると、官国立及び公立その他の大きな病院では大体手当の規定が

あるが、規模の小さい所はそうした手当の規定がないのが大部分である。

看護婦に対して休日労働手当あるものについて規定の内容をみると、やはり、労働基準法及び政府職員給与に関する法律によつて規定されている基準、「普通の労働日の賃金の2割5分増」となっている所が60中46である。又、回数毎に金額で規定している所が11ある。例えばF病院の様に休日労働1回70円となつている場合や、M医院の様に1日100円、半日50円となつているものがそれである。

第81表 休日労働手当の有無(事業場数)

1950年2月 婦人少年局調

	総数	看護婦にあるもの					看護婦にないもの
		小計	医師、事務、看護婦にあるもの	事務のみなし	医師のみなし	看護婦のみあり	
総数	252	60	54	1	3	2	192
実ベッド数 0	52	5	5	-	-	-	47
19以下	117	7	4	-	1	2	110
49以下	35	13	11	1	1	-	22
50以上	48	35	34	-	1	-	13
%							
総数	100	23.4	21.0	0.4	1.2	0.8	76.6
ベッド数 0	100	9.6	9.6	-	-	-	90.4
19以下	100	6.0	3.3	-	0.9	1.8	94.0
49以下	100	37.1	31.3	2.9	2.9	-	62.9
50以上	100	72.9	70.8	-	2.1	-	27.1

第82表 休日労働手当の規定(事業場数)

1950年2月 婦人少年局調

	総数	政府職員の新給与実施に関する法律によるもの	労働基準法によるもの	労働基準法以下で事業所により特殊形態	回数毎に金額のもの
総数	60	11	35	3	11
ベッド数 0	5	-	5	-	-
19以下	7	-	4	-	3
49以下	13	1	7	1	4
50以上	35	10	19	2	4

(二) 特別勤務手当

看護婦の仕事は、深夜労働を必要とする他、傳染の危険、不快な経験を伴う場合が多いが、これに対してどんな特別な手当がついているであろうか。最も一般的な特別手当としては、外科看護婦に対して手術手当、傳染病棟及び結核病棟勤務のものについて支払われる危険手当などがあり、又、屍体処置に対する屍体処置手当などがあげられる。その他、医師の往診についていく場合の往診手当もその一種である。

手術手当は、多くの場合、手術料の何%となつており、これを看護婦と医師に配分することになっている。危険手当は結核及び急性傳染病棟に勤務する間だけ、公務員の場合は号体が一時的に上ると

云うことになつており、その他の場合は、金額又は賃金の率によつてきまつている。屍体処置手当は、一屍体につき40円などとなつている所が多い。

これら、看護婦の特別勤務手当は実施されている所は、大病院に多く、小さい所ではほとんど行われていない。

II 看護婦の現金給与

イ、現金給与の平均月額及び金額別分布

この調査の結果によると、1950年2月の看護婦の現金給与月額の平均は、

(a) 通勤、自炊又は食費自己負担の場合.....5,754円

(b) 住込食事付きの場合.....2,644円

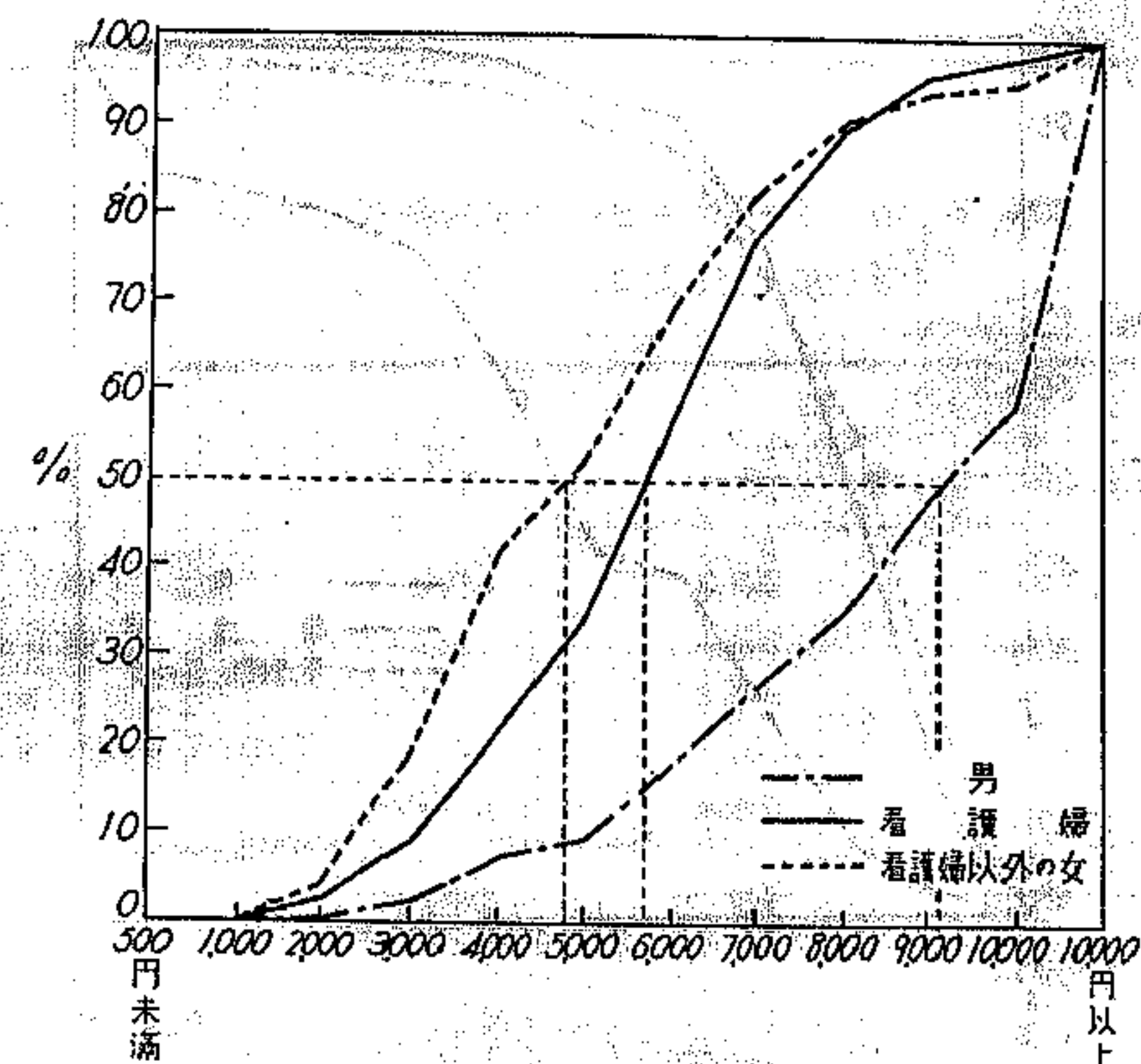
であつた。

現金給与月額別に分布をみると第83表、第11図a及びbの通りである。(a)食費自己負担の場合

第11図 病院診療所の看護婦及び男女労働者の現金給与額別累積分布図

a 通勤、自炊、食費自己負担のもの

1950年2月 婦人少年局調



註1) 男は医師もふくむ、女は看護婦以外の女。

は75%以上が7,000円未満であり、(b)住込み食事付きの場合は3,000円未満が約75%をしめる。

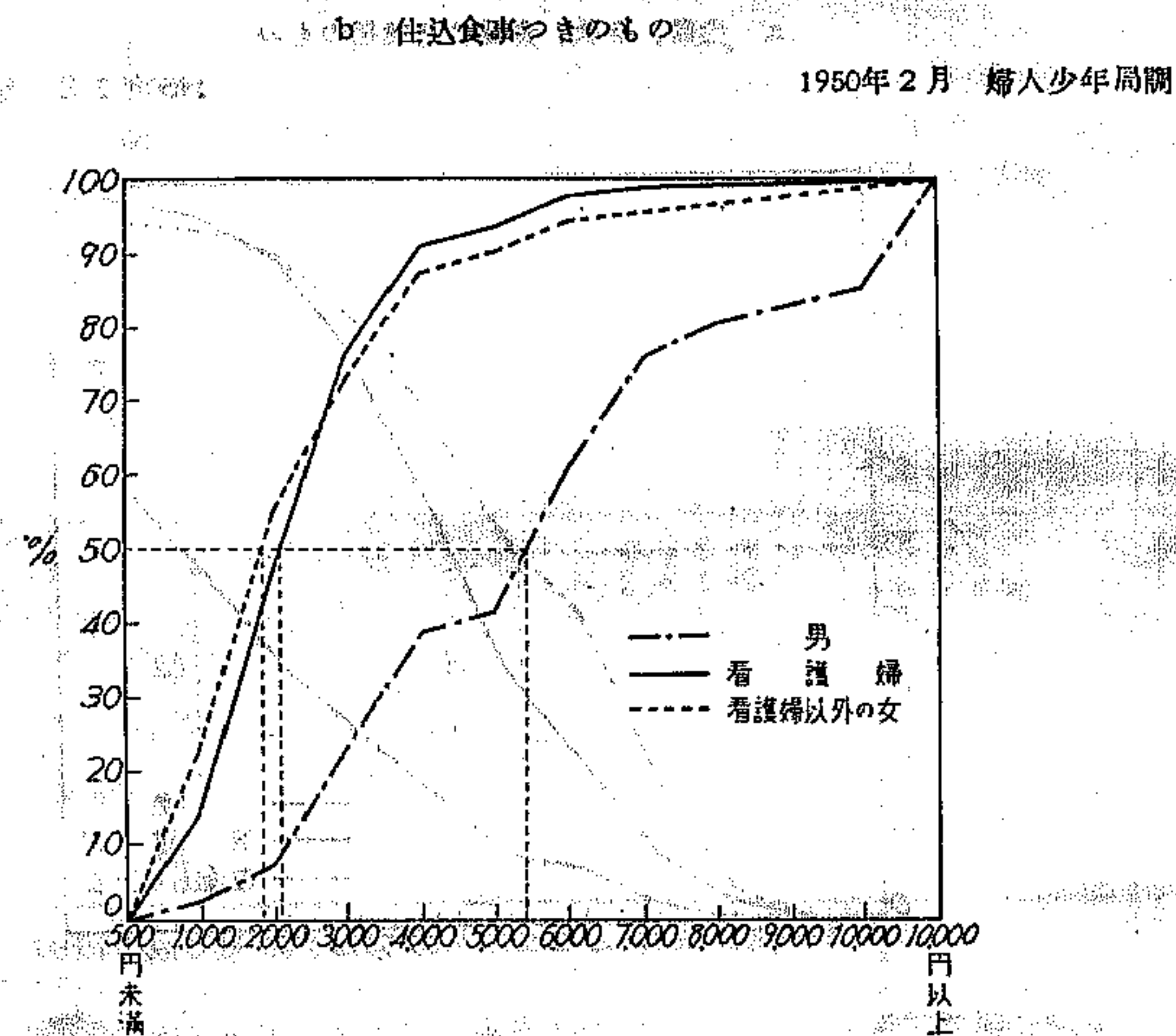
ロ、婦長、有資格看護婦、見習の給与の差

婦長は一般看護婦より約40%高く、見習看護婦は一般看護婦より約50%低くなっている。婦長を見習と比較すると婦長は見習の約2.7倍である。この看護婦の地位による賃金格差は、住込食事付きの方がやや大きい。(第84表a及びb)

ハ、病院診療所の規模及び経営主体による現金給与の差

病院、診療所の規模別にみると、概して大きな病院程給与がよい傾向がみられる。又、経営主体から云えば、(第85表a及びb)私立が最も低く、公立が最も高い。通勤、自炊、食費自己負担の場合の看護婦の平均は、私立は4,639円、官国立5,750円、公益法人等(日赤もふくむ)6,336円、公立6,588円となる。これを、当時(1950年2月)の毎月勤労統計調査の全産業の女子の平均給与月額と比較すると、官業は、5,110円で、看護婦の方が13%高く、民間企業4,491円で約10%高いが公企業

第11図 看護婦及び男女労働者の現金給与月額別累積分布図



註1) 男は医師もふくむ、女は看護婦以外の女。

第83表 看護婦及び男女労働者の現金

給与月額別分布

a 通勤、自炊食費自己負担のもの

1950年2月 婦人少年局調

	男	看護婦	看護婦以外の女
平均月額給与	10,087	5,754	5,268
調査人員	(1,421人)	(2,356人)	(744人)
%	100	100	100
500円未満	0.1	0.1	-
1,000	-	0.2	0.4
2,000	0.4	2.7	4.3
3,000	2.0	6.6	15.1
4,000	4.8	11.6	22.2
5,000	2.3	13.3	10.2
6,000	7.7	23.2	17.7
7,000	9.2	19.8	12.5
8,000	9.4	12.8	8.5
9,000	12.1	5.8	3.5
10,000	10.4	2.0	1.7
10,000円以上	41.6	1.9	3.9

註1) 男は医師もふくむ、女は看護婦以外の女。

第83表 看護婦及び男女労働者の現金

給与月額別分布

b 住込、食事付きのもの

1950年2月 婦人少年局調

	男	看護婦	看護婦以外の女
平均月額給与	6,642	2,644	2,937
調査人員	(41人)	(442人)	(71人)
%	100	100	100
500円未満	-	0.2	-
1,000	2.4	13.8	24.0
2,000	4.9	33.5	31.0
3,000	17.1	28.8	18.3
4,000	14.6	14.9	14.1
5,000	2.4	2.7	2.8
6,000	19.6	4.3	4.2
7,000	14.6	1.1	1.4
8,000	4.9	0.2	-
9,000	-	-	-
10,000	4.9	-	-
10,000円以上	14.6	0.5	4.2

第84表 看護婦地位別規模別平均月額給与¹⁾

a 通勤、自炊又は、食費自己負担のもの

1950年2月 婦人少年局調

月 額 給 与	総 平 均	看護婦			
		平 均	婦 長	看護婦	見 習
総 数		5,754	8,198	5,742	2,993
ベッド数	0	4,501	4,500	5,074	3,308
19以下		4,167	5,476	4,456	3,330
49以下		5,243	7,101	5,359	2,694
50以上		5,924	8,473	5,847	2,914
調査人員	総 数	2,356	137	2,107	112
ベッド数	0	38	1	25	12
19以下		79	3	53	23
49以下		306	18	263	25
50以上		1,933	115	1,766	52

註1) 1950年2月に現金で支払われたすべての給与で、税金、社会保険、食費(aの場合)等を控除する前の額。

は8,466円で看護婦の方が約21%低くなっている。

次に、同一の病院、診療所に勤務している他の職種の男女の給与と比較すると、(第83表、第85表a及びb、第11図及び第12図)通勤、自炊及び食費自己負担の場合、男子(医師も含む)の平均は

b 住込食事付

規模別	男女別看護婦地位別	看護婦			
		平均	婦長	看護婦	見習
月額給与	総平均	2,644	4,610	2,863	1,691
	ベッド数 0	2,229	—	2,308	2,125
	19以下	2,357	4,800	2,715	1,585
	49以下	2,720	3,738	2,986	1,518
	50以上	3,123	5,311	3,047	2,139
調査人員	総数	442	15	322	105
	ベッド数 0	37	—	21	16
	19以下	181	2	118	61
	49以下	99	6	72	21
	50以上	125	7	111	7

第 85 表 男女別看護婦地位別経営形態別平均月額給与 1)

a 通勤、自炊、食費自己負担のもの 1950年2月 婦人少年局調

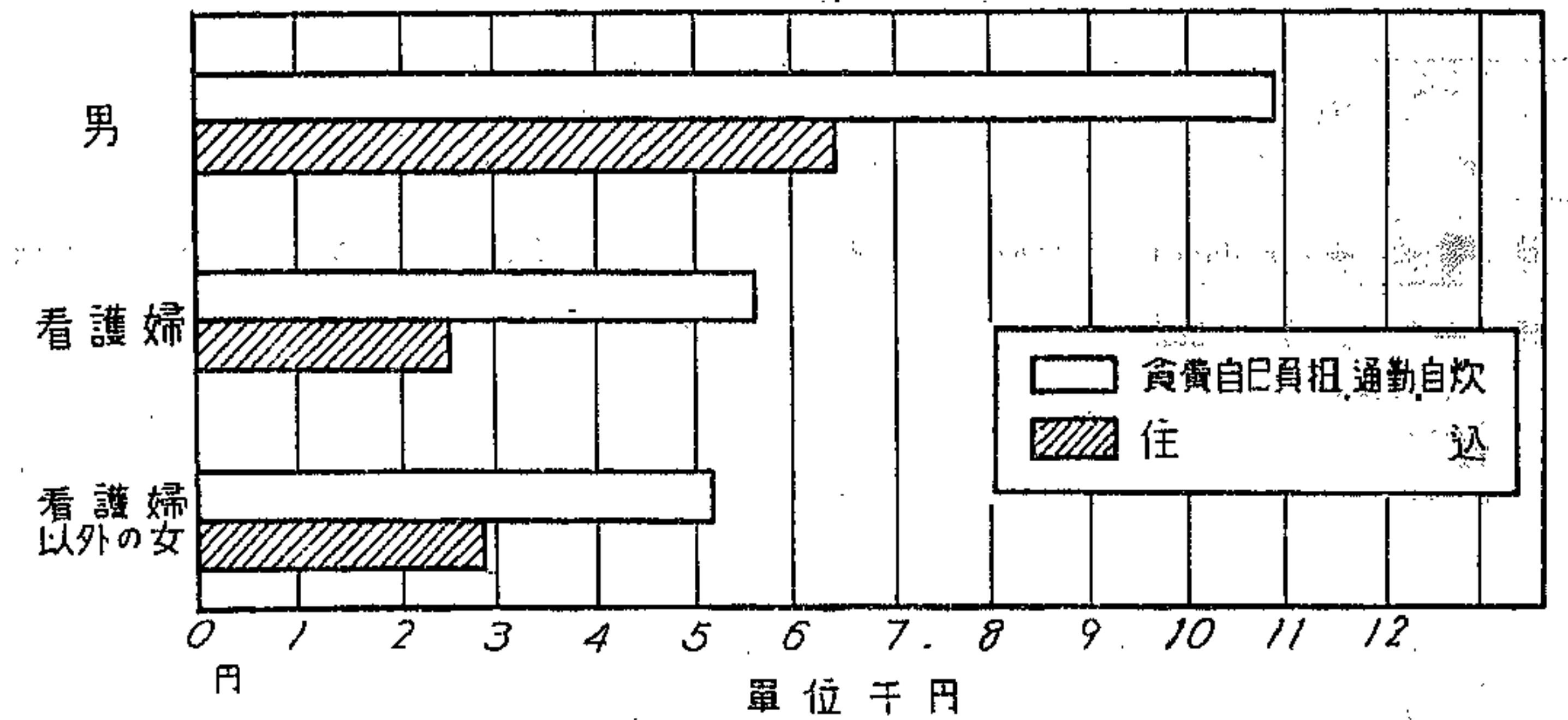
			男	看護婦				看護婦
				平均	婦長	看護婦	見習	以外の女
月額給与	総平均	国立 立 立 立 他	10,087 ^円	5,754 ^円	8,198 ^円	5,742 ^円	2,993 ^円	5,268 ^円
			9,036	5,750	7,898	5,646	2,892	5,204
			11,261	6,588	9,297	6,600	3,644	6,060
			9,639	4,298	6,622	4,441	2,911	4,442
			10,687	6,336	8,964	6,169	3,217	5,557
調査人員	総平均	国立 立 立 立 他	1,421 ^人	2,356 ^人	137 ^人	2,107 ^人	112 ^人	744 ^人
			376	759	45	706	8	186
			162	344	5	333	6	75
			309	497	25	390	82	168
			574	756	62	678	16	315

b 住込食事つきのもの

				男	看護婦				看護婦
					平均	婦長	看護婦	見習	以外の女
月額給与	総 官公 私 の	平 国 の	均 立 立 立 他	円 6,542	円 2,644	円 4,614	円 2,863	円 1,691	円 2,937
				—	—	—	—	—	—
				—	—	—	—	—	—
				円 6,542	円 2,624	円 4,527	円 2,615	円 1,691	円 2,900
				—	円 2,768	円 4,853	円 2,621	—	円 5,500
調査人員	総 官公 私 の	国 の	数 立 立 立 他	人 41	人 442	人 15	人 322	人 105	人 71
				—	—	—	—	—	—
				—	—	—	—	—	—
				人 41	人 381	人 11	人 265	人 105	人 70
				—	人 61	人 4	人 57	—	人 1

註 1) 第 84 表 註 1) 参照。

第 12 図 病院、診療所看護婦の平均月額給与と他の職種の男女との比較
1950年2月 婦人少年局調

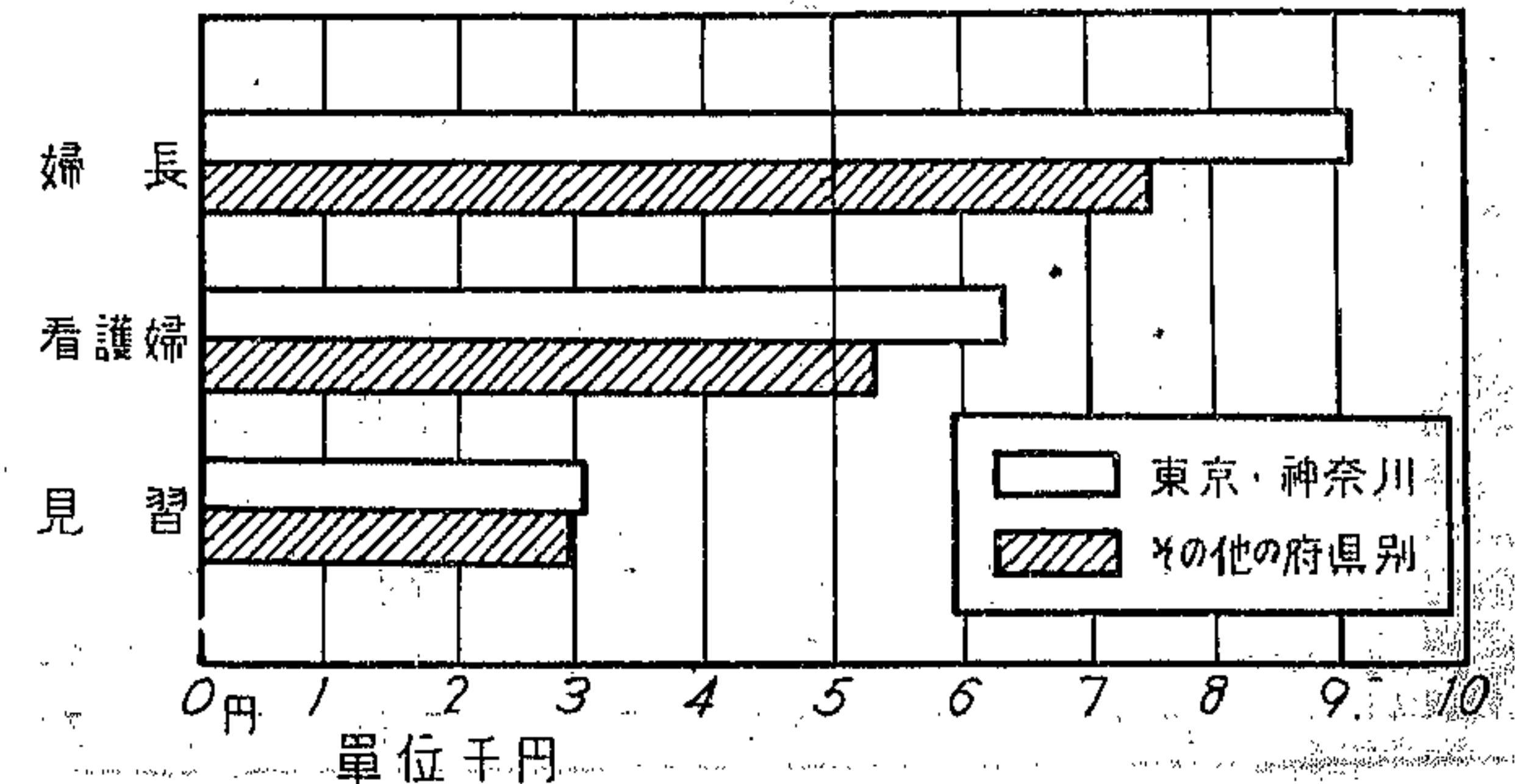


10,087 円で看護婦はその約 58 % に当る。看護婦以外の女子 (専門職の他に 雑使婦もふくむ) は看護婦より約 9 % 低く 5,268 円である。婦長の場合は、医師もふくめた男子の約 80 % に当っている。前記の毎月勤労統計調査の結果では、平均給与額の女子の男子に対する割合は約 45 % であるが、病院診療所ではその格差は少いわけである。

二、地域による現金給与の格差

調査地域である 関東、東北の 1 都 12 県を東京横浜の二大都市を含む、東京都、神奈川の 1 都 1 県とその他の県とに分けてみると、二大都市をふくむ地域は、その他の県の平均給与額より平均月額約 1,000 円高くなっている。一般看護婦の平均給与月額、(a) 食費自己負担の場合は東京、神奈川は 6,342 円、であるがその他の県は 5,318 円であり、(b) 住込食事付の場合も、東京、神奈川では 3,153 円、その他の県では 2,445 円である。(第 86 表 a 及び b、第 13 図)

第 13 図 看護婦の東京、神奈川その他の県別平均月額給与
食費自己負担、通勤、又は自炊のもの 1950年2月 婦人少年局調



第86表の1 看護婦の東京神奈川、その他の県別月額給与分布及び平均月額給与

a 通勤、自炊、食費自己負担のもの

給 与 月 額 給 与	東 京、神 奈 川				そ の 他 の 県			
	総平均	婦長	看護婦	見習	総平均	婦長	看護婦	見習
1950年2月 婦人少年局調	6,415	9,044	6,342	3,072	5,298	7,520	5,318	2,965
総 数	962	61	872	29	1,394	76	1,235	83
500円未満	—	—	—	—	1	—	—	1
1,000円	—	—	—	—	1	—	—	—
1,500円	—	—	—	—	3	—	2	—
2,000円	5	—	—	—	19	—	3	1
2,500円	3	—	1	2	37	—	28	16
3,000円	9	—	2	7	46	—	32	14
3,500円	23	—	22	1	77	—	63	14
4,000円	26	—	20	6	71	—	56	15
4,500円	38	1	31	6	139	1	133	5
5,000円	90	3	87	—	223	2	215	6
6,000円	198	1	195	2	349	4	343	2
7,000円	240	6	234	—	227	20	207	—
8,000円	182	8	174	—	120	25	95	—
9,000円	84	10	74	—	53	12	41	—
10,000円	31	11	20	—	17	6	11	—
10,000円以上	33	21	12	—	11	6	5	—

註1) その他の県とは神奈川東京を除いた調査県をいう。

第86表の2 看護婦の東京神奈川、その他の県別月額給与分布及び平均月額給与

b 住込食事付

給 与 月 額 給 与	東 京、神 奈 川				そ の 他 の 府 県			
	総平均	婦長	看護婦	見習	総平均	婦長	看護婦	見習
1950年2月 婦人少年局調	3,093	5,171	3,153	2,145	2,139	3,500	2,445	1,474
総 数	234	10	190	34	208	5	132	71
500円未満	—	—	—	—	1	—	—	1
1,000円	4	—	3	1	18	—	4	14
1,500円	7	—	2	5	32	—	9	23
2,000円	21	—	12	9	42	—	30	12
2,500円	37	—	29	8	48	—	33	15
3,000円	40	—	38	2	24	1	17	6
3,500円	47	—	42	5	16	3	13	—
4,000円	32	2	28	2	13	—	13	—
4,500円	18	1	16	1	8	—	3	—
5,000円	8	1	7	—	4	—	4	—
6,000円	12	3	8	1	7	1	6	—
7,000円	5	3	2	—	—	—	—	—
8,000円	1	—	1	—	—	—	—	—
9,000円	—	—	—	—	—	—	—	—
10,000円	—	—	—	—	—	—	—	—
10,000円以上	2	—	2	—	—	—	—	—

ホ、現金給与額の年令による格差

看護婦の現金給与額を年令階級別に平均月額と比較すると、(便宜上、通勤、自炊、食費負担のもので、比較する)年令が増加すると共に絶えず増加し、50才を過ぎても、低下せず、18—19才の約2倍に達する。(第87表及び第14図)看護婦の18—19才の平均現金給与月額は4,065円であるが50才以上は9,878円である。この最高年令は大部分が婦長である。(第一部参照)

第87表の1 看護婦及びその他の男女労働者の年令階級別平均給与月額

a 通勤、自炊、食費自己負担

1950年2月 婦人少年局調

	男	看護婦	看護婦以外の女
平均月額給与	10,087	5,754	5,268
15 平均	4,721	4,701	3,928
15~17才	2,880	3,674	3,581
17 18~19才	5,163	4,933	4,055
20~24才	6,741	5,615	4,887
25~29才	9,029	6,434	6,326
30~34才	9,744	6,766	5,599
35~39才	11,939	7,735	6,102
40~44才	12,845	8,713	5,628
45~49才	11,338	8,899	5,892
50才以上	9,513	9,878	5,232

註1) 第1表註)を参照。

2) 看護婦には婦長も見習もふくむ。

この年令による平均給与の格差は、看護婦以外の女子及び男子の場合は、医師、薬剤師などの専門的職種と雑使夫(婦)などの不熟練労働者も混在していることも手伝って、年令による規則的な増加が明瞭でない。看護婦以外の女子は、18—19才の平均も看護婦よりやや低い、年令による格差も少く、最高給与をとつて年令は25—29才で6,326円である。男子の場合は18—19才では看護婦とほとんど差がないが、40—45才でその2.5倍で最高に達し12,845円となり、それ以後は低下する。

次に、看護婦の年令階級別の給与の格差を、全産業(1949年10月労働統計調査部調)の女子と比較してみよう。この調査によると、女子労働者は18—19才での平均給与月額4,065円であるが、40—49才で最高の5,692円18—19才のわずか1.4倍となる。看護婦が50才以上になるまで給与が増加し、18—19才の2倍に達するのはその趣を異にしている。

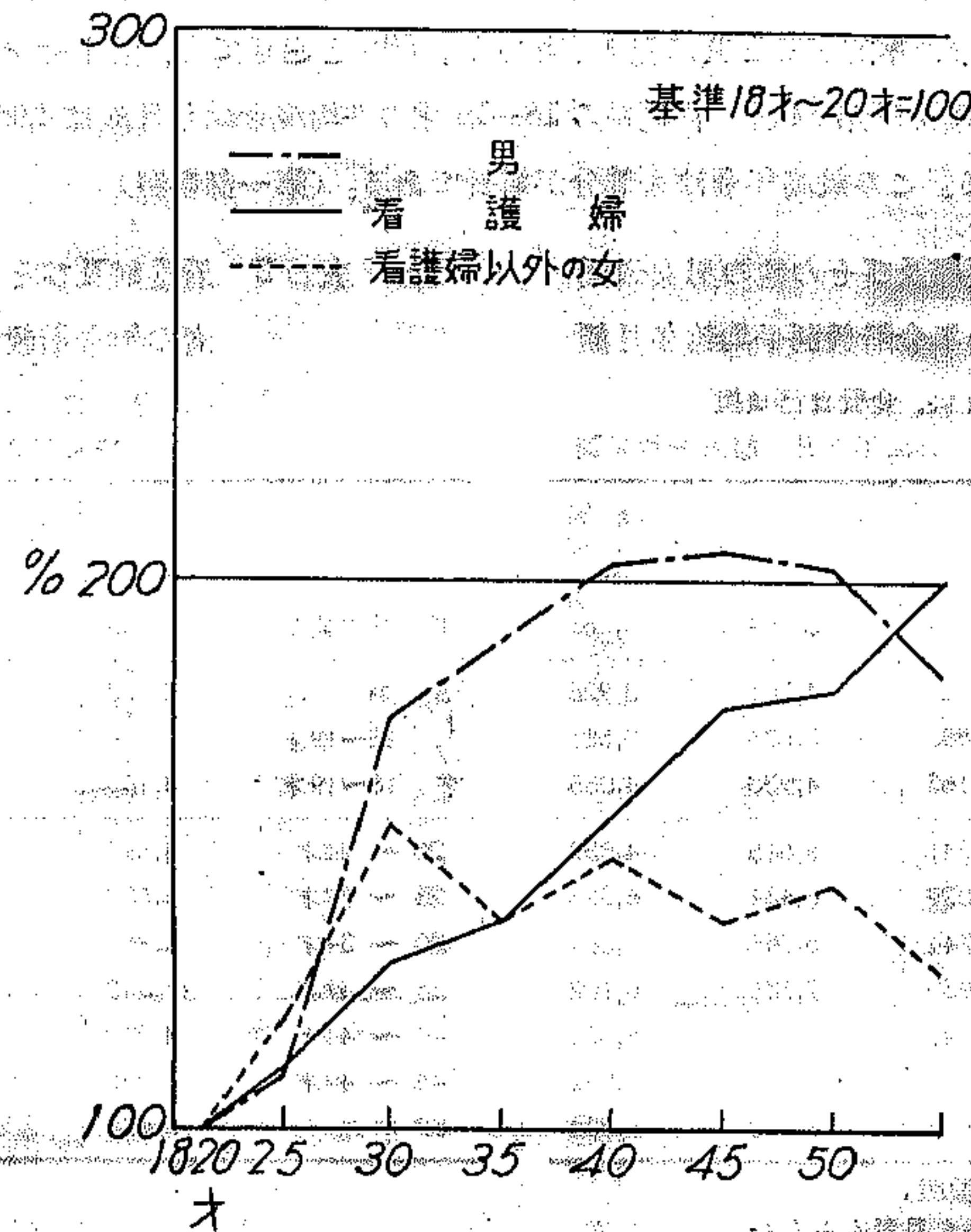
ヘ、現金給与の勤続年数による格差

看護婦の給与は勤続することによつてどの位上がるだろうか。現在、いるものについてその勤続年数階級別に平均現金給与月額を算出してみると第88表、a及びbの通りである。

勤続6カ月未満を初任給と考え、(a)食費を自己負担している場合は4,805円、住込食事付で2,245円となる。便宜上、食費自己負担の場合を例にとつてみると勤続4年後には1.3倍、となり、

第14図 病院診療所看護婦及び男女別年齢階級別平均賃金格差の比較

1950年2月 婦人少年局調



第88表の1 看護婦及びその他の男女労働者の勤続年数別平均給与月額

a 通勤、自炊、自己負担のもの

1950年2月 婦人少年局調

		男	看護婦	看護婦以外の女
平均月額給与		円 10,087	円 5,754	円 5,268
5年未満	平均	9,680	5,556	5,021
	6ヶ月未満	8,837	4,803	4,360
	1年	10,145	5,125	4,490
	2年	9,699	5,465	5,084
	3年	9,557	6,372	5,148
	4年	9,938	6,341	5,132
	5年	9,685	6,226	6,136
5年以上~10年未満		10,624	7,880	6,427
10年~15年		10,622	9,472	6,293
15年~20年		11,979	10,860	6,051
20年以上		13,743	6,506	6,818

第88表の2 看護婦及びその他の男女労働者の勤続年数別平均給与月額

b 住込食事つきのもの

1950年2月 婦人少年局調

		男	看護婦	看護婦以外の女
平均月額給与		円 6,542	円 2,644	円 2,937
5年未満	平均	6,423	2,504	2,915
	6ヶ月未満	5,014	2,245	2,378
	1年	9,405	2,186	4,469
	2年	7,778	2,395	2,140
	3年	5,073	3,037	4,291
	4年	3,268	2,882	2,592
	5年	7,602	3,111	3,405
5年以上~10年未満		4,360	3,013	3,762
10年~15年		—	4,891	3,000
15年~20年		—	5,850	2,940
20年以上		—	3,800	—

第89表 看護婦及び全産業女子労働者の勤続年数別賃金格差比較

1950年2月 婦人少年局調

勤続年数		看護婦	全産業
平均給与月額		円 5,754	円 4,422
5年未満	6ヶ月未満	100%	100%
	1年	106%	120%
	2年	113%	134%
	3年	115%	146%
	4年	132%	157%
	5年	132%	—
5年以上~10年未満		129%	190%
10年~15年		164%	214%
15年~20年		197%	230%
20年以上		226%	274%

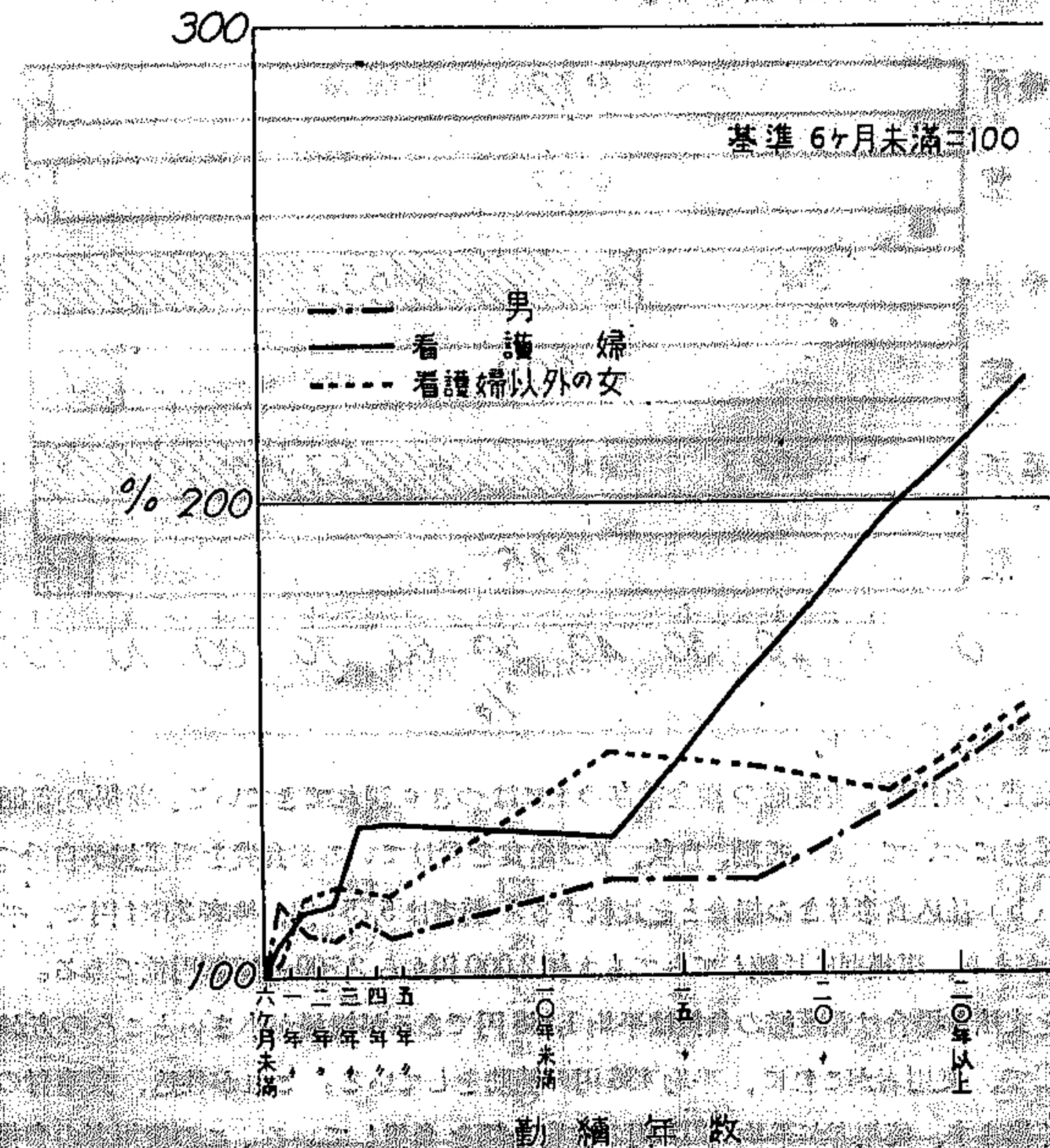
註 1) 通勤、自炊又は食費自己負担の場合の平均給与。
2) 1950年2月の毎月勤労統計調査による。

10年以上15年後には1.6倍、15年以上20年では約2倍となり、20年以上勤続のものは2.3倍で最高となり、10,866円となる。(第88表及び第15図) これは、大体が婦長である。(第一部参照)

看護婦以外の女子及び男子では勤続年数による格差がそれほど大でない。看護婦以外の女子の場合は5年以上10年未満勤続者は6ヶ月未満で1.5倍、20年以上で1.6倍となり、最高に達する。又、男子は5年以上10年未満で6ヶ月未満の勤続者の1.2倍、15年以上20年が1.4倍、20未満年以上で1.6倍で最高となる。比較的勤続の短いのは医師で、勤続の長いものは雑使夫(婦)などが多い結果がここに反映

している。

第15図 病院診療所の看護婦、男女労働者の勤続年数別給与の格差比較



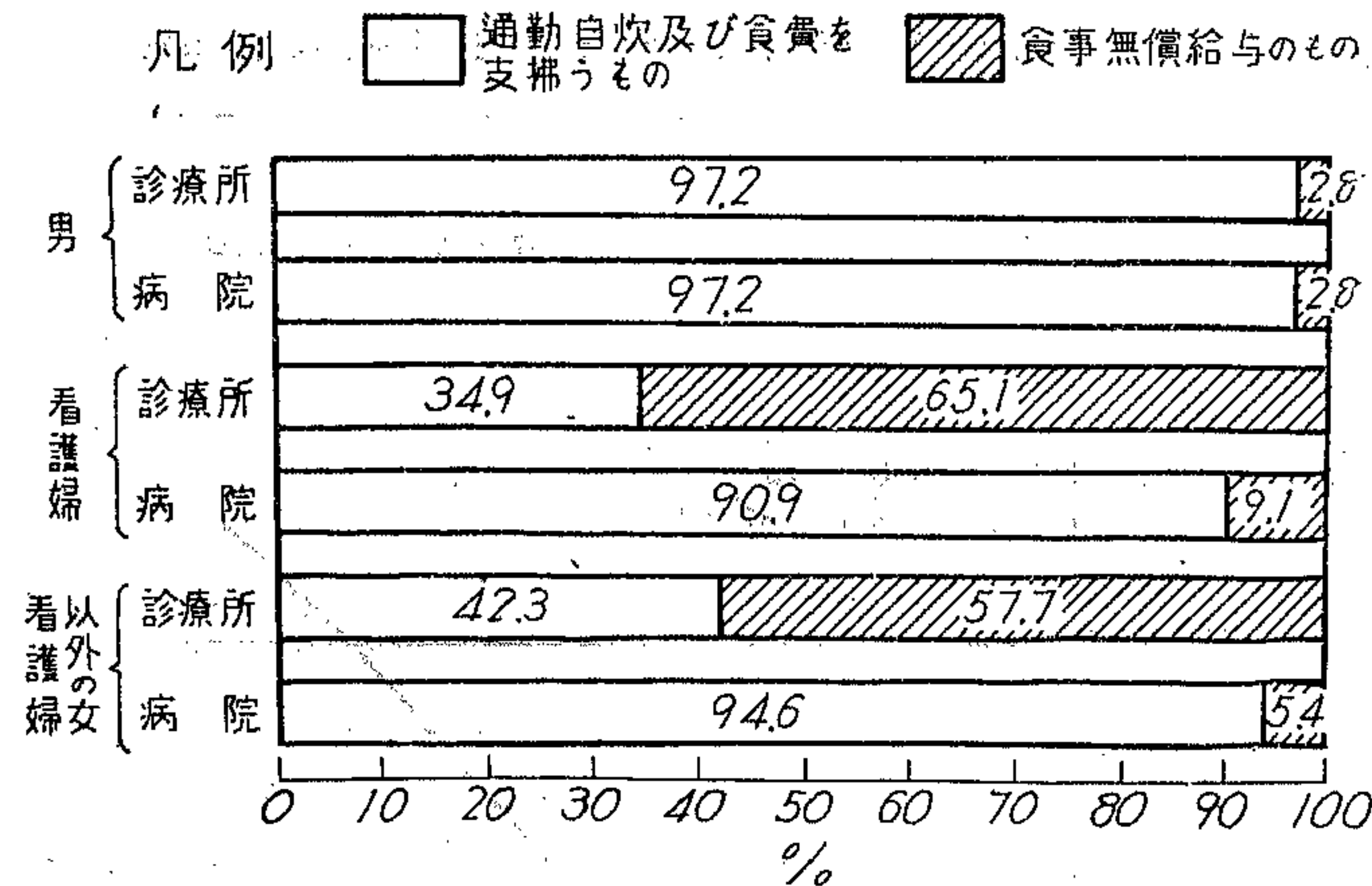
てみよう。(第89表 1949年10月、労働統計調査部調による) 全産業女子は6ヵ月未満勤続3,033円で4年乃至5年で1.6倍となり、10年—15年で2倍、20年後には2.7倍となっている。看護婦はこれに比べると、最初の水準は高いが、勤続による給与の上昇はそれほどよくない。このことは、上述の年令による賃金の格差が看護婦は一般の女子より大であると云う事実と一見相矛盾する様に思われる。しかし、第一部でふれた様に、看護婦は一つの事業場における勤続から云えば概して短い、その職業的経験を持っている点で特殊であり、最初からその経験を勘案して給与が決定されると云うことがこの相矛盾するように見える二つの傾向を説明するであろう。

III 看護婦の現金以外の給与

イ、給食と使用者の食費負担

前記の様に、看護婦に対しては、原則として給食をしている所が大部分であり、ベッド50以上の大病院を除いては、大半が無償で食事を給与している。(第16図参照)

第16図 病院診療所の看護婦及び男女労働者の給食費負担の状況
1950年 婦人少年局調

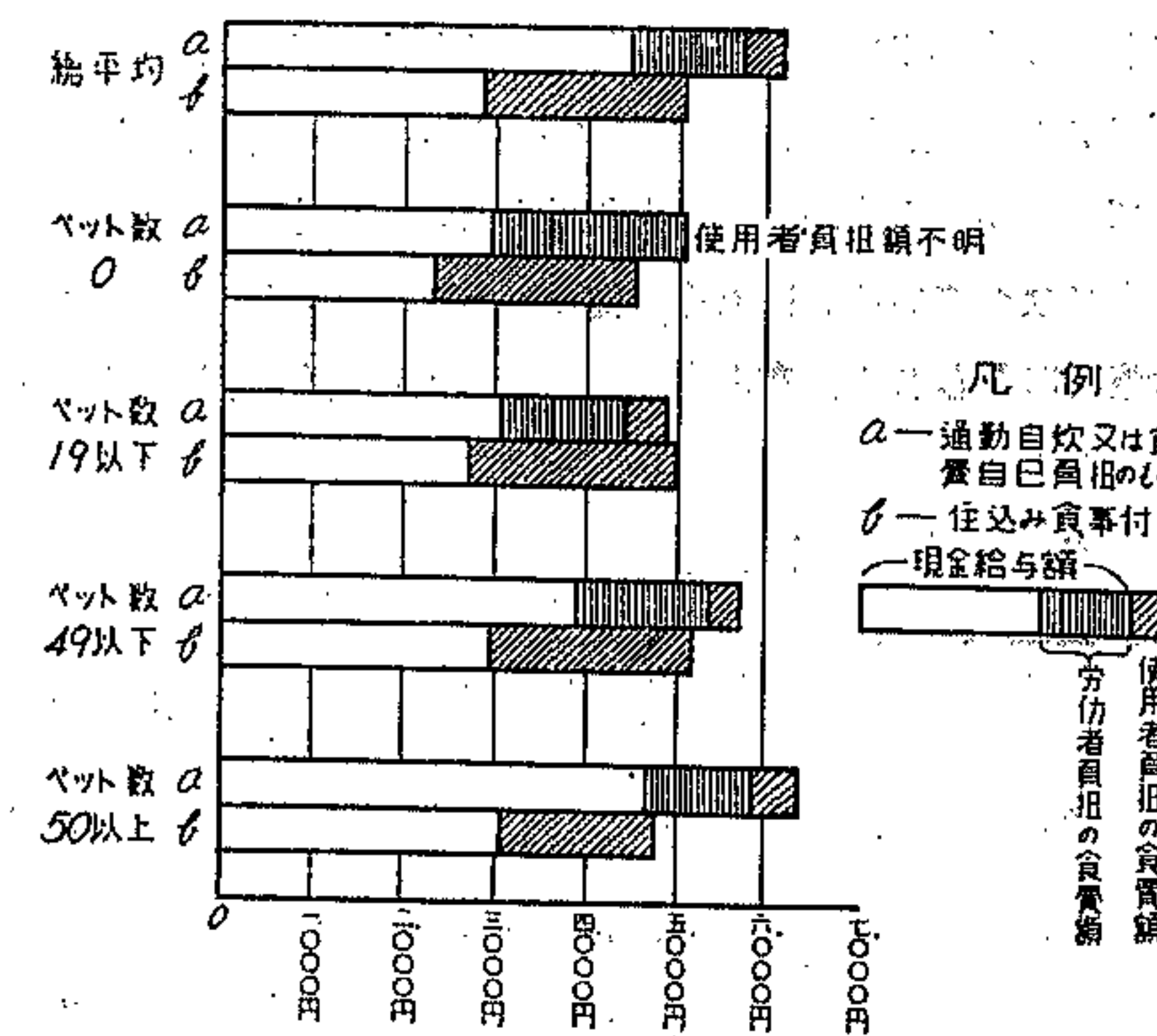


註 図中の数字は % を示す。

この使用者の食費の負担は、看護婦の現金給与の上にはつきり現れてきている。前掲の第88表によつて、一般看護婦について (a) 通勤、自炊、及び給食を受けているが食費を看護婦が自分で支払っている場合と (b) 住込食事付きの場合とを比較すると前者は5,754円、後者2,644円で、平均で約2,900円の開きがあり、規模別に比較してみても大体2,000円から2,700—2,800円位である。

看護婦が食費を支払う場合は看護婦の負担は平均1,288円であるが規模が小さいところの方が多い傾向がある。そして、使用者がこれに、平均436円の補助をしている。これが住込、食事付の場合は、看護婦は全く出さず、使用者が平均2,215円の食費全額を負担している。この使用者の負担額も、

第17図 看護婦の推定給与月額
1950年2月 婦人少年局調



規模の大きい病院の方が少い傾向がみられる。

現金給与以外に以上の労資の食費の負担額を考慮に入れて看護婦の平均1日当りの給与を推定すると第17図の様になり、結局

(a) 通勤、自炊、食費自己負担の場合……5,485円

(b) 住込食事付の場合……4,856円

となり、税金の負担を1割とみなしても食費を自分で負担する方が約500円給与が多くなる。

第90表 看護婦の推定給与月額
1950年2月 婦人少年局調

		平均	ベッド数0	ベッド数19以下	ベッド数49以下	ベッド数50以上
食負担通勤・自己負担	総計	5,485	5,074	4,826	5,692	6,348
	現金給与額	5,084	5,074	4,456	5,359	5,847
	経営者の食事補助額	401	不明	370	333	501
住込食事付き	総計	4,856	4,553	4,980	5,131	4,761
	現金給与額	2,764	2,308	2,715	2,986	3,047
	経営者の食事補助額	2,092	2,245	2,265	2,145	1,714

第91表 食事以外の実物給与の有無
1950年2月 婦人少年局調

	実数			%		
	総数	有	無	総数	有	無
総数	252	153	99	100	60.7	39.3
ベッド数0	52	28	24	100	53.8	46.2
1～19	117	72	45	100	61.5	38.5
20～49	35	21	14	100	60.0	40.0
50以上	48	32	16	100	66.7	33.3

IV 看護婦の現金以外の給与

イ、看護婦の食事以外の実物給与

前述の様に看護婦には食事が実物給与される場合が多いが、それ以外の実物給与は約60%の事業場で実施している。(第91表)ただ、ベッドのない診療所はその割合がやや低い。実物給与は主として、白衣、キャップ、予防衣等で支給している153の病院診療所中125がこの種のを最初は貸与と云う形で、結局勤続者には支給することになっている。白衣その他のユニフォーム以外の一般の衣服を盆暮などに支給する所は主として診療所にみられる。参考までに以上の実物給与の見積価格の判明したものについて第92表に示しておく。

第92表 実物給与の見積価格(事業場数)

1950年2月 婦人少年局調

	総数	小計	500円以下	1,000円以下	1,500円以下	2,000円以下	2,001円以上	不明
総数	153	77	29	28	6	2	12	76
ベッド数 0	28	13	6	3	1	1	2	15
1～19	72	38	12	15	3	1	7	34
20～49	21	12	5	5	0	0	2	9
50以上	32	14	6	5	2	0	1	18

第三章 看護婦のその他の労働条件

—看護婦と雑用—停年制—

I 看護婦と雑用

看護婦の仕事は、前にもふれた様に休憩時間と労働時間がはつきりせず、とかく拘束時間も長くなりがちであるが、同時に事業場又は使用者の住居に住込んでいる場合が多く、看護婦としての専門的な業務の他に、家事使用人又は雑使婦に近い仕事をさせられている場合が相当見受けられる。これは殊に、診療所や小さい病院(大部分は私立)に多く見受けられる。使用者の家事及びお便をするかと

第93表 使用者のお使(私用)家事をしている看護婦数

1950年2月 婦人少年局

		調査人員	お使 (1)	使の 用家 (2)	(1)(2)を している者	な し
実 数	総数	2,769	440	30	101	2,198
	ベッド数 0	82	22	4	13	43
	19以下	263	88	7	59	109
	49以下	234	60	12	12	150
	50以上	2,190	270	7	17	1,896
%	総数	100	15.9	1.1	3.6	79.4
	ベッド数 0	100	26.8	4.9	15.9	52.4
	19以下	100	33.5	2.7	22.4	41.4
	49以下	100	25.6	5.1	5.1	64.1
	50以上	100	12.3	0.3	0.8	86.6

註、看護婦の回答である。

第94表 看護婦の停年制有無

1950年2月 婦人少年局調

	総数	有	無
総数	252	17	235
ベッド数 0	52	2	50
1～19	117	1	116
20～49	35	2	33
50以上	48	12	36

云う質問に対して看護婦が回答した結果をみると第93表の通りである。家事よりも、お便に使われるものの方がずっと多いが、小さい所では、両方やつているものも可成多い。

II 停年制

看護婦に対して停年制を定めている所は235事業場の中わずかに17にすぎない。特に看護婦に対して、異つた停年制を使用している所は全くなく、55才が最も多く60才がこれに付いている。

第 三 部

看護婦のための諸施設

看護婦の大多数は病院附属の寄宿舍か、事業場内又は経営者の家庭内に住込んで生活していることは既にしばしばふれたことである。食事施設、入浴施設、厚生福利施設などは通勤者も利用している場合が相当多いから、第四部の「看護婦の宿舍」とは別にここでその概況を一通りのべておこう。

第一章 看護婦の生活施設

——給食施設——入浴施設——

I 給 食 施 設

イ、炊事場及び食事をする場所

大きな病院であると、看護婦の食事をつくる炊事場は病院内にある患者の給食と共通に使用している場合が最も多く、看護婦の寄宿舍内にあるものが大体その半数である。しかし、中には看護婦も含

第 95 表 炊 事 場 の 位 置

1950年2月 婦人少年局調

	総 数	事業場内	看護婦 宿舎内	経 営 者 の家庭内	その他
総 数	219	60	16	136	7
ベッド数 0	36	2	-	32	2
1~19	105	16	1	87	1
20~49	32	12	3	17	-
50以上	46	30	12	-	4

第 96 表 炊事従業員の被服

1950年2月 婦人少年局調

	総 数	ベッド数 20 ~ 49	ベッド数 50 以上
総 数	78	32	46
かば つ衣	あ り な し	64 9	25 4
マク ス	あ り な し	14 58	5 22
ハモ キノ	とりかえる とりかえぬ	39 31	12 14
不の も 明の	かつば衣 ますく はきもの	5 6 8	3 5 2

めて患者と別に従業員用のものがある所もある。しかし、病院も規模が小さい場合、或いは診療所においては、看護婦は住込みと云う形態が多くなり、それに伴つて、看護婦の食事も経営者の家庭の炊事場で作られる場合が圧倒的に多くなっている。(第95表)云換えれば、看護婦の食事は大きな病院では、患者食と同一の場所又は看護婦専用の場所で作られるが、診療所では経営者の家族と同一の台所で作られるのである。それ故、ここでは、主として病院の炊事場についてその概況を記すに止める。

病院看護婦の食事を作る場所の設備は概して良好であるが、病菌に汚染される恐れが多いに拘らず、その点に対する関心が余り払われていない場合も相当あつた。例えば、炊事場の床はコンクリート又はタイル張りが多く、(78中50)相当清潔に保てるように考えられていたが、

炊事従業員が炊事場専用のはき物にとりかえていない所が半数近く(70中31)もあつた。又、洗水は流水式(主として水道)の流しを用いていたが、食器消毒の設備もむしろない所が多く、規模の小さい病院は一層よくない。又、防蟻のための金あみ戸を窓や入口にほどとしていた所も約半数である。もつとも、中には、T病院の様に、出入口には防蟻のための暗路が設けてあり、窓にはあみを張り炊事従業員が必ずはきものをかえるばかりでなく、そこに入るものは手を洗い、外來者のために備えたすのこの上を歩くようになっていたなど相当の注意が払われている例もあつた。

病院、診療所の看護婦の食事をする場所が看護婦の居室以外の場所にあるもの108についてみると第100表の通りである。独立した寄宿舍がある病院44の中、食堂が寄宿舍内にもうけてあるのは19で、他は病院の内に別室を設けてある。診療所では大部分が経営者の家族の食事をする場所を使っている。

第 99 表 看護婦の食堂の有無

1950年2月 婦人少年局調

	給食している 事業場数	有 り	規 模 別
総 数	205	108	総 数
ベッド数 0	34	9	ベッド数 0
1~19	98	40	1~19
20~49	30	20	20~49
50以上	43	39	50以上

註 1) 居室以外に食事をする場所

第 101 表 病院看護婦の食堂専用手洗所の有無

1950年2月 婦人少年局調

	総 数	有 り	無 し	不 明
総 数	59	23	33	3
ベッド数20~49	20	5	14	1
50以上	39	18	19	2

衛生上の関心が払われているが、小さい病院にはこの点なお遺憾なところがある。診療所の看護婦は大体、経営者の家族の使う台所で食事が作られ経営者の家庭の内で食べており、衛生上注意が払われているか否かについてはこの調査の及ぶ所でなかつた。

第 97 表 食器消毒設備の有無

1950年2月 婦人少年局調

	総 数	有 り	無 し	不 明
総 数	78	29	46	3
ベッド数20~49	82	7	22	3
50以上	46	22	24	2

第 98 表 炊事場の防蟻あみ戸

1950年2月 婦人少年局調

	総 数	ベッド数 20 ~ 49	ベッド数 50 以上
総 数	78	32	46
あ り な し 不 明	40 34 4	12 16 4	28 18 5
あ り な し 不 明	35 40 3	10 19 3	25 21 5

第 100 表 看護婦の食堂の位置

1950年2月 婦人少年局調

	給食している 事業場数	有 り	規 模 別	総 数	事業場内	看護婦 宿舎内	経営者の 家庭内	その他
総 数	205	108	総 数	108	33	19	51	5
ベッド数 0	34	9	ベッド数 0	9	1	-	8	-
1~19	98	40	1~19	40	4	-	36	-
20~49	30	20	20~49	20	10	1	7	2
50以上	43	39	50以上	39	18	18	-	3

仕事の性質上、病院の看護婦の食堂には専用の手洗があることが望ましいが、食堂のもうけある59の病院中、これをそなえている所は半数にみたない。(第101表)

要するに、看護婦の食事を作る場所、食事を取る場所については、ベッド50以上の病院は比較的

ロ、看護婦の食事

1. 食事の質

病院看護婦の食事は患者食と同じ場所で作られている場合が相当あるにもかかわらず、栄養価の計算をしている所は給食している73病院中、わずか22にすぎない。まして、診療所で看護婦の食事の熱量、蛋白質等の計算を実施しているところはほとんどないと云つてよい。(第102表) この少い事例が

第102表 規模別1人1日の熱量と蛋白質

1950年2月 婦人少年局調

	給食している事業場数	熱量等で計算している事業場数	熱量 cal	蛋白質 g
総数又は平均	205	24	2,105.6	76.2
ベッド数 0	34	-	-	-
1~19	98	2	2,214.3	74.3
20~49	30	2	2,344.1	85.3
50以上	43	20	2,043.1	74.8

一註1) 熱量蛋白質は、計算している事業場の平均値である。

看護婦の食事はこれと比して熱量は大体等しいが蛋白質においてややまさっている。製糸工場の寄宿舎が一般より低いこととは趣きを異にしている。もつとも、栄養価の出してない病院、詰診療所の食事については、今後の調査にまたねばならない。

2. 献立

ベッド50以上の病院では大体看護婦の献立名を記録しているが、ベッド50以下の所ではあまり記録されてないので、記録について一般の傾向を云々することはできないが、参考までに献立を記録していた44病院と、12診療所の調査前一週間分の献立を調査した結果についてその概略を記しておこう。(第103表)

第103表 1週間分の献立名、材料を記録しているもの

1950年2月 婦人少年局調

	給食している病院診療所数	献立を記録しているもの				
		総数	官国立	公立	私立	その他
総数	205	56	10	4	26	16
ベッド数 0	34	-	-	-	-	-
1~19	98	12	-	-	11	1
20~49	30	7	1	-	5	1
50以上	43	37	9	4	10	14

献立表を持っていた上記56の病院、診療所では半数以上は(56中36)1週間の中5日以上、少くとも1日1回は副食として動物性蛋白質を使用している。例えば次の様なものがその代表的なものである。

註1) 1950年労働省婦人少年局発行「製糸工場の女子労働者」参照

例 1. 東京〇病院の看護婦食献立例

	品名		品名
2月27日(月)	朝 味噌汁 さんまの塩焼 夜 肉うどん、焼酎煮付	2月24日(金)	朝 味噌汁 ふろふき大根、香物 夜 竹輪煮付
2月28日(火)	朝 味噌汁 鯖の煮付 夜 かけうどん、大和煮	2月25日(土)	朝 味噌汁 いか煮付、香物 夜 かけうどん、鯛の塩焼
2月22日(水)	朝 味噌汁 かけうどん、きんめ鯛の塩焼 夜 むきみ佃煮、焼酎煮付	2月26日(日)	朝 味噌汁 鯖味噌煮、漬物 夜 かけうどん、野菜煮付
2月23日(木)	朝 味噌汁 むきみ佃煮、鯖煮付 夜 肉うどん、焼酎煮付		

大体この程度の献立のものが大部分であるが、これより幾分よいものとしては、次の様なものである。

例 2. 神奈川M病院看護婦食献立例

	品名		品名
2月22日(水)	朝 味噌汁 生揚げ、金ぴら 夜 ソーセージ、ポテトフライ	2月26日(日)	朝 味噌汁、漬物 豚汁 夜 す豚、かき玉汁
2月23日(木)	朝 豆腐味噌汁、香物 煎豆腐肉つくね煮 夜 豚かつ	2月27日(月)	朝 味噌汁、漬物 おでん 夜 焼魚、きんぴら
2月24日(金)	朝 味噌汁、福神漬 焼魚、里芋煮込 夜 うどん汁、玉子とし	2月28日(火)	朝 味噌汁、漬物 肉うどん 夜 ほつけから揚げ、クリーム煮
2月25日(土)	朝 味噌汁、漬物 煮魚、すまし汁 夜 メンチボール		

これなどは1週間の中ほとんど毎日動物性蛋白質を使用しているが、献立にもかなり変化がみられる。この種のものは56中10カ所ある。

しかし、一部にはかなりひどいところもある。(56中10) 例えば次の様なものがその代表的なものである。

例 3. 千葉、K診療所(私立医院)看護婦食献立例

品 名			品 名		
2月22日(水)	朝	大根味噌汁	2月26日(日)	朝	清 汁
	昼	ごぼう煮つけ		昼	干のり、大根おろし
	夜	半煮つけ		夜	豚煮つけ、たくあん
2月23日(木)	朝	大根味噌汁、たくあん	2月27日(月)	朝	清 汁
	昼	うどん		昼	とろろ清汁、たくあん
	夜	あさり汁		夜	半煮つけ
2月24日(金)	朝	あさり汁、たくあん	2月28日(火)	朝	若月味噌汁
	昼	半煮つけ		昼	きやべつ清汁
	夜	半煮つけ		夜	焼魚おろし
2月25日(土)	朝	大根みそ汁			
	昼	干のり			
	夜	漬物、たくあん			

以上の献立からみても動物性蛋白質を比較的多くとっており献立にも変化があつて看護婦の食事は一般からみてそれ程ひどいものとは云えないであろう。

3. 食 費

次に看護婦の食費はどの位がかつていだろうか。(a) 看護婦が全く食費を払わず、全額使用者負担の場合と、(b) 看護婦が食費を払うが使用者も一部補助している場合とを分けて、食事にかかる経費の総額を使用者の申告にもとずいて計算してみると、(a) 全額使用者負担の場合は平均2,200円前後、(b) 看護婦が食費を払っている場合は平均1,700円前後となる。1950年5月現在独身女子20—25才の平均食費は2,238円である。

(註1)

註1) 総理府統計局調 臨時單身世帯調査報告による。

第104表 食費総額及び、労資の負担率

1950年2月 婦人少年局調

			総 額	労働者負担額	使用者負担額
食 費	全者場 額負担 使用の	ベッド数 0 1~19 20~49 50以上	2,245 2,265 2,145 1,714	0 0 0 0	2,245 2,265 2,145 1,714
	一者場 部負担 使用の	ベッド数 0 1~19 20~49 50以上	不明 1,753 1,773 1,682	2,100 1,383 1,440 1,181	不明 370 333 501
	労負担 資率	ベッド数 0 1~19 20~49 50以上	100 100 100 100	— 78.6 81.2 70.3	— 21.4 18.8 29.7

規模別にみると、大きい所の方が比較的経費が少なくてすんでいる。それは大量の食事をまかなう関係であろうか。看護婦が支出する食費額もどちらかと云うと、小さい所の方が高く、ベッドのない診療所は平均2,100円であるが、ベッド50以上では1,180円で約1,000円の開きがある。看護婦が食費を支払っている場合、使用者の補助額は300円乃至5—600円が最も多く、1,000円以上はあまりない。

II 入 浴 施 設

看護婦は仕事の性質上度々入浴することが望ましいが、大部分の病院では看護婦の使用できる入浴施設をそなえている。しかし、ベッドのない診療所ではないものも半数近くある。(第105表)

ベッド50以上の病院の場合は、女子従業員専用となつているものと、男女従業員専用となつているものとが各々半数である。これより小さい病院及び診療所では家族と共用が大部分であるが、患者の使用する浴室を使っているところも多少ある。(第106表)

第105表 看護婦の使う浴室の有無

1950年2月 婦人少年局調

		総 数	あ り	な し	不 明
実 数	総 数	251	187	64	1
	ベッド数 0	52	28	24	—
	19以下	116	89	27	1
	49以下	35	28	7	—
	50以上	48	42	6	—
%	総 数	100	74.5	25.5	—
	ベッド数 0	100	53.8	46.2	—
	19以下	100	76.8	23.2	—
	49以下	100	80.0	20.0	—
	50以上	100	87.5	12.5	—

第106表 看護婦の使う浴室の利用者

1950年2月 婦人少年局調

		総 数	女子専用	男女従業員 共用	患者と共用	家族と共用	そ の 他
実 数	総 数	187	18	27	2	136	4
	ベッド数 0	28	1	1	—	27	—
	19以下	89	—	2	1	85	1
	49以下	28	—	4	1	22	1
	50以上	42	18	20	—	2	2
%	総 数	100	9.6	14.4	1.1	72.8	2.1
	ベッド数 0	100	—	3.6	—	96.4	—
	19以下	100	—	2.3	1.1	95.5	1.1
	49以下	100	—	14.3	3.6	78.5	3.6
	50以上	100	42.8	47.6	—	4.8	4.8

その入浴回数は第107表の通りで、60%以上が1週3回以上入浴している。しかし、病院では毎日入浴できる所も相当ある。看護婦の仕事の性質上当然そうあるべきであろう。

第107表 看護婦の入浴回数

1950年2月 婦人少年局調

	総数	毎日	1週に4回	1週に3回	1週に2回	1週に1回	不明
総数	186	38	16	67	56	9	1
実							
ベッド数	0	28	2	10	11	3	1
19以下	89	17	10	37	22	3	-
49以下	28	10	2	9	6	1	-
50以上	41	9	2	11	17	2	1
%							
総数	100	20.4	8.6	36.1	30.1	4.8	-
ベッド数	0	100	7.1	35.7	39.4	10.7	-
19以下	100	19.1	11.2	41.6	24.7	3.4	-
49以下	100	35.7	7.1	32.2	21.4	3.6	-
50以上	100	21.9	4.9	26.8	41.5	4.9	-

第二章 看護婦の教養娯楽及び運動施設

—教養娯楽施設—運動施設—

I 教養娯楽施設

病院や診療所では看護婦の教養や楽しみのためにどの程度の考慮を払っているであろうか。

まず、診療所や小さい病院には、娯楽室とか図書室と云つた様な特別な場所をそなえている所はほとんど全くないが、ベッド50以上の病院でも約4割はそうした施設をしていない。(第108表A) 教養娯楽のための施設として主なものは第108表Bの通りである。

第108表B 教養娯楽施設の種類の

1950年2月 婦人少年局調

教養娯楽施設	調査事業場数	施設を有する事業場数
教室(裁縫室)	83	14
講堂(集会室)	83	19
娯楽室	83	12
図書室	83	18

第108表A 教養娯楽施設の種類の数別事業場数

1950年2月 婦人少年局調

教養娯楽施設の種類の数	総数	ベッド数49以下	ベッド数50以上
総数	83	35	48
0	51	32	19
1	13	3	10
2	9	-	9
3	4	-	4
4	4	-	4
5以上	2	-	2

上の様に特別な施設を持つていなくても、病院の場合は大部分(83中67)はラジオとかミシン、蓄音器など、何か教養又は娯楽の役に立つものをそなえている。最も普通にあるものは、ラジオ、ミシン、蓄音器、生花道具などB表の通りである。(第109表A及びB)

第109表B 教養娯楽用具の種類

1950年2月 婦人少年局調

教養娯楽用具	調査事業場数	施設を有する事業場数
ミシン	83	35
生花道具	83	21
茶道具	83	15
ラヂオ	83	58
蓄音器	83	28
ピアノ	83	7
オルガン	83	9
その他の楽器	83	3
映写機	83	4

第109表A 教養娯楽用具の種類数別事業場数

1950年2月 婦人少年局調

教養娯楽用具の種類数	総数	ベッド数49以下	ベッド数50以上
総数	83	35	49
0	16	11	5
1種類	22	13	9
2	14	6	8
3	12	2	10
4	12	2	10
5種類以上	7	1	6

病院や診療所で看護婦その他の従業員の教養娯楽のために、経営者が経費を負担して特に大きな行事を持つと云う様な例は、この調査ではほとんど見当らなかった。ただ、生花、茶道などの先生を頼んで希望者にやらせると云つたものが最も一般的なものであるが、ベッド50以上の病院を除いては全く何もしない所の方が多い。(第110表A及びB)

第110表B 教養娯楽の行事

1950年2月 婦人少年局調

教養娯楽の行事の種類	総数	ある事業所
洋裁	252	14
生花	252	4
茶道	252	23
書道	252	10
英語	252	2
コーラス	252	3
演劇	252	2
映読	252	12
読書	252	7

第110表A 教養娯楽行事の種類数別事業場数

1950年2月 婦人少年局調

教養娯楽行事の種類数	総数	ベッド数0	ベッド数19以下	ベッド数49以下	ベッド数50以上
総数	252	52	117	35	48
0	196	49	100	23	24
1	39	3	14	10	12
2	12	-	3	2	8
3	1	-	-	-	-
4	3	-	-	-	3
5以上	1	-	-	-	1

II 運動施設

次に、運動施設についてみると、やはり、小さい病院や診療所にはほとんど全くなく、ベッド50以上の病院の中約6割にみられるのみである。その中最も多くみられたのはピンポン室、テニスコート、バレーボールコートなどで、運動場を持つている

第111表 運動施設の種類の数別事業場数

1950年2月 婦人少年局調

運動施設の種類の数	総数	ベッド数49以下	ベッド数50以上
総数	83	35	48
0	51	32	19
1	12	2	10
2	14	1	13
3	4	-	4
4	2	-	2

所も可成ある。(第111表、第112表)したがって、運動用具もピンポン道具、バレーのボールなどである。

しかし、この種のものでは全くないところが病院でも約半数もある。(第113表A及びB)

病院ではハイキング、運動会、ピンポン又はバレー試合、旅行などが経営者が労働者のため持つ運動行事で最も普通のものであるが、診療所では、年1—2回

第112表 運動施設の種類

1950年 2月 婦人少年局調

	総 数		ベッド数 20～49		ベッド数 50以上	
	調査事業場数	施設を有する事業場数	調査事業場数	施設を有する事業場数	調査事業場数	施設を有する事業場数
運 動 場	83	11	35	1	48	10
テニスコート	83	14	35	1	48	13
バレーボールコート	83	15	35	-	48	15
ビンボン室	83	19	35	2	48	17

第113表B 運動用具の種類

1950年 2月 婦人少年局調

運動用具	調査事業場数	用具を有する事業場数
バレーボール	83	27
テニス	83	11
ビンボン用具	83	39
バドミントン	83	4

第113表A 運動用具の種類数別事業場数

1950年 2月 婦人少年局調

運動設備の種類数	総 数	ベッド数 49以下	ベッド数 50以上
総 数	83	35	48
0	40	26	14
1	15	4	11
2	19	1	18
3	8	4	4
4	1	-	1

第114表 運動行事の種類

1950年 2月 婦人少年局調

	総 数		ベッド数 0		ベッド数19以下		ベッド数49以下		ベッド数50以上	
	調査事業場数	行事を有する事業場数	調査事業場数	行事を有する事業場数	調査事業場数	行事を有する事業場数	調査事業場数	行事を有する事業場数	調査事業場数	行事を有する事業場数
運 動 会	252	15	52	1	117	1	35	-	48	13
ハイキング	252	48	52	7	117	15	35	9	48	17
バレー試合	252	13	52	-	117	-	35	1	48	12
テニス試合	252	4	52	-	117	-	35	-	48	4
ビンボン試合	252	17	52	-	117	-	35	2	48	15
旅行	252	12	52	-	117	3	35	5	48	4
野球	252	2	52	-	117	-	35	-	48	2
海水浴	252	8	52	-	117	6	35	1	48	1

ハイキングや旅行に出すと云う位のものである。しかし、診療所の看護婦はそうした機会さえ与えられていない場合の方が多し事は第115表にみる通りである。

要するに、病院診療所では看護婦のために教養娯楽及び運動などの施設や行事についてあまり考慮が払われていない感がある。又、製糸工場や紡績工場の様に作業を一斉に休む事ができないと云う理由も手伝つて皆が集つて大きな行事をすると云う様な事がほとんどない点も、病院診療所の一つの特徴と云うことができよう。

第115表 運動行事の種類数別事業場数

1950年 2月 婦人少年局調

運動行事の種類数	総 数	ベッド数 0	ベッド数 19以下	ベッド数 49以下	ベッド数 50以上
総 数	252	52	117	35	48
0	168	44	95	18	11
1	54	8	19	13	14
2	18	-	2	4	12
3	6	-	1	-	5
4	4	-	-	-	4
5以上	2	-	-	-	2

第 四 部

看護婦の宿舎

第一章 宿舎の施設

——宿舎の形態——宿舎の収容状況——居室(寢室)の床——暖房——照明——

I 宿舎の形態

調査した病院診療所の中で、看護婦の寄宿舍を備え、或は、事業場の一部又は経営者の家庭内に住込の形で看護婦を寄宿させているものは、221で、88%である。(第116表)

第116表 看護婦の宿舎の形態

1950年2月 婦人少年局調

	総 数	ベッド数 0	ベッド数 1～19	ベッド数 20～49	ベッド数 50以上
総 数	252	52	117	35	49
寄宿事業場 にあり 小 計	221	35	106	33	42
看護婦寄宿舍として独立の棟あり	44	-	-	8	26
その他の	177	35	106	25	11
通 勤 の 事 業 場	31	17	11	2	1

註1) 事業場内に特定の部屋がきめてあるもの、事業主の住居内に一定の部屋がきめてあるもの等をいう。

規模別に見ると、ベッド50以上の病院では、看護婦が全員通勤のもの1カ所を除いて、寄宿舍があるか或いは事業場内の特定の部屋に看護婦を寄宿せしめている。しかし、診療所では、事業主の住居内か、事業場の特定の室に住込んでいるものが大部分である。この場合の看護婦の部屋は、女中と同室、待合室兼用などと云う場合もかなりある。

看護婦が通勤の所は、ベッドのない診療所に多く、17で、その総数の33%である。ベッドの数が多くなると看護婦の通勤が少なくなる傾向が見える。

II 看護婦の居室の広さ

看護婦宿舎の居室の広さは、1

人当り3畳より広いものが、半数

以上を占めている。(第117表)

規模別に見ると、診療所の方が、病院より1人当り畳数にゆとりの

あるものが多い。1人当り畳数

が、1.5畳より少ないものは、4カ

所しかない。4カ所とも、ベッド

50以上の病院である。

第117表 看護婦の居室の1人当り畳数別宿舎数

1950年2月 婦人少年局調

	総 数	1 人 当 り 畳 数				不 明
		小 計	3畳以上	1.5畳 ～3畳	1.5畳 未 満	
総 数	221	213	113	96	4	8
ベッド数 0	35	34	24	10	-	1
1～19	106	100	57	43	-	6
20～49	33	32	15	17	-	1
50以上	47	47	17	26	4	-

第118表 居室の床の種類

1950年2月 婦人少年局調

	総 数	診療所	病 院
総 数	221	141	80
畳	195	126	69
板	10	3	7
その他	3	1	2
不 明	13	11	2

註1) 畳の室と、板コンクリートの室があるもの等を含む。

第119表 暖房設備有無

1950年2月 婦人少年局調

	総 数	診療所	病 院
総 数	221	141	80
有	193	115	78
無	14	14	0
不 明	14	12	2

第120表 居室の暖房の種類

1950年2月 婦人少年局調

	実 数	%
総 数	193	100
火 鉢	98	50.8
コ タ ツ	49	25.4
火 鉢・コ タ ツ	39	20.2
ス テ ッ プ	2	1
ス テ ッ プ	1	0.5
他	3	1.6

第121表 暖房の費用負担者

1950年2月 婦人少年局調

	総 数	診療所	病 院
総 数	193	115	78
経営者全額負担	155	94	61
経営者一部負担	4	3	1
看護婦負担	14	6	8
不 明	20	12	8

第122表 照 明

明

1950年2月 婦人少年局調

	総 数	規定より明 るいもの	規定より少し 暗いもの	規定よりかな り暗いもの	不 明
総 数	221	175	17	14	15
ベッド数 0	35	29	4	1	1
1～19	106	88	10	7	7
20～49	33	27	0	4	2
50以上	47	31	3	8	5

註1) 1) 寄宿舍規則19條により計算して、規定より暗さが5烛光未満のもの
2) 5烛光以上 暗いもの

III 居室(寢室)の床

居室の床の種類については第118表に示した。大部

分の居室(寢室)の床は畳である。

板ばりの床は、診療所より病院に多い。床が板ばりの場合、ベッドのそなえなく、床板の上にござを敷いてあるものが、2カ所ある。

IV 暖 房

居室の暖房設備は大体どこでも備わっている。

(第119表)

暖房設備のないものは、診療所に10%位あるが、病院では皆無である。

イ、暖房の種類

暖房の種類は、第120表に示すように、火鉢、コタツが大多数である。スチームや、ストーブによるものは、病院に於ても、わずか3カ所にすぎない。

ロ、暖房の費用負担者

暖房の費用は経営者負担の場合が、約90%である。

看護婦が負担しているものは、診療所より、病院に幾分多い。

V 照 明

夜間の照明について、労働基準法事業附属寄宿舍規程第19條の(7)により計算すると、規定より暗いものが31事業場で、総数の15%を占めている。規定よりかなり暗いものというのは、15畳の部屋に、60Wの電球が、ただ一つというものが多。ただD病院の寄宿舍の様に、19畳、12畳、6畳の各部屋には60Wの電球がついているが、各人宛に、スタンドが利用出来るようになっており、可成照明に注意している例もあつた。

第二章 宿舍における看護婦の日常生活の秩序と自由

——起床就寝時間——外出・外泊・面会・通信の手続——宿舍規則——宿舍の経費——

診療所の場合、看護婦は、数が少く、住込が多いためにこの調査では、共同生活の実態がはつきりしない場合が多いので、第二章から第四章までは、病院（ベッド20以上）80について見ることにしよう。

I 起床、就寝時刻

看護婦が、当直をしない場合の起床、就寝時刻は、第123表、第124表に示す通りである。これによると、90%は、午前6時30分までに起床し、85%までが、午後10時までに就寝している。

第123表 起床時刻

1950年2月 婦人少年局調

	総数	ベッド数 20～49	ベッド数 50以上
総数	80	33	47
5時1分～5時30分	4	0	4
5時31分～6時	35	14	21
6時1分～6時30分	20	8	12
6時31分～7時	10	1	9
きめていない	4	3	1
不明	7	7	0

第124表 就寝時刻

1950年2月 婦人少年局調

	総数	ベッド数 20～49	ベッド数 50以上
総数	80	33	47
9時以前	2	0	2
9時1分～9時30分	18	8	10
9時31分～10時	41	12	29
10時1分～10時30分	3	0	3
10時31分～11時	4	3	1
きめていない	3	3	1
不明	8	7	1

II 外出・外泊・面会・通信の手続

イ、外出

外出の場合許可を要する所は、80中、34病院ある。他は、自由に外出している。

外出する場合、口頭で、ことわつていくものが多い。しかし、ベッド50以上の病院では、口頭による他に書類によるものが、かなり多くなつてゐる。

外出の際、工場の寄宿舎にしばしば見るように、名札を守衛に渡す形式は、病院では殆んど見られない。

外出する際の届出先は一般に婦長が多い。しかしベッド20—49の病院では、院長に届出ているものが、3分の1位ある。自治委員、又は寮長室長（結果として、婦長が寮長に選出されている所が、かなりある）に届出ているものは、ベッド50以上の病院に7カ所ある。

ロ、外泊

外泊の場合、外出より許可を必要とするものが多い。80の病院の中、50までが許可を必要としている。

外泊の場合も、口頭で申出るものが多い。小さい病院（ベッド20—49）では、大部分が口頭で、書類によるものは、33の中5であるが、大きい病院（ベッド50以上）では、約半数が、口頭だが、書類によるものが、47の中、17である。

外泊の際の届先は、小さい病院では院長の場合が多く、婦長に届出る場合は、33の中3カ所である。しかし、大きい病院では婦長に届けて外泊する場合が多く、47の中、28で院長に届ける場合は、わずか1カ所しかない。

自治委員か、寮長、室長、当番に届けて外泊するものは、大きい病院に8カ所見られる。

要するに、大病院では、小さい病院よりも形式的には整つており、看護婦の出入に院長より婦長が責任をもっているものが多いと云うことになる。

ハ、面会の手続

面会者があつた場合に、許可を得て面会している場合は、80の中、18にすぎない。この場合は、口頭によるものが大部分である。書類によるものは、大きい病院に、2カ所しかない。

面会の際の届先は、婦長が多い。小さい病院では、院長に届出ているものが、33の中、6カ所あるが、大きい病院では皆無である。この他に、大きい病院では、舎監に届けるもの3、寮長室長に届けるものが2カ所ある。

ニ、門限

病院の看護婦の宿舍の大部分は、門限が

きまつている。門限のあるものは、大病院

に多い。大病院では、47の中、40に門限が

あるが、小病院では、33の中、22カ所に門

限があるにすぎない。

門限があるものについての時刻は、第125

表に示す通りである。これによると午後

10時以前のものが多い。

ホ、通信

通信は、受信も、発信も、すべての病院

で自由になつてゐる。

III 宿舍規則の有無及び制定年月

第126表に示す通り、宿舍規則のあるものは、半数にみえない。この場合の宿舍規則の多くは、労働基準法の第95條によつて作られているが、宿舍内申合せ事項のような形態のものも、少し含まれている。

宿舍規則の制定された年度を見ると、

1947年（昭和22年） 1

1948年（"23年） 15

1949年（"24年） 8

1950年（"25年） 7

不明 5

第126表 宿舍規則のあるもの

1950年2月 婦人少年局調

	宿舍数	あるもの
総数	80	36
ベッド数20—40	38	4
50以上	47	32

となつており、1948年（昭和23年）までに、約半数が制定されている。

第125表 門限

1950年2月 婦人少年局調

	総数	ベッド数 20～49	ベッド数 50以上
総数	80	33	47
計	62	22	40
9時以前	2	0	2
9時1分～9時30分	13	2	11
9時31分～10時	31	10	21
10時1分～10時30分	3	2	1
10時31分～11時	3	1	2
不明	10	7	9
なし	18	11	7

宿舍規則のない病院でも、下に掲げたような内規を作っている宿舍もある。

K病院 宿舍内規

1. 無用の男子は、出入を禁ずること。
1. 家族の面会は、婦長の許可のもとにする。
1. 朝6時起床、夜9時就寝のこと。
1. 土曜日午後1時より3時まで勉強。
1. 木曜日お花、午後1時より4時迄

(K病院は看護婦数 5人)

IV 宿舍の経費

経営者が、宿舍の経費について算出している所は殆んどない。

食費については第3部で既に述べたが、看護婦が食費以外に宿舍を支払っているものは7カ所にすぎない。その1カ月の額は、

10円……2 15円……1 20円……2 30円……1 部屋の大きさで異なる病院……1

となつている。部屋の大きさで異なる場合は、30円、60円、90円、120円、150円の5段階に分れており、ここは設備も相当よくととのつている。

第三章 宿 舍 管 理 人

宿舍管理人のいる病院は、80の中55である。この中、男子が管理人となつているものが、7カ所ある。専任の宿舍管理人のいる病院は、わずか3カ所にすぎず、看護婦宿舍の大半(52中36)は、婦長が管理人になつている。

(第127表)

管理人の職務を見ると、宿舍の備品管理、安全衛生の責任、食事配給に関する事務、外出外泊の事務的な取扱、新入者、退寮者の手続等の事務処理と同時に、寮生の生活指導をしているものが、約半数を占めている。

管理人が、自治組織の顧問、会長等になつている病院は6カ所ある。

上に述べたように、職場で監督的な地位にある婦長が、宿舍の管理人となつている所に看護婦宿舍の特質がみられる。

第127表 宿舍管理人の本務名

1950年2月 婦人少年局調

			総 数	ベッド数 20 ~ 40	ベッド数 50 以上
専任の管理人のいるもの			80	33	47
兼任の管理人の本務名	小 計		52	12	40
	婦 長		36	5	31
	看護婦		4	2	2
	事務 長		4	2	2
	事務 係		1	1	—
	看護婦・事務員		1	—	1
	医師・婦長		1	—	1
	事務長・婦長・事務員		1	—	1
管理人のいないもの			4	1	2
管理人のいないもの			25	21	4

第四章 看護婦宿舍の自治制度

——自治組織の形態——自治組織の会議と役員——

I 自治組織の形態

病院診療所の看護婦の宿舍に、いわゆる自治組織と称されるものが存在するのは、80の中わずか24にすぎない。しかも、この中、寮生活の秩序を維持するためより、むしろ親睦を目的とした組織や、形はあるが、集会も持たず、役員もはつきりしないものが半数(24中各前者5、後者7)をしめる。上述のように婦長は経営者側の宿舍管理人をしている場合が多いが、管理人と自治組織との関係の実状から、病院看護婦の宿舍の自治制度を見ると、大体次の形態に分けることができる。

- (1) 管理人から独立した完全に近い自治組織……………4
- (2) 総婦長(又は婦長)は除外した組織であるが、顧問や名誉会長となつている……………3
- (3) 婦長も含めて選挙した結果、婦長が委員長となつている……………4
- (4) 組織はあるが活動していない……………7
- (5) 親睦会的色彩の濃い組織……………5

これらの自治制度は、いつから実施されているかを第128表に示したが、労働基準法が実施された1947年(昭和23年)が最も多い。しかし、調査を実施した年(1950年)がこれについて多くなつていることは注目すべきで、この中の半数は上述の集会も持たぬ組織である。

24の自治組織の3分の1(8組織)は自治会規則を制定しているが、宿舍規則中に自治に関する規定をも含めているものが9組織ある。しかし他の7カ所には全く自治について規定もなく、制度として確立されていない。とは云うものの、上に述べたものは、とにかく、自治の組織としての第一歩をふみ出しているものと云えよう。病院看護婦の宿舍の大半(80中56)には、そうした初歩の自治組織さえ結成されていないのである。こうした場合、多勢の看護婦の共同生活の秩序は誰が責任を持つているのだろうか。その多くは、婦長か、婦長のいない宿舍では年長の看護婦が、責任者となつている。又、経営者側との連絡に当る者は、やはり、婦長か、年長の看護婦である所が多い。

II 自治組織の会議と役員

以上に述べたように、病院看護婦の宿舍の自治組織の状況は低調であるが、とにかくも自治組織と云われるものが存在する24の場合の会議と役員について、簡単に述べておこう。

イ、自治組織の会議

前にもふれたが、看護婦宿舍の自治組織の中には、親睦会的なもの、或いは名目的に存在するだけで会議を全く持たぬものがある。

組織を動かしていると思われる主な会議は次の通りである。

第128表 自治制度実施年月

1950年2月 婦人少年局調

自治制度実施年月	総 数
総 数	24
1945年以前(昭和20年)	1
1946年 (昭和21年)	1
1947年 (昭和22年)	8
1948年 (昭和23年)	8
1949年 (昭和24年)	3
1950年 (昭和25年)	7
不 明	1

総 数	24
大会（又は常会）と委員会	9
委員会のみ	4
大会（又は常会）のみ	4
全く会議なし	7

これによると、大会をもっている所は24中13であるが、その中集会、常会などと称して懇談会的な性格のものが2—3ある。大会は、役員の改選、寮内の生活問題などについて、大体年に1、2回開くものが多い。しかし、この会議の中には看護婦業務の打合せや連絡のための会合（M院病）、又、チャイナガールの誕生祝の会など親睦会的なものも含まれている。

大会を持たず、委員会だけで自治組織を動かしている所はあまりない。（24中4）委員会は主として寮内の規律、施設や食事の問題、レクリエーション等を扱っているが、その他に看護婦業務の打合せなど宿舎の私生活に関係のない仕事に関するものもある。

ロ、自治会の役員

自治会の役員として、自治委員長又はそれに類するものがある宿舎は、24中16である。又委員長がなく、委員だけのものが、3カ所ある。他の5組織には全く役員がない。

1) 自治委員長

自治委員長は全寮生の無記名投票により、全寮生より選出しているものが、大部分である。自治委員の互選によるものが3カ所ある。しかし、結果として自治委員長の半数以上が、婦長となつていることが注目される。看護婦が自治委員長になつてゐるものは、16の中6カ所である。この中1カ所は、婦長、副婦長は選挙の際除外している。

2) 副委員長

委員長の補佐として、1名乃至2名の副委員長のいるものは、10カ所である。この場合の選挙は、委員の互選によるもの2カ所を除いて、全寮生の無記名投票である。

副委員長はやはり、半数が婦長である。

3) 委員

委員のいる自治組織は、19である。この中室長がそのまま委員になつてゐるものが、3カ所ある。

委員の選出方法は、室単位に選出するもの1カ所を除いては、全員の無記名投票である。

委員の職場における地位は、主任看護婦以上のものが、7カ所ある。委員長や副委員長に比較すれば、委員中に占める婦長の割合はかなり低くなつてゐる。

F病院の寄宿舍では、委員9名の中より、交渉委員を5名互選し、経営者側との交渉、寄宿舍生活の指導にあたつてゐる。このような例は他に見られない。

以上に述べたことから、病院の看護婦宿舎の自治組織の特質として職場の監督者たる婦長が常に起居を共にし、看護婦の代表として自治の役員として重きをなしていると共に、経営者側の管理人として二重の性格をもつてゐることが特記されるべきである。それが自治会議の内容にも反映して、看護婦の業務に関する事項を審議すると云つた例もでてきているのである。又、自治組織が特に経営者側と連絡会議を持つてゐる所は、わずか1カ所にすぎないと云うのも、婦長が両者の連絡に當つてゐるためであらう。

第 五 部

病院診療所の労働組合

第一章 病院診療所における労働組合結成状況

——労働組合結成率——看護婦の組合加入状況——

I 労働組合の結成率

この調査の結果では、病院（ベッド20以上）でも労働組合を結成しているのは半数以下（83中31）であり、診療所（ベッド19以下）では、ほとんど組織されておらず、第129表中診療所で労働組合があるとなつてゐるのは、大きな組織の一部として組合員が在籍している場合である。ここに示した33組合もふくめて、ひとつの病院で2つの労働組合が結成されている所が4病院ある。

第129表 労働組合のある病院診療所数

1950年2月 婦人少年局調

	総 数	官 国 立	公 立	私 立	そ の 他
総 数	(252) 33	(11) 10	(14) 5	(186) 2	(41) 16
ベッド数 0	(52) 1	-	(2) -	(41) -	(9) 1
19以下	(117) 1	-	(5) -	(105) -	(7) 1
20~49	(35) 3	(1) 1	(1) -	(27) -	(6) 2
50以上	(48) 28	(10) 9	(6) 5	(13) 2	(19) 12

註（ ）内は調査病院診療所数である。

経営形態別にみると、官国立は11中10は労働組合をもつてゐる。（もつとも官国立の労働組合は団体協約を締結する権利は持つてゐない）。これに対して私立の病院は、最も組織率が低く、40中わずか2病院に労働組合があるのみである。

II 看護婦の労働組合加入状況

看護婦の回答によつて、その労働組合加入の状況をみると、49%が組合員である。（第130表）しかし病院看護婦は、その56%が組合員であつて、診療所では315人中わずか9人が組合員であるにすぎない。（第130表）（第一章 I参照）

第130表 「労働組合に加入していますか」に対する回答

1950年2月 婦人少年局調

	答えたものの総数	加入している	加入してゐない
実 数	2,769	1,363	1,406
ベッド数 0	82	3	79
19以下	263	6	257
20~49	234	154	80
50以上	2,190	1,200	990
%	100	49.2	50.8
ベッド数 0	100	3.7	96.3
19以下	100	2.3	97.7
20~49	100	65.8	34.2
50以上	100	54.8	45.2

註：看護婦の回答である。

第二章 病院の労働組合の実状

——結成年度——上級組織加盟状況——組合規約——労働協約——組合員——組合の役員——婦人対策機関——組合費

第一章で述べた様に、診療所（ベッド19以下及び0）は、この調査の対象となつてはいるが、労働組合は、ほとんど全くないにひしい状況であるから、以下の項では、主として病院の労働組合を中心として、その中における看護婦の存在を分析していくことにする。

I 結成年度

第131表 結成年度
1950年2月 婦人少年局調

結成年月	実数
総数	33
1945	4
1946	8
1947	8
1948	8
1949	2
1950	1
不明	2

労働組合は33の中30までが1948年に結成されている。この中1946年に結成されたものは12である。労働統計調査部の全国労働組合の調査によれば、1946年に50.6%が結成されている。これに比較すると、病院診療所の労働組合の結成は、少しおくれている感がある。一つの病院に二つの組合があるもの4カ所に就いて結成年度を見ると組合発足当時は、一つの組合であつたが、半年後乃至2年後に、新組合が出来ている。

II 上級組織加盟状況

上級組織に加盟している組合は33の中12である。この中全医療（全日本国立医療労働組合）に加盟しているものは、6組合である。全医療以外の主な加盟組織は、全国自治団体労働組合協議会、日本教職員組合、全日本赤十字従業員組合連合会等である。

III 組合規約

組合規約のあるものは33の中、28組合である。第一、第二、組合のある4病院では、両者に組合規約をもっている。

IV 労働協約

官国立の病院は、言うまでもなく労働協約を締結出来ないで、労働協約を有する組合は33の中16で約半数である。

二つの労働組合のある4病院では、中3は第一組合のみ労働協約を締結しているが、F病院の場合は、第一、第二組合ともに協約を締結している。

V 組合員

イ、組合員から除外されるものの範囲

組合員から除外されるものの範囲は

- (1) 具体的に非組合員を規定しているもの……………25
- (2) 抽象的に非組合員を規定しているもの……………3
- (3) 非組合員についてふれていないもの……………2
- (4) 不明……………3

となつてゐる。

(1)の場合の非組合員の範囲は、院長、副院長、庶務課長(事務長)と規定しているものが13組合で半数を占めている。婦長を非組合員と規定しているものはわずか1組合にすぎない。この中にF病院には二つ労働組合がある。この第一組合の非組合員は、院長、副院長、事務長、薬剤長、看護婦、助産婦監督となつてゐるが、第二組合は上記の外に、医長、副医長、看護婦長、助産婦長、炊事場の責任者を非組合員としている。

(2)の場合は3病院の中、B・D病院には、第一、第二の二つ労働組合がある。その内容について見ると、使用者の利益を代表するものは加入出来ないと規定しているもの1、総会で除外したものを除くと規定しているもの1、(この第二組合は、院長、婦長と具体的に規定している)労働組合法により資格のある従業員で組織するもの1、(この第二組合は、医療関係職員で組織すると規定している)となつてゐる。

(3)の場合は、1病院は従業員全員で組織すると規定し、他は〇〇大学〇〇部本部及び附属病院の教職員で組織すると規定している。

ロ、組合員数

第132表 組合員数
1950年2月 婦人少年局調

組合員数及び組合のある事業場の従業員数は、第132表に示した。これによると、女子及び看護婦の組合加入率は、男子のそれよりも少し低くなつてゐる。これは調査病院中最も従業員が多いG病院で、女子603名中組合に加入しているのは看護婦約150名にすぎないこと、及びやはり女子従業員の多いD病院では、第一、

	男 子		女 子	
	人	数	人	看護婦
(1) 組合員数	1,817	2,325	1,587	
(2) 組合のある事業場の従業員数	2,316	3,076	2,065	
(1)の(2)に対する率	78.5	76.6	76.6	

第二組合ともに、看護婦が全く加入していないことによる。その理由は看護婦が組合存在の意義を正しく理解していないこと、又、或る場合には看護婦がその仕事を神聖化し、労働者としての自覚に乏しいことによるものである。しかし、若い看護婦の中には、組合に関心のある者がいても、組合より働きかけたこともあるが、婦長などから圧迫されることが多いと組合側では言つてゐた。この場合、看護婦の意見は、寄宿舎自治会を通して使用者側に反映させてゐる。

VI 組合の役員

イ、役員数

ここで役員とは労働組合の執行機関又は監査機関の構成員とする。病院の労働組合31の中、役員を全く選出せず、何もしていない組合が2カ所ある。役員を選出している組合29について役員数は第133表に示す通りである。

第133表 男女別役員数
1950年2月 婦人少年局調

	男	女
総数	222	87
組合長	29	7
副組合長	26	8
書記	20	—
執行委員	139	79
監査	8	—

役員総数の組合員数に対する率を見ると、男子は2.2%であるが、女子は0.4%で、女子の方が役員の選出率が低い。役員の中、女子の占める地位は、副組合長と執行委員で、組合長、書記長、会計監査は男子で占められている。

ロ、役員 の 任 期

役員 の任期は第 134 表に示した。1 カ年のものが3分の2を占めている。

ハ、役員 の職 場 に お け る 地 位

1) 組 合 長

組合長の職場における地位は、第 135 表に示す様に医師が半数以上を占めている。監督的地位にある事務長、薬局長等が組合長に選出されている組合が3カ所ある。第一、第二組合のある病院の組合長に就いて見ると、F病院は第一組合長は医長だが、第二組合長は医師、B病院は第一組合長は医師だが、第二組合長は看護婦、D病院は第一組合長は医師だが第二組合長は副医長、F病院は第一組合長は事務者だが、第二組合長は医師となつている。

2) 副 組 合 長

組合長の補佐として、1名乃至2名の副組合長をおいているものは23組合である。この中7組合に女子の副組合長がいる。F病院の第一組合の副組合長は2名とも女子である。

これらの組合の副組合長の職場における地位を示すものが第 136 表である。女子の副組合長8名の中7名までが医療関係者で、しかも、その5名までが婦長である。男子の副組合長の中には、係長以上の地位にあるものが4名いる。しかし副組合長の場合は、組合長より事務者、薬剤師等の占める割合が高い。第一、第二組合のある所で副組合長がいるのは、2病院である。E病院の第一組合は、薬剤師、婦長だが、第二組合は2人とも事務者（男子）である。F病院は第一組合は、前述の様に主任看護婦と栄養士（女子）であるが、第二組合は医師（男子）看護婦となつている。

3) 書 記 長

書記長のいる組合は19カ所である。書記長はすべて男子1名が当つているが、H組合のみ書記次長をおいている。書記長の職場における地位は、事務者が12で半数以上を占めている。

4) 執 行 委 員

執行委員のいる組合は25で、その中女子の執行委員がいる組合は23ある。この中13組合には看護婦が執行委員に選出されており、女子執行委員79名中、約60名が看護婦である。婦長が執行委員に選出されている組合は、3カ所ある。男子の執行委員の職場における地位は、事務者、医師が多く薬剤師、技術者がこれにつき、傭人、作業員が執行委員に選出されている組合は2カ所しかない。

第 134 表 役員 の任期
1950年2月 婦人少年局調

総 数	31
3 ケ 月	1
6 ケ 月	6
1 ケ 年	21
不 明	3

第 135 表 組合長の職場における地位
1950年2月 婦人少年局調

総 数	29
事務局長	1
薬局長	1
医 助 長	1
医 助 長	1
医 師	18
技 術 者	2
事 務 者	4
不 明	1

第 136 表 副組合長の職場における地位
1950年2月 婦人少年局調

	男 子	女 子
総 数	26	8
庶務課長(主任)等係長以上のもの	4	-
医 師	6	1
婦 長	-	5
看護婦	-	1
薬 劑 師	5	-
技 術 者	2	-
事 務 者	5	-
栄 養 士	1	1
不 明	2	1

5) 会 計 監 査

1名乃至2名の会計監査をおいている組合は、わずか5組合で8名である。その職場における地位は、婦人科医長1、医師2、事務者2、不明4、となつている。

VII 婦 人 対 策 機 関

イ、婦人対策機関の有無

婦人対策機関のあるものは、組合数の3分の1にすぎない。第 137 表 婦人対策機関の有無
その名称は婦人部と言つているものが大多数で、青年婦人協議会とよんでいる組合もある。

ロ、婦人対策機関の役員

婦人対策機関の代表者は、B病院を除いて、婦人部長となつている。B病院では、満30才未満の男女で青年婦人協議会を組織し、その代表者は議長である。

婦人部長のみで、副部長委員のいない対策機関が3カ所ある。第一、第二組合のいずれにも婦人対策機関のあるD病院では、第一組合は部長、副部長、委員がいるが、第二組合は委員が1名いるだけである。

婦人部長を補佐するために1名乃至2名の副婦人部長のいるものは、7カ所である。

婦人に関係のある事項を協議するために委員をおいているものは7組合である。

これらの婦人対策機関の役員と組合役員との関係を見ると、婦人部長はそのまま組合の執行委員になつている場合が3組合ある。他の婦人対策機関では、これらの役員は婦人に就いての特殊な問題を取りあつかう事にはなつていないが、組合役員とは、直接には関係をもたないものが多い。

ハ、婦人対策機関のない場合

婦人対策機関のない22組合中、それについて考えたことがないというもの8、必要としないもの7で、婦人対策機関に無関心の組合がかなり多く、その反面これが必要であると答えた組合はわずか2にすぎない。

VIII 組 合 費

組合費については第 139 表に示す通りである。1病院で二つの労働組合がある場合は、B病院（私立）は第一、第二組合ともに50円、D病院（財団法人）は第一組合、一率に100円、第二組合は一率に30円、E病院（財団法人）は第一、第二組合ともに30円、F病院（財団法人）は第一組合、月収の0.5%、第二組合、本俸の10%と規定している。

以上述べたことを要約すれば、診療所を除き病院だけを見ても、労働組合を結合しているものは半数にもみえない。而も、その結成率の低い労働組合の活動状況は、活潑とは言えない。

個々の組合の事情を詳細に調査した上でないと、明確には判断出来ないが、一応、労働組合法第二條第三項に該当のおそれのある事務長、婦長等を執行委員長や副執行委員長に選出している組合が、

第 137 表 婦人対策機関の有無
1950年2月 婦人少年局調

総 数	33
あ り	11
な し	22

第 138 表 婦人対策機関の役員数
1950年2月 婦人少年局調

	各役員のある婦人対策機関数	役員数
総 数	11	71
婦 人 部 長	10	10
青 婦 協 議 長	1	1
副部長(副議長)	7	10
委 員	7	50

かなりあることもその現れの一つと言えよう。このような実状にある組合での女子の活動状況を見ると、役員の選出率も、男子より低く、婦人対策機関はないものが多く、あつても実際には活動していないものがかなりあり、低調である。

第139表 組 合 費（月額）
1950年2月 婦人少年局調

総 数		33
金も 額の の	小 計	18
	50 円 以 下	11
	51円 ～ 100円	7
率ての でい きる めも	小 計	14
	俸給の1%以下	9
	俸 給 の 2 %	2
	そ の 他	3
不 明		1

附 録

附 録 I

統 計 表

第 1 表 年令別看護婦地位別数男女別労働者数及び平均年令

Table 1 Number of workers by age groups

1950年2月 婦人少年局調
Feb. 1950

年 令 別 Age Groups	男 Men	看 護 婦 Nurses				看護婦以外 の女子 other Women workers
		小 計 Subtotal	婦 長 Head nurses	看護婦 Nurses	見 習 Nursing attendant	
平 均 年 令 Average ages	37.2	23.0	35.2	22.5	19.2	30.3
総 数 Total number of workers.	1,462	2,798	152	2,429	217	815
小 計 Sub total	33	629	1	496	132	128
15 ~ 17	6	148	-	66	82	36
18 ~ 19	27	481	1	430	50	92
20 ~ 24	127	1,404	17	1,335	52	224
25 ~ 29	257	449	24	408	17	117
30 ~ 34	234	137	32	97	8	65
35 ~ 39	217	79	33	46	-	64
40 ~ 44	141	39	25	12	2	58
45 ~ 49	141	15	10	5	-	55
50 以 上	278	16	10	6	-	88
不明又は無記入 Not clear	34	30	-	24	6	16

- 註 1) 第二部は事業所の記録より個人別調査の結果を集計したものである。
2) 年令は1950年2月末日を基準に算出した。
3) 婦長とは大病院の各科主任、婦長、総婦長、小病院では副婦長、婦長等をさす。
4) 看護婦、助産婦、保健婦の資格所有者をいう。
5) 看護婦、助産婦、保健婦の資格はないがそれら、の業務についている者をいう。
6) 男子及び看護婦以外の女子の職種については本文第4表第一図参照。

第 3 表 勤続年数別看護婦地位別男女別、労働者数及び平均勤続年数

Table 2 Number of workers by years of service, by sex and by position of nurses

1950年2月 婦人少年局調
Feb. 1950

勤 続 年 数 別 Years of service	男 Men	看 護 婦 nurses				看護婦 以下女子 Other women workers
		小 計 Sub total	婦 長 Head nurses	看護婦 Nurses	見 習 Nursing attendant	
平 均 勤 続 年 数 Average length of service	4.8	2.9	8.2	2.6	1.3	3.0
総 数 Total	1,462	2,798	152	2,429	217	815
小 計 Sub total	1,043	2,367	72	2,091	204	666
5 年 未 満 Under 6 months	116	317	6	249	62	124
1 年 未 満 Under 1 year	146	366	2	299	65	99
2 年 未 満 Under 2 years	249	655	11	597	47	180
3 年 未 満 Under 3 years	162	538	14	501	23	105
4 年 未 満 Under 4 years	158	290	26	260	4	78
5 年 未 満 Under 5 years	212	206	13	185	3	80
5 年 ~ 10 年 未 満 Over 5 under 10 years	186	254	30	216	8	90
10 年 ~ 15 年 未 満 Over 10 under 16 years	100	55	25	29	1	30
15 年 ~ 20 年 未 満 Over 15 under 20 years	38	16	9	7	-	11
20 年 以 上 Over 20 years	48	20	18	7	-	7
不明又は無記入 Not clear	47	86	3	79	4	17

- 註 1) 1950年2月末日を基準にして算出した。
2) 第5表 註3)~6) 参照

第 3 表 看護婦地位別男女別食事給与有無別規模別労働者数

Table 3 Number of workers, with, or without meals provided by management.

1950年2月 婦人少年局調

規 模 別 男女別看護婦地位別	給 数 Total	ベッ ド数0 No bed	ベッ ド数19以下 Less than 19 beds	ベッ ド数49以下 Less than 49 beds	ベッ ド数50以上 50 beds and more than 50
男 Men	1,421	20	50	228	1,123
女 Women	2,356	38	79	306	1,933
看護婦 Nurses	137	1	3	18	115
看護婦 Nurses	2,107	25	53	263	1,766
見 習 Nursing attendant	112	12	23	25	52
看護婦以外 の女子 Other women	744	10	22	97	615
男 Men	41	-	2	6	38
女 Women	442	37	181	99	125
看護婦 Nurses	15	-	2	6	7
看護婦 Nurses	332	21	118	72	111
見 習 Nursing attendant	105	16	61	21	7
看護婦以外 の女子 Other women	71	4	26	17	24

- 註 1) 食事給与なしとは通勤で食事給与を受けていないもの及び看護婦宿舎又は住込で食事の給与を受けているが、食費を支払っているものをいう。
2) 食事給与ありとは賃金の決定が食事つきで何円という形態をとつてものをいう。
3) 第1表 註3)~6) 参照
4) 1950年2月の賃金支払日の在籍数である。

第4表 看護婦の規模別年

Table 4 Average monthly cash wages of

a) 通勤、自炊又は食

a) Wages of nurses attending, cooking their meals

規 模 別	年 令 別 Age groups	総 数 Total	15 ~ 19		
			小 平 均	15 ~ 17	18 ~ 19
Average monthly cash wages 月額給与	総 平 均 Total average	5,754	4,701	3,674	4,933
	ベッド数 0 No bed	4,501	2,767	2,525	3,250
	19以下 Less than 19 beds	4,167	3,447	2,963	3,871
	49以下 Less than 49 beds	5,243	4,330	3,304	4,678
	50以上 50 beds and more than 50	5,924	4,846	3,945	5,009
Number of workers surveyed 調査人員	総 数 Total	2,356	484	89	395
	ベッド数 0 No bed	38	6	4	2
	19以下 Less than 19 beds	79	15	7	8
	49以下 Less than 49 beds	306	71	18	53
	50以上 50 beds and more than 50	1,933	392	60	332

b) 住 込 食

b) Wages of nurses living in, with

規 模 別	年 令 別 Age groups	総 数 Total	15 ~ 19		
			小 平 均	15 ~ 17	18 ~ 19
Average monthly cash wages 月額給与	総 平 均 Total average	2,644	1,890	1,577	2,104
	ベッド数 0 No bed	2,229	1,894	2,014	1,810
	19以下 Less than 19 beds	2,357	1,640	1,294	1,986
	49以下 Less than 49 beds	2,720	1,819	1,801	1,831
	50以上 50 beds and more than 50	3,123	2,431	2,805	2,521
Number of workers surveyed 調査人員	総 数 Total	442	145	59	86
	ベッド数 0 No bed	37	17	7	10
	19以下 Less than 19 beds	181	66	33	33
	49以下 Less than 49 beds	99	28	12	16
	50以上 50 beds and more than 80	125	34	17	27

令 別 平 均 月 額 給 与

nurses by scales of hospitals and clinics

費 自 己 負 担 の も の

for themselves, or paying charges for meals,

1950年2月 婦人少年局調

20 ~ 24	25 ~ 29	30 ~ 34	35 ~ 39	40 ~ 44	45 ~ 49	50 以上	不明又は 無記入 Not clear
5,615	6,434	6,766	7,735	8,713	8,899	9,878	4,727
3,890	4,619	5,422	5,044	9,000	-	11,900	6,000
4,237	4,467	5,532	3,450	4,000	9,220	3,000	3,333
5,262	5,807	5,823	6,496	7,979	4,550	-	4,701
5,740	6,661	7,082	8,449	9,052	9,234	10,364	4,867
1,221	382	111	71	34	14	12	27
15	6	3	5	1	-	1	1
35	15	4	4	1	1	1	3
151	49	19	7	6	1	-	2
1,020	312	85	55	26	12	10	21

事 付 き

meals provided by management.

20 ~ 24	25 ~ 29	30 ~ 34	35 ~ 39	40 ~ 44	45 ~ 49	50 以上	不明又は 無記入 Not clear
2,764	3,089	3,795	4,650	4,714	4,700	3,150	1,717
2,586	2,900	1,250	2,500	2,000	-	-	-
2,460	2,999	3,914	6,900	6,000	-	-	1,716
2,855	3,149	3,953	3,065	-	-	4,000	-
3,137	3,245	4,147	4,458	5,190	4,700	2,867	-
183	67	26	8	5	1	4	3
10	6	2	1	1	-	-	-
74	28	7	2	1	-	-	3
45	15	9	1	-	-	1	-
54	18	8	4	3	1	3	-

第5表 看護婦の規模別勤

Table 5 Average monthly cash wages of

a) 通勤、自炊、食費

a) Wages of nurses attending, cooking their meals

規模別 Scales of hospitals		勤続年数別 Groups of years of service	総平均 Total	小平均 Averages	5年未満 Under 5 years	5年以上 Over 5 years
月額給与 Average monthly cash wages	総平均	Average	5,754	5,556	4,803	5,125
	ベッド数 0	No bed	4,501	4,418	4,080	4,780
	19以下	Less than 19 beds	4,167	3,146	3,731	4,402
	49以下	Less than 49 beds	5,243	5,223	3,954	5,366
	50以上	10 beds and more than 10	5,924	5,706	5,054	5,545
調査人員 Number of workers surveyed	総数	Total	2,356	1,995	234	284
	ベッド数 0	No bed	38	36	8	12
	19以下	Less than 19 beds	79	71	17	24
	49以下	Less than 49 beds	306	295	26	39
	50以上	50 beds and more than 50	1,933	1,593	183	227

b) 住込み

b) Wages of nurses living in, with

規模別 Scales of hospitals		勤続年数別 Groups of years of service	総平均 Total	小平均 Average	5年未満 Under 5 years	5年以上 Over 5 years
月額給与 Average monthly cash wages	総平均	Average	2,644	2,504	2,245	2,186
	ベッド数 0	No bed	2,229	2,183	2,125	2,029
	19以下	Less than 19 beds	2,357	2,179	1,944	1,971
	49以下	Less than 49 beds	2,720	2,699	2,388	2,826
	50以上	50 beds and more than 50	3,123	2,969	2,685	2,493
調査人員 Number of workers surveyed	総数	Total	442	372	83	82
	ベッド数 0	No bed	37	31	4	7
	19以下	Less than 19 beds	181	160	37	49
	49以下	Less than 49 beds	99	82	23	11
	50以上	50 beds and more than 50	125	99	19	15

続年数別給与月額

nurses by scales of hospitals and clinics.

自己負担のもの

for themselves, or paying charges for meals.

1950年2月 婦人少年局調

未	満 Under 5 years	5年以上～ 10年未満 Over 5 under 10 years	10年以上～ 15年未満 Over 10 under 15 years	15年以上～ 20年未満 Over 15 under 20 years	20年以上 Over 20 years	不明又は 無記入 Not clear
3年未満 Under 3 years	4年未満 Under 4 years	5年未満 Under 5 years	5年未満 Under 5 years	5年未満 Under 5 years	5年未満 Under 5 years	5年未満 Under 5 years
5,556	6,372	6,341	6,226	7,880	9,472	10,860
3,470	6,180	4,386	6,000	-	-	6,000
4,515	4,039	5,215	4,270	-	5,000	3,000
4,994	5,957	6,321	5,374	-	9,930	4,850
5,812	6,505	6,418	6,314	7,880	9,826	11,428
479	261	175	204	45	13	18
3	4	3	1	-	-	-
9	4	5	4	-	1	1
127	43	14	10	-	1	-
340	210	153	189	45	11	17

食事付き

meals provided by management.

未	満 Under 5 years	5年以上～ 10年未満 Over 5 under 10 years	10年以上～ 15年未満 Over 10 under 15 years	15年以上～ 20年未満 Over 15 under 20 years	20年以上 Over 20 years	不明又は 無記入 Not clear
3年未満 Under 3 years	4年未満 Under 4 years	5年未満 Under 5 years	5年未満 Under 5 years	5年未満 Under 5 years	5年未満 Under 5 years	5年未満 Under 5 years
3,032	2,882	3,111	3,013	4,891	5,850	3,800
2,700	1,550	2,760	2,433	4,000	-	-
2,603	2,680	3,229	2,814	7,500	6,000	3,600
3,300	3,950	3,178	2,746	3,000	-	4,000
3,218	3,227	3,056	3,447	3,881	5,775	-
59	29	26	50	10	3	2
5	2	2	3	1	-	-
16	14	7	14	3	1	1
18	1	1	14	1	-	1
20	12	16	19	5	2	-

附 録 Ⅱ

病院就業規則及び賃金規則例

K 市民病院就業規則

〇〇〇〇病院はその使命の重要性を自覚し民主的経営方針の下に使用者及び職員の創意と責任を生かし両者の協力に依つて社会保険診療の実績向上を図り国民医療の完璧を期する事を欲求する。

茲に労働基準法に従い病院就業規則を制定するに当り職員の人格と自主性を尊重し福祉をはかり其の社会経済文化的向上を念願すると共に崇高な職分と重大な責任観念により病院業務に盡力されんことを期待する。

経営者及び職員は叙上の規則制定の根本精神に恪循して嚴肅にこれが服行の義務を負うものである。

本則は職員雇入の際之を提示し且つ常時病院内に掲示するものとする。

本則以外に於ける病院内諸規定はこれに準ずるものとする。

第 1 章 総 則

第 1 條 本則に於て〇〇〇〇病院の業務に服する者を職員という。但し試用者臨時傭はこの限りでない。

第 2 條 本則に於て使用者とは理事長、院長を謂う。

第 3 條 本則に於て所屬長とは部局科長、診療所長を謂う。

第 4 條 職員は社会保険制度の主旨を体し定められた上長の指示命令に従い自主的に職場の秩序を保持し規律を重じ職員の人格を尊重し相互協力して其の職務の遂行に努めねばならない。

第 2 章 採用、異動、任免

第 5 條 職員の採用任免は理事長之れを行う。

第 6 條 職員の採用は別に定むる銓衡内規に依る審査の結果院長より理事長に内申するものとする。

第 7 條 職員は採用の際次の宣誓をしなければならない。

- 1 使用者の示した就業規則による労働条件の遵守。
- 2 病院内の諸規程の遵守。

第 8 條 職員の採用は任命辞令書によるものとする。

第 9 條 新たに採用された者は採用の日から二週間以内に左の書類を提出しなければならない。

- 1 自筆履歴書。
- 2 戸籍謄本（戸籍記載事項証明書）

3 保証人連署の誓約書。

4 必要に依り免許証。

第 10 條 職員は前條提出書類の記載事項に異動があつた時は其の都度速かに届出なければならない。

第 11 條 業務の都合により轉勤又は職場を変更させる事がある前項の場合職員に於て正当な理由のないときは之を拒否する事は出来ない。

第 3 章 休職、解雇及び退職

第 13 條 左の各号の一に該当するときは職員を休職とする事がある。

- 1 病欠欠勤（公傷を除く）3 カ月を超え尙勤務に堪えないとき。
- 2 勤務に支障のある職務に就いたとき。
- 3 業務の都合に依り過剰人員の生じたとき。
- 4 刑事事件に関し起訴せられたとき。

第 13 條 休職期間は1 カ年とし休職期間が満了した時は自然退職とす。

第 14 條 休職手当は本則第 73 條に従つて支給する。

但し休職期間は勤続年数に通算する。

第 15 條 下の各号の一に該当する時は 30 日前に其の予告をなすか 30 日分の賃金を支給し即時解雇する事がある。

- 1 精神若くは身体の障害によつて業務に堪えない事を認めたとき。
- 2 正当な理由なくして私事欠勤1 カ月に及ぶ時。
- 3 已むを得ない業務上の都合によるとき。

但し天災地変其の他已むを得ない事由の爲事業の継続が不可能となつた場合又は職員の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合前項にかかわらず行政官庁の認定をうけて即時解雇する。

第 16 條 公傷療養のためその休業する期間3 年未満及び其の後30 日並びに産前産後の女子が第5 條の規定に依り休業する期間及び其の後30 日間は解雇しない。

第 17 條 公傷休務3 年を経過した職員は第 71 條の規定によつて打切補償を行い解雇する事がある。

第 18 條 職員が退職しようとする時は退職願を所屬長を経て病院長、理事長に提出しなければならない。

第 19 條 休職依願退職又は退職を命ぜられた場合の発令は理事長が辞令書を以てこれを行う。

第 20 條 職員が休職、解雇退職又は長期の休業となつたときは速かに其の担任した業務及び書類物品等を後任者又は之に代る者に引継がなければならない。

第 21 條 職員が退職又は依願退職した場合の退職手当は第 72 條の規定に従つて支給する。

但し懲戒解雇の場合は支給しない。

第 22 條 職員が退職の場合に於て其の使用期間、業務の種類及び地位賃金について証明を請求した場合は直に之を交付する。

第 23 條 職員死亡退職の時其の権利者の請求があつた場合には7日以内に賃金を支払い其の他職員の権利に属する金品は返還する。

但し権利者は正当な権利者であつて権利者間の紛争を病院に及ぼしてはならない。

第 4 章 勤 務

第 1 節 規 律

第 24 條 職員は理事長の許可なくしては他の有給職を兼ね若くは病院の業務の妨げとなる虞れある業務に従事してはならない。

第 25 條 職員は自己の担当なると否とを問わず業務上の機密を洩してはならない。

第 26 條 職員は業務に関する自己の意見又は聞知した事項を所属長に進んで具申し報告しなければならない。

第 27 條 職員は勤務時間中は定められた業務に専念しなければならない。

但し所属長の許可を得て公民権を行使する時はこの限りでない。

第 28 條 職員は常に健康増進を図り技能の練磨に努め身を修め礼節を重んじ品位体面体質向上に遺憾のない様務めねばならない。

第 29 條 職員が公職（労働組合の公職を含む）に就いたときは遅滞なく届出なければならない。

第 30 條 職員が組織せんとする団体は速かに病院長理事長に届出なければならない。

第 2 節 勤務時間休憩休日及び時間外勤務

第 31 條 職員の勤務時間は左の通りとする。

自月曜日 至 金曜日 午前 8 時 30 分 より 午後 5 時 15 分（休憩時間⁴⁵分を含む）迄
土曜日、午前 8 時 30 分 より 午後 2 時迄。

第 32 條 休憩時間は診療業務を考慮して各科局に於て適宜之を実施する。

職員は右休憩時間を肉体的精神的疲労の回復慰勞若くは健康増進の爲自由に利用さるべきである。

第 33 條 職員が勤務時間内に定位置を離れる場合は其の目的居所を明かにして置かねばならない。

第 34 條 有給休日は左の通りとする。

- 1 日 曜 日（週休）
- 2 国 民 の 祝 日
- 3 年 末 年 始（自 12 月 30 日 至 1 月 3 日）

第 35 條 業務上の都合で已むを得ない場合は労働基準法第 36 條の手續きを経て職員に前條の休日勤務させ又は時間外に勤務させる事がある。

但し満 18 才未満の職員には休日出勤時間外勤務をさせることはない。

又満 18 才以上の女子職員には休日勤務はさせることはない但し已むを得ない場合その週内に於て日曜以外の日に休日を變更する事がある。又満 18 才以上の女子職員時間外勤務は 1 日について 2

時間 1 週について 6 時間、1 年について 150 時間を超える事はない。

第 36 條 前條の休日勤務を命ぜられた職員が勤務しない場合は欠勤として取扱ふ。又時間外勤務に

於ける休憩は 2 時間毎に 15 分の割で勤務中に之を与える。

第 37 條 災害其の他避ける事の出来ない事由によつて臨時の必要がある場合に於ては労働基準法第 33 條の規程によつて勤務時間を変更又は延長する事がある。

第 38 條 時間外勤務休日勤務又は深夜勤務をさせた場合には第 68 條に従つて手当を支給する。

第 3 節 休暇及び欠勤

第 39 條 勤続年数 1 年以上にして 1 年（歴年）を通じて全労働日の 8 割以上を出勤した者に対しては 20 労働日の年次有給休暇を与える。

但し勤続年数 1 年未満にして全労働日の 8 割以上出勤した者に対しては左の区分に従い之を与える。

- 1 3 カ月以上 6 カ月未満 5 労働日
- 2 6 カ月以上 1 カ年未満 10 労働日

年次有給休暇は 1 月 1 日より 12 月 31 日の期間とする。

第 40 條 左の場合職員の請求によつて特別有給休暇を与える。

- 1 忌 暇 イ、父母（養父母を含む配偶者及び子（養子を含む））7 日以内
ロ、祖父母、兄弟、姉妹及び孫 3 日以内
- 2 其の他院長の認めた場合。

第 41 條 休暇を得ようとする時は前日までに所属長を経て院長に休暇願を差出さねばならない。但し已むを得ない場合事後速かに院長の承認を得なければならない。

第 42 條 所属長は業務の状況を考慮して休暇を制限するか又は申し出た時期以外に変更することがある。

第 43 條 女子職員に左の場合休暇を与える。

- 1 生理休暇（体質上休暇を必要とし請求したもの）8 日以内
- 2 産前の休暇を請求した時 6 週間
- 3 産後休暇を請求した時 6 週間以内

第 44 條 職員は病氣その他已むを得ない事由で欠勤又は遅参する時は事前に所属長を経て届出なければならない。

但し已むを得ない事由で事前に届出出来ないときは事後速かに届出なければならない。

病氣欠勤 1 週間以上に及ぶ時は前項の届出の外医師の診断書を要する。

第 45 條 職員は早退又は私用外出するときは予め所属長の許可を受けなければならない。

第 46 條 職員が公務にあらずして遅参又は早退したときは 4 回を以て 1 日の欠勤とみなす。

但し第 39 條の年次有給休暇を以て之れに充てる事が出来る。

第 47 條 生後満 1 年に達しない生児を哺育する女子は休憩時間の外 1 日に 2 回各々 30 分間生児を哺育すべき時間を与える。

但し哺育は定められた場所で行われなければならない。

第 5 章 安全及び衛生

第 48 條 職員は常に職場の整理整頓に努め危険物の取扱傳染病豫防に注意し理性と常識とに依つて行動し災害の発生を未然に防止しなければならない。

第 49 條 満 18 才未満の職員は毒劇薬を取扱う業務又は有害ガス若くは有害放射線を發散する場所に就業させない。

第 50 條 左の各号の 1 に該当する者は就業させない。

- 1 精 神 病
- 2 癲患者及び開放性の結核患者
- 3 法定傳染病及び其の保菌者
- 4 法定傳染病に汚染した處ある者
- 5 就業すると病氣昂進の處ある者
- 6 病後の恢復が充分でない者
- 7 其他職員の衛生上就業を不適當と認める者

第 51 條 職員は其の同居家族又は同居人が法定傳染病に罹り又其の疑いのあるときは直ちに所属長院長に届出なければならない。

第 52 條 職員に対して採用のとき健康診断を行う又年 2 回（6 月・12 月）定期的健康診断を行う。

第 53 條 職員の衛生保持上必要があると認めるときは、全部又は一部職員に対して種痘予防接種、ツベルクリン反応、赤血球沈降速度測定傳染病予防上必要の措置を実施することがある。

第 54 條 6 週間以内に出産の予定で休務を請求した女子職員及び産後 6 週間を経過しない女子職員は就業させない。

但し産後 5 週間を経過し本人が就業を申出で医師が支障ないと認めた時及び産後 7 週間以上にして本人より休務の請求ないときは就業させることがある。

又妊娠中の女子職員から請求のあつた時は他の軽易な業務に転換させる。

第 55 條 浴場便所、其の他の衛生設備に対しては関係規則を守る事は勿論の事自主的に清潔の徹底が期されなければならない。

第 6 章 賞 罰

第 56 條 当病院は職員が和合構成せる一小社会でありその経営には秩序の保持が不可欠であることを自覺し模範たるべきものは之を賞し其の善行に倣い非行は互に相戒しめて之を正し自主的にその秩序の確保に努むべきものとする。

第 57 條 職員が左の各号の一に該当した時は別に定める所に従つて表彰する。

- 1 職務に精励で職員の模範となつた者
- 2 職務執行に関して功績顯著な者
- 3 皆 勤 者

4 其他表彰に値する行為があつた者

第 58 條 表彰は功績の程度により表彰状を与え賞金又は賞品を呈するか特に顕しき者に対しては抜擢昇給を行う。

第 59 條 職員が左の各号の一に該当した時は別に定める所に従つて懲戒処分する。

- 1 正当な理由なくして無届欠勤長期に亘りたる時。
- 2 正当な理由なくして院内諸規程並びに就業規則に違背し職場の規律を破り秩序を紊した時。
- 3 刑事事件に関して起訴せられたる時。
- 4 其他職員の本分に違背せる行為ありたる時。

第 60 條 懲戒はその程度により譴責解雇に分つ譴責は訓戒の上始末書を取り將來を戒め解雇は予告しないで即時解雇する。

但し反則輕微なるか又は改悛の情顯著なるものには懲戒を免じ訓戒に止めることがある。

第 7 章 給 与

第 1 節 賃 金

第 61 條 職員には其の能力と勤務に応じた給与を職員に直接支給する。

第 62 條 賃金計算期間及び支払日は左の通りとす。

計 算 期 間 1 カ月

支 払 日 20 日但し支払日が休日なる時は順次繰上げるものとする。

第 63 條 賃金は本給家族手当、勤務地手当とする。

本給の号俸は給与規程別表による。

家族手当は扶養家族に対して公務員給与に準じ支給する。

勤務地手当は本給に家族手当を加算した額の 2 割を支給する。

第 64 條 昇給は別に定める給与規程に依る。

第 65 條 左の各号の一に該当する時は職員の請求があつた場合特定の支払期日前であつても既往の労働に対する賃金を支払う。

- 1 出産、結婚、葬儀の費用に充てる時
- 2 疾病傷害等不慮の費用に充てる時
- 3 解雇又は退職した時
- 4 災害其他命令で定められた非常の費用に充てる時

第 66 條 本人の疾病以外で欠勤した時は賃金日額の 2 分の 1 を減じて支給する 又第 43 條の規定により休業をなしたる者に対しては賃金日額の 2 分の 1 を支給する。

但し特殊なる事情によるものであつて所属長を経て院長の認可を得たるものはこの限りでない。

第 67 條 日割計算はその月の現日数に依るものとする。

第 68 條 第 31 條の勤務時間を超ゆる部分に対しては 1 時間に対しては賃金額の 2 割 5 分を加算したものを時間数に乗じて与える。

特に午後 10 時から翌日午前 5 時迄の間に於て勤務したものは深夜手当として 1 時間当り賃金額の 2 割 5 分（睡眠時間については 1 割 2 分 5 厘）を前記時間外勤務手当と併せ支給する。

但し出張中の者に対しては時間外勤務深夜手当は支給しない。

第 69 條 宿日直手当は別に定める宿日直規程に従つて支給する。

第 70 條 超過勤務手当は翌月の賃金支払日に之を支給する。

第 2 節 災 害 補 償

第 71 條 災害補償は職員が業務の爲に負傷し疾病にかかり又は死亡した場合に於てはその者の遺族若くはその者の死亡当時その収入に依つて生計を維持して居た者に対して労働基準法第 75 條乃至 81 及び第 83 條同法施行規則第 35 條乃至第 45 條第 47 條（第 3 項除く）及び第 48 條に定める所により之を支給する。

但し使用者に於て補償を行う事が不適當と認められる時はこの限りでない。

第 3 節 退 職 手 当

第 72 條 職員退職の場合の手当は別に定むる退職手当支給規程に依り之を支給する。

第 4 節 休 職 手 当

第 73 條 休職手当は休職中のものに対して賃金の 2 分の 1 を支給する。

但し第 12 條第 4 項による時は支給しない。

又公傷によるもの特殊なる事情によるものであつて所属長を経て院長理事長の認可を得たるものはこの限りでない。

第 5 節 旅費及び出張手当

第 74 條 別に定むる旅費規程に依り之を支給する。

昭和 24 年 度

K 市民病院給与規程（抜萃）

A 看護婦任用基準は左の指数の合計に依る。

1 学 歴

高等小学卒業（女学校 2—3 年中退新制中学卒を含む） 指 数 1

乙種女学校、青年学校卒業 指 数 2

甲種女学校（5 年制） 指 数 3

2 修 業 年

修業年（養成所、看護婦学校）1 年以下 指 数 1

同 2 年以下 指 数 2

同 3 年以下 指 数 3

3 実 務 年

実務年（看護婦免許可附後） 4 カ月以下 指 数 A

実務年（看護婦免許可附後） 9 カ月以下 指 数 B

同 12 カ月以下 指 数 C 又は 1

同 （看護婦免許可附後） 2 年以下 指 数 2

以下同順に依る。

B 女子事務員任用基準

女子事務員の指数は看護婦基準指数から修業年指数を除いた指数合計を以て基準とする。

C 技術者任用基準

技術者の指数に看護婦任用基準に依る。

D 男子事務員任用基準

男子事務員の指数は看護婦の任用基準指数を勘案し之を定む。

E 男子事務員にして専門学校以上卒業者任用基準

男子事務員にして専門学校以上卒業者の指数は医員、任用基準を勘案し、「1—3」号給を控除して基準とする。

F 薬剤員任用基準

薬剤員の基準は医員の任用基準より 2 号給を控除したものを以て基準とする。

G 医 員 任 用 基 準

医員の基準は別表指数（卒業年次及び国家試験合格免許附年次）に依る。

但し医学部卒業者は同一卒業年次基準に 2 号給を加算したものを基準とする。

H 部長、局長、科長、診療所長基準は「E—G」の任用基準を勘案して別に定める。

I 任用時の実状に依り「E—H」の任用基準に 1 各号給を加算することが出来る。

J 使丁の任用基準

使丁の任用基準は年令、能力に依り適宜之れを定める。

指数	級	号給	本俸	備考	指数	級	号給	本俸	備考	指数	級	号給	本俸	備考
	1	1	2,400		11	6	4	4,863	看護婦指数	11	10	7	9,847	医員指数
	1	2	2,470		12	6	5	5,002	ノ	12	11	3	10,129	ノ
	1	3	2,541		13	6	6	5,145	ノ	13	11	4	10,419	ノ
	2	1	2,541		13	7	1	5,145	ノ	13	11	4	10,419	ノ
	1	4	2,613		14	6	7	5,292	ノ	14	11	5	10,717	ノ
	2	2	2,613		14	7	2	5,292	ノ	14	11	5	10,717	ノ
	1	5	2,688		15	6	8	5,444	ノ	15	11	6	11,024	ノ
	2	3	2,688		15	7	3	5,444	ノ	15	12	1	11,024	ノ
1	1	6	2,765		16	6	9	5,600	ノ	16	12	2	11,339	ノ
	2	4	2,765		16	7	4	5,600	ノ	16	12	2	11,339	ノ
2	2	5	2,844		17	6	10	5,760	ノ	17	12	3	11,664	ノ
	3	1	2,844		17	7	5	5,760	ノ	17	12	3	11,664	ノ
3	2	6	2,926		18	7	6	5,925	ノ	18	12	4	11,998	ノ
	3	2	2,926		18	8	1	5,925	ノ	18	12	4	11,998	ノ
4	2	7	3,009		19	7	7	6,094	ノ	19	12	5	12,341	ノ
	3	3	3,009		19	8	2	6,094	ノ	19	12	5	12,341	ノ
5	3	4	3,096	看護婦指数	20	7	8	6,269	ノ	20	12	6	12,695	ノ
	3	5	3,184	ノ	20	8	3	6,269	ノ	20	13	1	12,695	ノ
6A	4	1	3,184	ノ	21	7	9	6,448	ノ	21	13	2	13,058	ノ
	3	6	3,275		21	8	4	6,448	ノ	21	13	2	13,058	ノ
6B	4	2	3,275		22	7	10	6,633	ノ	22	13	3	13,432	
	3	7	3,369	看護婦指数	22	8	5	6,633	ノ	22	13	3	13,432	
6C	4	3	3,369	ノ	23	8	6	6,823	ノ	23	13	4	13,816	
	4	3	3,369	ノ	23	9	1	6,823	ノ	23	13	4	13,816	
7A	4	4	3,466	ノ	24	8	7	7,018	ノ	24	13	5	14,212	
	4	5	3,565	ノ	24	9	2	7,018	ノ	24	13	5	14,212	
7B	5	1	3,565	ノ	25	8	8	7,219	ノ	25	13	6	14,619	
	4	6	3,667	ノ	25	9	3	7,219	ノ	25	14	1	14,619	
7C	5	2	3,667	ノ	26	8	9	7,426	医師指数	26	14	2	15,087	
	4	7	3,772	ノ	26	9	4	7,426	ノ	26	14	2	15,087	
8A	5	3	3,772	ノ	27	9	5	7,638	ノ	27	14	3	15,467	
	5	3	3,880	ノ	27	9	6	7,638	ノ	27	14	3	15,467	
8B	5	4	3,880	ノ	28	10	1	7,857	ノ	28	14	4	15,910	
	5	4	3,991	ノ	28	10	1	7,857	ノ	28	14	4	15,910	
8C	5	5	3,991	ノ	29	9	7	8,082	ノ	29	14	5	16,365	
	5	5	4,105	ノ	29	9	8	8,082	ノ	29	14	5	16,365	
9A	5	6	4,105	ノ	30	10	2	8,313	ノ	30	14	6	16,834	
	5	6	4,223	ノ	30	10	2	8,313	ノ	30	14	6	16,834	
9B	6	1	4,223	ノ	31	9	9	8,551	ノ	31	15	1	18,320	
	5	7	4,344	ノ	31	9	9	8,551	ノ	31	15	1	18,320	
9C	5	8	4,344	ノ	32	10	10	8,796	ノ	32	15	2	19,940	
	5	8	4,468	ノ	32	10	3	8,796	ノ	32	15	2	19,940	
10A	6	2	4,468	ノ	33	10	4	9,047	ノ	33	15	3	21,700	
	5	9	4,596	ノ	33	10	4	9,047	ノ	33	15	3	21,700	
10B	5	10	4,596	ノ	34	10	5	9,306	医員指数	34	15	4	23,620	
	6	2	4,727	ノ	34	10	5	9,306	ノ	34	15	4	23,620	
10C	6	3	4,727	ノ	35	11	1	9,573	ノ	35	15	5	24,000	

職階級

職階別	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
院長																
副院長																
部長																
診療科長																
医員																
薬剤員																
主事																
技師																
書記																
技手																
婦長																
看護婦																
給仕																
見習看護婦																
使丁																

備考 公務員一般職の給与に同じ。

昇給並手当支給要領

本件ニ関シテハ理事会財務委員会ノ要領ニ基キ病院部長会及ビ職員組合ニ於テ民主的協議ニ依リ次ノ如ク決定セリ

1 昇給ハ本年3月1日現在職ニ付リタルモノニ付9月1日ヨリ正号俸ヲ昇給ス但シ休職中ノモノニハ適用セズ

2 右昇給額及ビ之ニ基ク勤務地手当増額分次ノ如シ

1 昇給総額(月額) 160,391円

2 勤務地手当総額(月額) 30,623円

合計 191,014円

3 手当支給ニ関シテハ理事会ニ於テ認メラレタル総額258万円ヨリ昇給及ビ之ニ伴フ勤務地手当増加分191,014円ヲ差引キタル残額2,388,986円ヲ次ノ如キ條件ノ下ニ支給ス

1 医師、薬剤師 平均 25%

但シ A 27% (16,201円マデノモノ)

B 25% (25,291円ノモノ)

C 23% (25,292円以上)

2 看護婦 平均 30%

- A 30% (4,980 円マデノモノ)
- B 30% (6,253 円 ")
- C 28% (6,254 円以上)

3 事務関係

- 平均 15%
- A 17% (男 9,818円マデノモノ
女 3,783円 ")
- B 15% (男 13,462円マデノモノ
女 4,154円 ")
- C 13% (男 13,463円以上
女 4,155円 ")

4 技術者

- 平均 20%
- A 22% (7,507 円マデノモノ)
- B 20% (8,714 円 ")
- C 18% (8,715 円以上)

5 見習看護婦

- 試験 = 合格セルモ年令不足ノ為免状未交附ノモノ 15%
- 試験 = 合格セザルモノ 10%

6 使 丁

- 平均 12%
- A 14% (5,818 円マデノモノ)
- B 12% (6,630 円 ")
- C 10% (6,631 円以上)

以上ノ支給方法 = ヨリ算出シタル結果生レタル残額 14,942円ハ予備費トナス

4 手当支給ハ日割計算ヲ行ハズ

(例 7 月 10 日採用者ハ 8 月分ヨリ支給スル如ク計算ス)

- 5 本業ヲ理事会ニ於テ決定セル日以前ニ退職セルモノニ対シテハ支給セズ
- 6 今後休職トナリタル場合ハ昇給ハ其ノママトスルモ手当ハ支給セズ
- 7 本決定ニ基ク各人別ノ細部ハ別表ノ如シ
- 8 新給与決定ノ為ノ委員会仮称ハ理事者並ビ使用者ヲ各同数トセラレタシ

附 録 Ⅲ

病院寄宿舍規則及自治会規約

国立H病院看護婦寄宿舍規則

- 第 1 條 国立〇〇病院に勤務する看護婦、看護婦生徒は原則として病院附属の寄宿舍に居住しなければならぬ。
但し看護婦は院長の許可を得て〇〇市内或は其の近郊の自分の家(父母、実兄、実姉等の住居)又は確実な親戚等の宅から通勤してもよい。
- 第 2 條 看護婦は其の職業が極めて尊いものである事を常に念頭に置き人格の修養に努め其の使命を完うするよう心掛けねばならぬ。
此の修養の為に寄宿舍に自治制を敷き、全寮生に合議の上生活の秩序に関する規律を制定させる。
本規則の第 5 條及び第 6 條は、看護婦が合議して決定した所である。
- 第 3 條 病院長は寮生の中から寄宿舍主任看護婦を任命する。此の主任看護婦は全寮生から自治制の役員に選挙されても差し間ない。
- 第 4 條 前條の主任看護婦は、全寮生の生活上の世話(転入転出、食費計算等)寄宿舍の物品会計の実務、建設物及び設備の管理其の他院長の指令する事務を担任する。
- 第 5 條 寮内に於ける起床時間を左の通り定める。
4 月 1 日から 10 月 31 日まで 午前 6 時
11 月 1 日から 3 月 31 日まで 午前 7 時
- 第 6 條 寮に於ける門限を午後 10 時迄とする。
外出(外泊)に際しては行先を明かにし、都合により門限時刻までに帰寮能わざるときは其の旨前以つて口頭、或は電話を以つて寮長に届出るものとする。
- 第 7 條 病院長は寮の自治制役員の承諾を求めて、病院に勤務する婦人或は本病院に密接な関係のある婦人を、寄宿舍に宿泊させる事がある。但し此の際、其の婦人は此の規則及び自治寮寮則を遵守しなければならぬ。
男子の宿泊は絶対に禁止される。
- 第 8 條 此の規則の変更は病院長と全寮生又は寮の自治制役員と合議の上で行われる。

附 則

- 1 此の規則は昭和 23 年 3 月 31 日から実施される。
- 2 此の規則の適用には、いつも全寮生で制定された自治寮寮則が参考されねばならぬ。

〇〇〇自治寮寮則

(国立〇〇病院看護婦寄宿舍寮則)

第 1 章 総 則

第 1 條 国立〇〇病院看護婦寄宿舍を〇〇〇寮と名づけて凡て寮生の合議によつて全寮生の生活を律する自治寮とする。

第 2 條 本寮寮生は国立〇〇病院に現に勤務する看護婦を以つてする。

第 3 條 本寮生活は寮生相互の親睦と人格の陶冶、文化の向上、福祉の増進を計り以つて共同生活の向上を期するものとする。

第 2 章 規 約

第 4 條 寮生は団体生活の一員である事を自覚し、礼儀を正しく寮生としての一切の行為に対して充分の責任を持つこと。

第 5 條 起居外出、外泊等については国立〇〇病院寄宿舍規則第 5 及び第 6 によるものとする。
但し右の両條は、寮生一同合議、決定して国立〇〇病院長が制定する寄宿舍寮則に加入を乞うて許可された所である。

第 3 章 役 員

第 6 條 本寮には左の役員を置く。

寮長 1 名、副寮長 1 名、委員 5 名、室長各室 1 名。

第 7 條 寮長は全寮を代表し、寮務を総理する。副寮長は寮長を補佐し寮長事故ありたる場合は職務を代行する。

委員は寮務を掌理する。

第 8 條 役員の任期は 1 カ年とする。

第 9 條 役員の行為が役員たるの品位を著しく毀損したる時は役員会議を以つて寮長その役員を解任することが出来る。

第 10 條 役員任期中已むなき事情あり、辞任申出でたる場合は役員会議を終て寮長は之を認可する。

第 11 條 寮長、副寮長、委員は總會に於て選挙する室長は各室にて選出する。

第 12 條 本寮には顧問を置く事が出来る。

第 4 章 会 議

第 13 條 会議は總會と役員会との 2 種とする。

第 14 條 總會は定時總會と臨時總會とする。

定時總會は毎年 2 回寮長之を召集する。

臨時總會は寮生の 3 分 2 の以上の請求ありたる場合及び役員会の要請ありたる場合に開催する。

第 15 條 役員会は前日までに議題を寮長に申入れ寮長は之を全寮生に告示する。

第 16 條 總會は全寮生の 3 分の 2 以上の出席を得て成立し、役員会は役員の 3 分の 2 以上の出席を得て成立する。

第 17 條 決議は過半数の賛成による。議決の結果は寮長全寮生に告示する。会議により定められたる事は最高決議事項として全寮生が之を遵守しなければならない。

第 5 章 雑 則

第 18 條 会費は毎月 20 円とする。但し委員会に於て必要と認めたる場合は臨時徴集する事が出来る。

第 19 條 寮生にして、寮生活の秩序を紊す行動ありたる場合は役員会議により適当な処置を講ずるものとする。

第 20 條 寮生にして他の模範たるべき行為ありたる場合は之を表彰する。

第 21 條 通勤看護婦は起居、外出、外泊を除き他は本則に基づいて律せらるるものとする。

附 則

第 22 條 本寮則の改正は、寮生の発議により總會の議決を以つてする。

第 23 條 本寮則は昭和 23 年 3 月 31 日より施行する。

公立 1 病院寄宿舍規則

第 1 本寄宿舍の看護婦並びに生徒は左記事項の伸展向上につとむると共に和楽の裡に自治共同の生活をいたしましょう。

1 自治の精神昂揚

自分の責任に於て自らの生活を立て万事を処理する様な自治自立の精神をたかむること。

2 相互扶助の精神昂揚

和合結束を固くし親睦融和を図りお互に他の長所を探り短所を補い共存共栄の実をあげる。

3 看護婦の使命自覚

職務の重大性を自覚し温和懇切を旨とし敏速忠実に其本分を究うする様つとむること。

4 情操の陶冶と知識技能の啓発練磨

共励切磋日新の修養に志し人格の向上に力むること。

第 2 本寄宿舍の看護婦並びに生徒は心を合せて秩序正しき生活をすると共に次の規則を仰り共同体の生活の本旨に副う様力めましょう。

第 3 起床 自 4 月 午前 5 時 自 11 月 午前 6 時
至 10 月 至 3 月

第 4 就寝 自 4 月 午後 9 時 30 分 自 11 月 午後 10 時
至 10 月 至 3 月

第 5 消燈時間 午後 10 時

第6 外出 場所、時間、用件を舎監に申し出で外出すること。

第7 外泊 所定の外泊簿に記載し舎監に申出ること。

帰舎の際はその旨報告すること。

第8 室内生活

1 各室に室長を置き秩序統制をはかる。

室長は各室に於て互選する。

2 午後9時50分舎監は寄宿舍各室を巡視し室長より人員の報告を受ける。随時舎監は各室を巡視する。

3 礼儀を守り品行を慎み、特に風紀に関しては注意すること、言動については鄭重静肅を旨とし喧噪にわたらぬこと、廊下を疾走せぬこと、各自所持品の整理整頓に留意すること、戸締りを厳重にし盗難の予防に注意すること。

第9 食 事

1 朝 7時 昼食 12時 夕食 午後5時

2 共同自炊とし炊事当番3名ずつ1週間（日曜—土曜）交替にて炊事にあたる。当番は食堂の清掃流し場炊事用具の清潔整頓にあたる。食糧調味料等倉庫の保管に当る。

3 食器は各自洗つて所定の場所に置くこと。

第10 衛 生

1 室内及び廊下は各室に於て分担して清掃する。

2 舎外は毎日各室順次交替して清掃する。

（掃除当番札を順次廻送する）

3 入浴 午後4時30分より8時まで。

入浴上の諸注意を守ること。

4 洗濯 衣服職服職帽は常によく洗濯して清潔を旨とすること。

5 換気 窓の開閉に注意し通風採光に気をつけること。

第11 火 の 用 心

常に火気に対しては細心の注意を払うは勿論万一失火等の災害発生の際は直ちに事務当直に急報すると共に沈着よく消火、避難、搬出、救護等にあたること。

第12 行 事

1 座談会 毎月1回全員相会し、国家社会の時事問題、知徳修養談、種々の傳達事項、希望事項、実践事項、等を取扱い親しく懇談し相互向上改善をはかる。

2 講習会 講師を聘し知徳の修養をはかる。

3 遠足旅行

4 裁縫 専任の教師を聘し月火水木の4日午後6時より9時まで稽古する。

5 生花 毎週、金曜日教師を招き実習する。

昭和23年3月10日定む。

寄 宿 舎 規 則 昭和24年12月1日

私 立 N 病 院

第 1 章 総 則

第1 條 この寄宿舍規則は〇〇市私立〇〇病院寄宿舍使用に関する事項を定める。

第2 條 〇〇病院寄宿舍を使用し得るものは〇〇病院看護婦及び助産婦でなければならない。

第3 條 寄宿舍を使用するものはこの規則を誠実に守り互に人格を尊重し公民として各々その責任を果し和樂の家庭をなす様に努めなければならない。

第 2 章 起居及び行事

第4 條 寮生は寮生の過半数で選任し院長の承認を得たる長の命ずる所要行事に従わなければならない。

但し寮長の任期は1カ年とす。

第5 條 室長及び副室長は寮生全員の選挙又は推薦により之を定める。

第6 條 室長及び副室長は看護婦の自活生活の向上と秩序ある生活をする様努めなければならない。

第7 條 起居、就寝の時刻は左の通りとする。

(イ) 自4月1日 至10月31日 午前6時起床

自11月1日 至3月31日 午前6時30分起床

(ロ) 就寝及び消燈は午後10時とするも特別必要なる場合は点燈する。

第8 條 入浴は1週2回（水曜日 土曜日）とし時刻は左の通りとする。

午後6時—9時迄

第9 條 外出は左の通りとする。

(イ) 平日 急用に限り外出を認める。

(ロ) 休日 自由とする。

第10 條 外出の際は外出簿に記入し寮長又は室長に申し出ること、外出は出来るだけ2人以上とし特別の場合以外は単独外出をさける事。外出は如何なる場合と謂ふも午後10時以後はせざる事。特に男性同道の場合は注意する事。（1人のために全寮生に迷惑をすることあり）

寮長室長は全責任を持つて寮生の指導に努める事。

第11 條 帰省の際は院長及び事務長（不在の際は其の代理者）の許可を受け寮長の承認を受ける事。肉親以外の男性は寄宿舍内にて面会せざる事。特別の場合は寮長又は室長の許可を受ける事（住所氏名、年齢、面会時間を記入しおく事）如何なる場合と謂ども午後9時30分を越えざる事（就寝の都合あり）

近親者が宿泊する場合は住所氏名、続柄を記入し予め寮長及び室長の許可を受ける事。

第 12 條 寮生の食事は看護婦食堂に於いてする。
食事は原則として定められた時間に行わなければならない。

第 13 條 日課は左の通り定める。

- (イ) 起床 6時30分
- (ロ) 清掃 洗面 6時30分—8時
- (ハ) 朝食 午前8時—9時
- (ニ) 勤務 9時—
- (ホ) 昼食 午後0時—午後1時迄
- (ヘ) 勤務 午後1時—午後5時迄
- (ト) 夕食 午後5時—午後6時迄
- (チ) 入浴 第8條の規定に拠る。
- (リ) 就寝 第7條の規定に拠る。
- (ヌ) 学課 毎週月、木、看護婦教育
午後7時—10時迄
毎週火曜日、助産婦教育

第 14 條 寄宿舎に於ける生活向上を計るため毎月10日自治会（助産婦会）を開催する外随時申し合せにより座談会を開催する。

第 3 章 安全及び衛生

第 15 條 寮生は火気の取扱に注意し火災予防に万全を期さなければならない。

第 16 條 寮生は舎内外の清潔、整頓に努め年4回徹底的な大掃除を行い保清に努めなければならない。

第 17 條 寮生は定期又は臨時に施行する健康診断及び予防注射を進んで受けなければならない。

第 18 條 寮生が法定傳染病及び結核性疾病に罹り又はその虞ある時は寄宿舎より退去されることがある。

第 4 章 建造物の管理

第 19 條 寮生は常時使用する建物及び備付物品を尊重愛護し破損紛失等のない様取扱わなければならない。

看護婦規則 昭和25年1月

M 農業会病院

第 1 章 総 則

第 1 條 本院看護婦並びに見習看護婦は之を寄宿舎内に收容す。

第 2 條 寄宿内の事に関しては使用者の監督を受ける事なく総て自治に依る。

第 3 條 寄宿舎に居住するものは本規則と誠意を以て遵守する。

第 4 條 舎内には舎長副舎長各1名を置き各部屋毎に室長を置く。

第 5 條 舎長、副舎長は全員の互選に依り選任す。

第 6 條 舎長は左の事項を掌理する。

- 1 舎内居住者の指導取締り。
- 2 建物及び舎内備付物品の整理保管
- 3 一般諸事項の伝達
- 4 舎内の風紀衛生

第 7 條 副舎長は舎長を補佐し、舎長事故ありたる時は其の業務を代行す。

第 8 條 舎長は毎日寄宿日誌を記し管理者に提示する。

第 9 條 舎内居室の人員配置は舎長之を行う。但し、常会にて同意を得る。

第 10 條 行事に関する事項。

1 毎週、水曜日、看護婦常会を開く。但し、急用有りたる時は臨時常会を開く。

1 起床	4月1日	10月31日	6時
	11月1日	3月31日	6時30分
2 朝食	4月1日	10月31日	6時30分
	11月1日	3月31日	7時
3 昼食	4月1日	10月31日	正午—1時
	11月1日	3月31日	
4 夕食	4月1日	3月31日	5時—6時
	11月1日	3月31日	4時30分—5時30分
5 就寝	4月1日	10月31日	10時
	11月1日	3月31日	
6 消燈	4月1日	10月31日	10時
	11月1日	3月31日	

第 11 條 外出及び外泊に関する事項。

1 舎内居住者の外出及び外泊は左の各号に依る。

- 1 時間外に於いて業務に支障なき限り、自由とするが外出にありては外出簿、外泊に有りては外泊願（届）に所要の事項を記入する。
- 2 帰舎後は必ず舎長に連絡する。

第 12 條 舎内居住者は総て左の各号を遵守する。

- 1 言語動作を慎み各自静肅を守り他人の勉強休養を妨げ又風紀を紊す様な行為が有つてはならない。

- 2 衣服日用品其の他所持品は質素節約を守り奢侈虚飾にならぬ様に各自肅する。
 - 3 常に礼儀を正しく容儀を重んじ親愛を旨とし、苟も情忌軌轢の行為があつてはならない。
 - 4 身体被服を清潔にして、暴飲暴食を慎み各自健康保全に注意する。
 - 5 梳髪洗面洗濯乾燥等は必ず所定の場所に於いて行う。
 - 6 舍内居住者の間に於いて金銭物品等の貸借はお互に之を慎む。
 - 7 衣類及び諸物品は常に整頓し、私用品貸与品には、各自の姓名を必ず附記し、他人のものと混合しない様にする。
 - 8 履物傘類等の手入は舍外に於いてこれを行う。
 - 9 食事は病氣静養中の者を除き必ず食堂にて所定の時間に行う。但し、勤務其の他止むを得ない場合は此の限りでない。
 - 10 許可なくして舍内備付の物品を舍外に持ち出し、又は定位置を動かしてはならない。
 - 11 就寝時間後雑談又は大声を發し他人の就眠を妨げてはならない。
 - 12 私服で病室に立寄る事を避け必ず看護衣を着用する。
- 第 13 條 來訪者寄宿舍に宿泊を願出たる時は舍長に於いて事情止むを得ないと認めた場合之を許すことある。但し男子來訪者は原則として舍内に出入する事を認す。

第 2 章 炊 事

- 第 14 條 舍内炊事は左の各号に依り之を行う。
- 1 炊事は共同炊事にし、週番 2、炊事婦 1 名を以て之に当る。
 - 2 炊事勤務者の欠員或は業務の繁忙等に依り、一時的応援を必要とする時は舍長に於いて適宜応援者を指名することが有る。
 - 3 炊事に必要な原料は炊事担当者に於いて購入請求し請求書を賄担当者に提出する。此の場合特殊なものの購入については予め炊事担当者に連絡する。
 - 4 炊事器具の破損修理購入等の場合は炊事担当者に申し出る。
 - 5 炊事備付の容器は無断で炊事場（食堂）より外へ持出してはならない。但し必要な場合は炊事勤務者に申し出て用済み後速に返納する。
 - 6 炊事に関する会計は担当者が之を処理し、其の收支計算書及び証憑書類を整備保管する。
 - 7 会計報告は月末常会に之を行う。

第 3 章 保 險 衛 生

- 第 15 條 舍内居住者は保健を重んじ概ね 3 カ月に 1 回の細密身体検査、毎月 1 回普通検診を行う。
- 第 16 條 居住者、疾病の疑似者の舍内立入りを禁ずる。
- 第 17 條 結核及び其の他伝染病同疑似者の舍内立入りを禁ずる。
- 第 18 條 舍内外の清潔保持のため指定の容器外に紙屑塵芥喀痰等を扱棄し、又は吐いてはならない。

第 19 條 舍内外の清潔は居住者全員で之を行う。

第 20 條 入浴は 1 週 2、3 回（季節に依り変更）とし入浴時間は別に之を定む。入浴者は時間の勵行靜肅節水などを嚴守する。

第 4 章 火 災 予 防

第 21 條 舍内居住者は火気の取扱に細心の注意を払い殊に各号を遵守する。

- 1 炬燵及び火鉢等の使用する時は完全なる器具を危険なき場所を選び使用中は常に注意し、使用後は必ず火気の消滅を實になす事。
- 2 炬燵の使用時間を嚴守し、使用後の残火は安全な場所に於いて消火し消滅を確める。
- 3 炬燵の使用は常に注意し、不備不完なる箇所を發見した時は使用を停止すると共に速に舍長に申出指示を受ける。
- 4 ローソクの使用は停電及び電燈故障の際已むを得ない時に使用し他に引火しない様に注意する。
- 5 火災盜難の予防にはお互に注意し事故發見の時は腦機の処置を取ると共に舍長に届出管理者に提出する。

第 22 條 本規則に違背し、若しくは屢々訓戒を受けるも尙改悛しないものは懲戒処分に附することが有る。

S 病院看護婦療規則

看護婦寮内ニ於ケル規則ヲ定メ各自之ニ違背スルコトナク寮自治生活ノ昂揚ニ努メルコト

1 看護婦寮ニハ寮長、其ノ他寮生活ノ自治ニ必要ナル役員ヲ置ク

1 寮長、其ノ他ノ役員ハ寮生活者ノ選挙ニヨリ定メ其ノ期間ハ寮長ハ 1 カ年、役員ハ六カ月トス

第 1 章 起床就寝外出外泊

第 1 條 起床 午前 5 時 30 分

第 2 條 消燈、就寝 午後 10 時

第 3 條 休日外出ノ時限ハ午前 6 時ヨリ午後 9 時迄トス

但シ止ムヲ得ザル事情ニ依リ臨時又ハ延刻外出ヲ要スル時ハ届出テ時間外々出簿ニ記入スルコト

第 4 條 外泊ヲ必要トスルトキハ其ノ旨届出、外泊簿ニ記入スルコト

第 5 條 外出ノ際ハ名札ヲ朱書面ニ代ニ置クコト

第 6 條 面会ハ午前 6 時ヨリ午後 7 時迄

面会ハ所定ノ場所ニテ行イ特ニ居室面会ヲ必要トスルトキハ許可ヲ得ルコト

第 2 章 行 事

第 7 條 毎月 1 回ノ集会ヲ行ウコト（第 3 週水曜日トス）

第 8 條 寮配属ノ小使、雑仕婦ヲ私用ノ為メ使役セヌコト

第 3 章 食 事

第 9 條 朝食 午前 6 時 15 分ヨリ 8 時迄

第 10 條 昼食 午前 11 時ヨリ午後 1 時迄

夕食 午後 4 時 30 分ヨリ 6 時迄

第 4 章 安全及び衛生

第 10 條 健康ニ留意シ異常アル場合ハ早期ニ診断ヲ受ケルコト

第 11 條 食堂及び調理室ハ常ニ清潔ヲ保チ特ニ残飯類ノ処理ヲ充分ニシ蠅等ノ発生撲滅ヲ図リ伝染病予防ニ努メルコト

第 12 條 食器消毒ハ必ず毎回行ウコト

第 13 條 調理室ニハ必ず消毒液ヲ備エ手指ノ消毒ヲ行ウコト

第 14 條 食事ハ休養以外ハ必ず食堂ニテ行ウコト

第 15 條 入浴日ハ毎週木曜日、日曜日午前 8 時ヨリ午後 7 時迄

第 16 條 寮内外ハ常ニ清潔ヲ保チ毎日起床後窓ヲ開放シ掃除ヲ行ウコト

第 17 條 寝具ハナルベク度々快晴ノ日ニ日光曝干ヲナスコト

第 18 條 痰唾ハ必ず所定ノ場所ニ吐クコト

第 19 條 被服寝具等ノ洗濯、乾燥及び洗髪ハ一定ノ場所ニ於テ行ウコト

第 20 條 洗面所、手洗所ハ常ニ清潔ヲ保ツコト

第 5 章 建設物及び設備ノ管理

第 21 條 許可ナクシテ備付物品ヲ寮外又ハ他室ニ移動セヌコト

第 22 條 水道、瓦斯、電気ヲ節約シ特ニ火災予防ニ注意スルコト

第 23 條 戸締ヲ嚴重ニシ盗難予防ニ努メルコト

細 則

1 宿泊ノ事項

宿泊者ハ同方会ヲ利用スル（女子ナルコト）

但寮宿泊ヲ必要トスル時ハ寮長ノ許可ヲ得ルコト

S 中央病院看護婦寄宿舎自治会（〇〇〇会）会則

第 1 條 本会は S 中央病院看護婦寄宿舎自治会（〇〇〇会）と称す。

第 2 條 本会の目的は思想宗教を超越したる愛の奉仕に基く看護精神の美しき發現を理想とし会員相互の親睦を計り各自規律を正して資質の向上に努め看護の重要性の認識を高めて明朗なる寮生活を築くにある。

第 3 條 本会は内勤看護婦（寮に居住する）全員を以て構成し会の業務一切を自治運営する。

第 4 條 本会は左の役員を置く。

会長 1 名、副会長 2 名、合計 3 名、自治委員 15 名。

選挙方法は全会員の投票により自治委員を選出し会長、副会長、会計（兼書記）は自治委員之を互選決定し其の任期は 1 カ年とす。

第 5 條 役員ノ任務左ノ如シ。

（1）会長は本会を代表し会議の際は議長をつとめ一切の会務を遂行する。

（2）副会長は会長を補佐し会長欠席せる時の代理として会長の任務を代行する。

（3）会計は一切の基金の収入支出を正確に記帳し其の会計簿は総会の際之を発表し且又書記の任務を兼ねるものとす。

（4）自治委員は本会の総べての自治に関する事項を審議し執行する。

第 6 條 本会は目的達成の為左の部を置く。

（1）教 育 部

（2）文 化 部

（3）体 育 部

（4）生 活 部

イ、配給係 ロ、保健係 ハ、保安係

各部には正副部長 2 名を置き、其の選出方法は会員相互の推薦による。

但し保健係 1 名は看護婦よりの衛生管理者（病院命令による）が当るものとす。

第 7 條 会 合

本会は総会と自治委員会及び各部役員会の 3 種とする総会は定期総会と臨時総会とに区別する。

第 8 條 会 合 の 定 員

総会の成立は全員の 2 分の 1 以上、自治役員会の成立は委員の 3 分の 2 以上の出席を以てする。

第 9 條 会 則 の 修 正

本会則の修正は総会の際出席会員の 2 分の 1 以上の賛成を得なければならない。

附 則

第 1 條 会 費

第 1 項 本会の会費は金 30 円とする、但し入会の際は入会費 10 円を加算する。

第 2 項 会費は毎月 10 日迄に各勤務場所毎に取まとめ会計係に提出すること。

第 2 條 各 部 役 員 会

各部役員ノ任期ハ 1 カ年とする。

教 育 部

各自の教養を高め看護の重要性を認識させ以て看護精神の昂揚に努める。

文 化 部

本会規約は昭和24年7月25日よりこれを施行する。

1. 氏 名		※記 号
2. 性 別	男 女	※
3. 職 種		※
4. 生 年 月	年 月 生	※
5. 就 職 年 月	年 月	※
6. 扶 養 家 族	有 () 人 無	※
7. 所 有 資 格	(1) 看護婦 (2) 保健婦 (3) 助産婦 (4) 医 師 (5) 薬 師 (6) 栄養士	※
8. 現 金 給 与 総 額	円	日
イ 基 本 賃 金		10. 実 働 時 間 数 時間
ロ 時 間 外 労 働 手 当		
(1) 早 出 残 業 手 当		11. 早 出 残 業 時 間 数 時間
(2) 深 夜 労 働 手 当		12. 深 夜 労 働 時 間 数 時間
(3) 休 日 労 働 手 当		13. 休 日 労 働 時 間 数 時間
ハ 宿 直 手 当		14. 宿 直 回 数
ト 特 殊 勤 務 手 当		
チ 扶 養 家 族 手 当		
リ		
ヌ		

※自機には何も記入しないこと

病院診療所女子労働実態調査

労働省婦人少年局

調査票様式-B

調査の目的

国民の保健のために働いていらっしゃるみなさんの労働のありのままの様子を知り、その労働条件の改善のために必要な資料としたいと存じます。何卒御協力下さい。

記入の方法

- 印のあるところは適当なものをえらんで ●の様にぬりつぶして下さい。
- ()の中には必要なことばを記入して下さい。
- あなたの名前はいりません。
- 左側の※印の欄は何も書かないで下さい。

記入年月日

昭和(25)年()月()日

I あなたの身の上

- 勤務場所()県、郡()市、町、村
()病院、医院
()科勤務中
- 現在外来ですか、病棟勤務ですか。
○外来 ○病棟 ○きまつていない ○その他()
- あなたの現在の地位は次のどれにあたりますか。
○総看護婦長(又は総監督) ○看護婦長 ○主任看護婦 ○看護婦 ○見習
○その他()
- あなたの現在持っている資格の種類
○看護婦 ○保健婦 ○助産婦 ○なし
- 看護婦(又は保健婦、助産婦)の資格をとつた方法は次のどれですか。
○実地に看護の仕事をしてから検定試験に合格した。
○一年制の看護婦の養成所を卒業し検定試験に合格した。
○二年制の看護婦養成所卒業と同時に無試験検定をとつた。
○高女を卒業し三年制の看護婦養成所を卒業と同時に無試験検定をとつた。
○その他()
- 看護婦としての経験年数(他の場所での勤務もふくめて)
()年()月
- 学歴、看護婦になるための教育を別にして、小学校入学から全部で何年間学校へ行きましたか。
○6年以下 ○6年 ○7年 ○8年 ○9年 ○10年 ○11年 ○12年 ○13年
○14年 ○15年
- 配偶関係
○未婚 ○有夫 ○死別又は離別
- 学令前の子供又は学童をもつていますか。
○あり()人 ○なし
- 住居
○看護婦寄宿舎 ○住込 ○通勤

※記号

※

※

※

※

※

※

※

※

※

※

※

※

※印欄には記入せぬこと

整理番号

No.

- あなたの家族の住んでいる場所()県、都()市、郡、町
- あなたの家の職業。
- 農業 ○商業 ○工員 ○一般事務職員 ○その他() ○無業
- あなたの家計を主になつて支えている人。
○自分 ○自分以外
- あなたの給料の中から毎月いくら家のために出していますか。
○出していない ○出している、一月に()円位

II あなたの労働について

- あなたが日常勤務中にする仕事は次のどれですか。次の表の中であなたのしている仕事の欄に○を記入して下さい。

※	仕事の種類	午前	午後	夜	※	仕事の種類	午前	午後	夜	※
	1. ベッドの整理					11. 特別食の調理調乳				
	2. 患者の身体清拭					12. 病室の器具の掃除整頓				
	3. 患者の口腔の清潔					13. 病室の床、壁、窓の掃除				
	4. 患者の毛髪の手入					14. カルテの記入				
	5. 病衣交換					15. 診療の補助				
	6. 排泄物の処理					16. 手術の補助				
	7. 患者の飲食時の世話					17. 患者の衣類の洗濯				
	8. 検温、検脈その他の測定					18. 医師その他の人の衣類の洗濯				
	9. 投薬					19. お使(私用)				
	10. 医師の命令による処置					20. その他使用者の家事				

- あなたが今受持っている患者数。(病室勤務の人だけ記入のこと)
()人

- あなたの受持の患者には附添人がついていますか。
○一人もつていない
○()人の中()人は附添がついている

- あなたの勤務は、その日によつて夜の勤務になつたり昼の勤務になつたり、交替制になつていますか。
○交替制になつている ○交替制でない

- 昨日、あなたは、拘束時間中(勤務が始つてから規定の勤務時間が終るまでの時間)何分位休けいしましたか。
○()分位休んだ。
○全然休まない。

- 昨日は特にいそがしい日でしたか。
○特別いそがしかった
○いつもと同じくらい
○特にひまだった

※印欄には記入せぬこと

整理番号 No.

21. 昨日からはじめて過去一週間のあなたの労働時間を思い出して、下の表に書き入れて下さい。書き入れかたは表の一番下の記入例のように

始業時 労働時間 休けい時間 労働時間 終業時
 >-----<
 とはつきり書いて下さい。

	日	付	時	午前												午後												時
				0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1.	()	月	()	日	()	曜																						
2.	()	月	()	日	()	曜																						
3.	()	月	()	日	()	曜																						
4.	()	月	()	日	()	曜																						
5.	()	月	()	日	()	曜																						
6.	()	月	()	日	()	曜																						
7.	()	月	()	日	()	曜																						
記入例																												

22. 午後10時以後午前5時までのあいだに夜勤をすることがありますか。

○ある。先月は () 回夜勤した
 ○ない

23. 夜勤中はずっと起きていますか。

○ずっとおきている
 ○床の中に入っているがたびたびおこされる
 ○床の中に入っていて、めつたにおこされない
 ○他の人と交たいでねる
 ○その他 ()

24. 先月は幾日休日をとりましたか。代休もふくめてかいて下さい。

○ () 日休日をとりつた
 ○全然休日なし

25. 生理休暇はとれますか。

○請求すればとれる ○とりにくい ○まったくとれない ○とる必要がない

26. 今の職業をいつまで続けたいと思いますか。

○一生続けたい ○結婚するまで続けたい ○一日も早くやめたい
 ○生活がらくになるまで続けたい ○わからない

27. あなたは労働組合に加入していますか。

○ () 労働組合に加入している ○加入していない (終)

※印欄には記入せぬこと

事業所 No.

病院診療所女子労働実態調査

事業所訪問記録票 様式 C

調査年月日	調査者氏名印	面接者	職氏名
昭和25年 月 日		1. 2. 3.	

I 概況

イ 事業所名 () 所在地 () 県 () 市 () 番地
 電話 ()

ハ 経営者及院長 () = ○国立○官立○私立○財団法人○私立○その他 ()

ホ 診療科名 ○内科○小児科○外科○整形外科○皮膚科○泌尿科○産婦人科○眼科○耳鼻咽喉科○ () 科
 ○ () 科

ヘ 創立年月 () 年 () 月

ト 営業の場所と経営者の住居との関係 ○事業所だけ独立 ○経営者の住居と同じ場所

チ 先月の外来診察日数 () 日

リ 規模 1. 収容施設数 ○あり () ○なし
 2. 先日の外来患者延数 () 人 一日平均 () 人
 3. 先月の入院患者延数 () 人 一日平均 () 人

ニ 事業所施設

1. 診療室 () 室 2. 病室 () 室 (中隔離室 ())
 3. 手術室 () 室 4. X線装置 () ケ 5. 炊事場 ○あり ○なし
 6. 食堂 ○あり ○なし 7. 看護婦宿舎 ○あり ○なし
 8. 看護婦養成所 ○あり (○甲○乙○丙) ○なし

ル 労働組合 ○あり ○なし

II 従業員

イ 住居別労働者数 () 月 () 日現在

	(イ) 総数	(ロ) 男	(ハ) 女	(ニ) 内看護婦数	(ホ) 備考
1. 総数					
2. 通勤					
3. 寄宿					
4. 住込					

事業所
No.

VI 看護婦の厚生施設

イ 給食施設

1. 炊 事 場 (イ) ☐あり ☐なし
(ロ) ☐患者用と共通 ☐医師の家族と共通 ☐従業員専用 ☐女子従業員専用
☐看護婦専用 ☐その他()
(ハ) 場所 ☐事業所内 ☐看護婦寄宿舎内 ☐経営者の家庭内 ☐その他()
(ニ) アミ戸 (1)窓 ☐あり ☐なし (4)扉口 ☐あり ☐なし (3)戸棚 ☐あり ☐なし
(ホ) 床の種類 ☐①コンクリート ☐②タイル ☐③板 ☐④その他()
(ヘ) 炊事従業員の被服 (1)かつぼう衣 ☐あり ☐なし (2)マスク ☐あり ☐なし
(3)ハキモノ ☐とりかえぬ ☐とりかえる
(ト) 洗水設備 ☐水道式 ☐ポンプ式井戸 ☐ため水 ☐その他()
(チ) 食器消毒設備の有無 ☐あり ☐なし
- 備 考

2. 食堂 (1) ☐あり ☐なし
(2) 場所 ☐事業所内 ☐看護婦寄宿舍内 ☐経営者の家庭内 ☐その他 ()
(3) アミ戸 (イ)窓 ☐あり ☐なし (ロ)戸口 ☐あり ☐なし
(4) 床 ☐コンクリート ☐タイル ☐板 ☐タタミ ☐その他 ()
(5) ☐立式 ☐坐式
(6) 食堂専用手洗所 ☐あり ☐なし
備考

3. 食 事 (イ) 一週間の一人一日の熱量と蛋白 □ 一日一人当り食費

月	日	曜日	(1) 熱 量	(2) 蛋 白
()月()日	月			
()月()日	火			
()月()日	水			
()月()日	木			
()月()日	金			
()月()日	土			
()月()日	日			

- (1) 看護婦が支払う食費額
一月 () 円
一日 () 円
- (2) 経営者側負担の看護婦一人当りの食費
一月 () 円
一日 () 円
- (3) 備考

ロ 一週間の献立

		品	名	材	料			品	名	材	料
月 日(月)	朝 昼 夜					月 日(金)	朝 昼 夜				
月 日(火)	朝 昼 夜					月 日(土)	朝 昼 夜				
月 日(水)	朝 昼 夜					月 日(日)	朝 昼 夜				
月 日(木)	朝 昼 夜					備考					

事業所
No.

ロ 看護婦諸所（病棟内） (1) ○あり ○なし

(2) あるものについて

設備 棟別	(イ) 椅子の数	(ロ) 暖房設備	(ハ) 床の種類	(ニ) 夜勤のための設備
	総数			
1	○なし ○()ヶ	○火鉢○ストーブ○スチム ○コタツ○その他()	○コンクリート○タイル ○板 ○土	○夜具○ベット○長椅子○その他()
2	○なし ○()ヶ	○火鉢○ストーブ○スチム ○コタツ○その他()	○コンクリート○タイル ○板 ○土	○夜具○ベット○長椅子○その他()
3	○なし ○()ヶ	○火鉢○ストーブ○スチム ○コタツ○その他()	○コンクリート○タイル ○板 ○土	○夜具○ベット○長椅子○その他()
4	○なし ○()ヶ	○火鉢○ストーブ○スチム ○コタツ○その他()	○コンクリート○タイル ○板 ○土	○夜具○ベット○長椅子○その他()
5	○なし ○()ヶ	○火鉢○ストーブ○スチム ○コタツ○その他()	○コンクリート○タイル ○板 ○土	○夜具○ベット○長椅子○その他()
6	○なし ○()ヶ	○火鉢○ストーブ○スチム ○コタツ○その他()	○コンクリート○タイル ○板 ○土	○夜具○ベット○長椅子○その他()
7	○なし ○()ヶ	○火鉢○ストーブ○スチム ○コタツ○その他()	○コンクリート○タイル ○板 ○土	○夜具○ベット○長椅子○その他()
8	○なし ○()ヶ	○火鉢○ストーブ○スチム ○コタツ○その他()	○コンクリート○タイル ○板 ○土	○夜具○ベット○長椅子○その他()
9	○なし ○()ヶ	○火鉢○ストーブ○スチム ○コタツ○その他()	○コンクリート○タイル ○板 ○土	○夜具○ベット○長椅子○その他()
10	○なし ○()ヶ	○火鉢○ストーブ○スチム ○コタツ○その他()	○コンクリート○タイル ○板 ○土	○夜具○ベット○長椅子○その他()
11	○なし ○()ヶ	○火鉢○ストーブ○スチム ○コタツ○その他()	○コンクリート○タイル ○板 ○土	○夜具○ベット○長椅子○その他()
12	○なし ○()ヶ	○火鉢○ストーブ○スチム ○コタツ○その他()	○コンクリート○タイル ○板 ○土	○夜具○ベット○長椅子○その他()
13	○なし ○()ヶ	○火鉢○ストーブ○スチム ○コタツ○その他()	○コンクリート○タイル ○板 ○土	○夜具○ベット○長椅子○その他()

八 診療衛生

1. 健康保険又は共済組合 ☐ 加入 ☐ 不加入
2. 健康保険に加入していない場合の治療費
- ☐ (イ) 全額経営者負担
- ☐ (ロ) 一部経営者負担 額又は率 (
- ☐ (ハ) 全額看護婦負担

備考

3. 看護婦のための浴場

- (イ) ☐あり ☐なし
- (ロ) 場 所 ☐事業所と同棟の内 ☐看護婦寄宿舎内 ☐独立家屋
☐その他()
- (ハ) 利用者 ☐女子専用 ☐男女従業員共用 ☐患者と共用 ☐経営者の家族と共用
☐その他()

(二) 入浴回数 () 日に () 回

備 考

事業所 No. = 教養娯楽施設

		I 利 用 者				II 所 有 者				備 考
		(a) 看護婦その他の女子 従業員	(b) 全従業員	(c) 経営者及其家族 従業員	(d)	(a) 経営者	(b) 組 合	(c) 一 部 従業員	d	
1 固 定 施 設	(イ) 教室(裁縫室)									
	(ロ) 講堂(集会室)									
	(ハ) 娛 楽 室									
	(ニ) 図 書 室									
	(ホ)									
2 設 備 又 は 備 品	(イ) ミ シ ン									
	(ロ) 生 花 道 具									
	(ハ) 茶 道 具									
	(ニ) ラ デ オ									
	(ホ) 蓄 音 器									
	(ヘ) ビ ア ノ									
	(ト) オ ル ガ ン									
	(チ) その他の楽器									
	(リ) 映 写 器									
	ヌ									

3. 行 事

種 類	(イ) 利用者数	(ロ) 回 数	(ハ) 経 費 負 担 者 及 額				備 考
			(1) 経営者	(2) 労働者	(3) その他	(4)	
1 洋 裁							
2 和 裁							
3 生 花							
4 茶 道							
5 書 道							
6 英 語							
7 コーラス							
8 演 劇							
9 映 画							
10 読 書							
11							

事業所 No. ホ 運動施設

		I 利 用 者				II 所 有 主				備 考
		(a) 看護婦その他の女子 従業員	(b) 全従業員	(c) 経営者及其家族 従業員	(d)	(a) 経営者	(b) 組 合	(c) 一 部 従業員	(d)	
1 固 定 施 設	(イ) 運 動 場									
	(ロ) テニスコート									
	(ハ) バレーボール コート									
	(ニ) プ ー ル									
	(ホ) 体 操 場									
2 設 備 又 は 備 品	(ヘ) ビンボン室									
	(ト)									
	(チ)									
	(イ) バレーボール									
	(ロ) テ ニ ス									
	(ハ) ビンボン用具									
	(ニ)									
	(ホ)									
	(ヘ)									

3. 行 事

種 類	(イ) 利用者数	(ロ) 回 数	(ハ) 経 費 負 担 者 及 額				備 考
			(1) 経営者	(2) 労働者	(3) その他	(4)	
(イ) 運 動 会							
(ロ) ハイキング							
(ハ) バレー試合							
(ニ) テニス試合							
(ホ) ビンボン試合							
(ヘ)							
(ト)							
(チ)							
備 考							

事業所 No.	
------------	--

VII 労働条件

イ 診療日及診療時間

1. ()曜日 (イ) 前後 ()時 ()分から前後 ()時 ()分まで
(ロ) 前後 ()時 ()分から前後 ()時 ()分まで
2. ()曜日 (イ) 前後 ()時 ()分から前後 ()時 ()分まで
(ロ) 前後 ()時 ()分から前後 ()時 ()分まで
3. ()曜日 (イ) 前後 ()時 ()分から前後 ()時 ()分まで
(ロ) 前後 ()時 ()分から前後 ()時 ()分まで

口 労働時間（規定）

1. 一般事務 (イ) 拘束^{前後}()時()分から^{前後}()時()分まで
(ロ) 休憩^{前後}()時()分から^{前後}()時()分まで
(ハ) 実働時間 1 日()時間 1 週()時間
(ニ) 休日 ○日曜 ○土曜半休 ○祭日 一月()日
2. 医 師 (イ) 拘束^{前後}()時()分から^{前後}()時()分まで
(ロ) 休憩^{前後}()時()分から^{前後}()時()分まで
(ハ) 実働時間 1 日()時間 1 週()時間
(ニ) 休日 ○日曜 ○土曜半休 ○祭日 一月()日

ハ 年次有給休暇（規定）

1. 一般年()日
2. 醫師年()日
3. 看護婦年()日

備考

二 生理休暇

1. 生理休暇の規定 ☐あり ☐なし ○(イ) 無給 () 日 ○(ロ) 有給 () 日 ()
又は率 ()

2. 生理休暇請求手続

備考

事業所 No.	
------------	--

3. 看護婦の労働時間

- (イ) 交替制 (1) () 交替 (2) 一交替 () 日
(ロ) 労働時間及休憩時間

	午前												午後												時	(イ)	(ロ)	時間	備考	
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11						12
(1)																											(イ)	(ロ)	時間	備考
(2)																											(イ)	(ロ)	時間	備考
(3)																											(イ)	(ロ)	時間	備考
(4)																											(イ)	(ロ)	時間	備考
(5)																											(イ)	(ロ)	時間	備考
(6)																											(イ)	(ロ)	時間	備考
(7)																											(イ)	(ロ)	時間	備考
(8)																											(イ)	(ロ)	時間	備考
(9)																											(イ)	(ロ)	時間	備考
(10)																											(イ)	(ロ)	時間	備考
(11)																											(イ)	(ロ)	時間	備考
(12)																											(イ)	(ロ)	時間	備考

備考

- (ハ) 他の組に交替する日の労働時間

[illegible]

事業所
No.

(=) 看護婦の休日

(1) 日 数 () 日 週に () 日又は ()

(2) 当 直 () 月 週に () 回
(日) (日)

備 考

(ホ) 看護婦の夜勤状況

○ずつと起きている。

○ () 時以後は寝ているが度々起きる。

○ () 時以後は寝ているが、めつたに起きることはない。

○その他 ()

備 考

(ハ) 賃 金

1. 賃金形態 ○ 種別あり ○ 種別なし

2. 賃金の決定規準

(イ) 初 任 給

(1) 事 務

(1) 決定規準 (年令、学歴、資格、経験等)	(2) 一 月 総 額
a	
b	
c	
d	
e	
f	

(2) 看 護 婦

(1) 決定規準 (年令、学歴、資格、経験等)	(2) 一 月 総 額
a	
b	
c	
d	
e	
f	

事業所
No.

(ロ) 昇 給

(1) 事 務

(I) 決 定 規 準	(II) 時 期	(III) 金 額 又 は 率
a		
b		
c		
d		
e		
f		

(2) 看 護 婦

(I) 決 定 規 準	(II) 時 期	(III) 金 額 又 は 率
a		
b		
c		
d		
e		
f		

(ハ) 早出、残業手当の額又は率

(1) 事 務 () (2) 医 師 ()

(3) 看 護 婦 ()

(ニ) 休日労働手当の額又は率

(1) 事 務 () (2) 医 師 ()

(3) 看 護 婦 ()

(ホ) 深夜業手当の額又は率

(1) 事 務 () (2) 医 師 ()

(3) 看 護 婦 ()

(ヘ) 宿直手当の額又は率

(1) 事 務 () (2) 医 師 ()

(3) 看 護 婦 ()

(ト) 特別勤務手当

(1) 医 師 () (2) 看 護 婦 ()

(チ) 給 与 総 額 (昭和25年2月現在) (院長を除く)

	(1) 給 与 総 額	(2) 支 給 勞 働 者 数
総 数		
男		
女		

(リ) 給与から控除されるもの。

○税金 ○健康保険 ○失業保険 ○食費 ○その他の経費 ○組合費 ○その他 ()

(ヌ) 実物給与 (1) ○あり ○なし (2) 品名 ()

(3) 回数年 () (4) 見積価格 () 円

二 停 年 制

1. 事務 男 () オ 女 () オ 2. 医師 男 () オ 女 () オ

3. 看護婦 () オ 婦長 () オ

備 考

事業所 No.	
------------	--

病院診療所女子労働実態調査

看護婦宿所訪問記録票 様式一D

調査年月日	調査者氏名	面接者氏名	
		1. 労働者側	2. 経営者側

I 事業所名 医院

II 看護婦の住居の種類

- イ、看護婦宿所として独立の棟(階)がある。
 ○ロ、事業場内に特定の部屋がきめてある。
 ○ハ、事業主の住居内に一定の部屋がきめてある。
 ○ニ、その他()

III 規模

イ、現在居住看護婦数()人

ロ、收容能力

(1) 居室の広さ

(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ) 計
畳	畳	畳	畳
室	室	室	室

(ホ) 備考

(2) 一室の人数

(イ) 多い室()人 (ロ) 少い室()人

(3) 收容能力()人

IV 生活施設

イ、居室

1. 暖房設備 (イ) 種類 ○火鉢 ○コタツ ○スチーム ○ストーブ ○湯タンポ ○その他
 (ロ) 個数()人 ()個
 (ハ) 費用負担 ○経営者全額 ○経営者一部負担 ○看護婦負担

2. 採光 (イ) 電燈のワット数()畳()ワット

3. 床の種類 ○(イ) 畳 ○(ロ) 板(ベット ○あり ○なし) ○(ハ) コンクリート(ベット ○あり ○なし) ○(ニ) その他()

備考

ロ、便所

1. 個数()所 計()個

2. 床の種類 ○板 ○コンクリート ○タイル ○その他

2. 手洗設備 (イ) 専用 ○あり ○なし (ロ) 種類 ○水道式 ○その他()

ハ、洗面所

1. ○専用 ○便所と兼用

2. 個数()所 計()個

3. 鏡 ○あり ○なし

事業所 No.	
------------	--

V 寄宿舎の管理 (I-イ及ロの場合のみ)

(イ) 寄宿舎規則 (1) ○あり ○なし (2) 制定年月 昭和()年()月

(ロ) 寄宿舎管理人

名称	人数			(ハ) 職務 (ニ) 兼任の場合の本務名	(ロ) 自治組織との関係
	総数	(イ) 専任	(ロ) 兼任		
1 男女				(1) 事務処理 (2) 寮生の生活指導	
2 男女				(1) 事務処理 (2) 寮生の生活指導	
3 男女				(1) 事務処理 (2) 寮生の生活指導	

備考

VI 自治組織 イ、○あり ○なし ロ、自治制実施年月 昭和()年()月

ハ、自治会規則 ○あり ○なし { (○) 寄宿舎規則の中に規定がある }
 { (○) ない }

ニ、自治組織のない場合

1. 共同生活の責任をもつもの() 2. 経営者側と連絡をとるもの()

備考

ホ、自治会の役員

名称	(イ) 人数	(ロ) 選出方法			(ハ) 職務上の地位
		(1) 選挙者	(2) 被選挙者	(3) 方法	
1. 委員長					
2. 副委員長					
3. 常任委員					
4. 委員					
5.					

ヘ、会議の種類

種類	(イ) 回数	(ロ) 運営上の性質
1. 火会		
2. 委員会		
3. 常任委員会		
4.		

ト、経営者側と自治組織との関係

事業所 No.	
------------	--

Ⅶ 寄宿舎生活の自由

(イ) 起床 (1) () 時 () 分 (2) () 時 () 分

(3) () 時 () 分

(ロ) 就寝 (1) () 時 () 分 (2) () 時 () 分

(3) () 時 () 分

(ハ) 門限 ☐あり ☐なし () 時 () 分

(ニ) 外出の手続 (1) 許可制 ☐あり ☐なし (2) 方法 ☐書類 ☐口頭 ☐その他 ()

(3) 届 先 ☐院長 ☐婦長 ☐事務所 ☐自治委員 ☐その他 ()

(ホ) 外泊の手続 (1) 許可制 ☐あり ☐なし (2) 方法 ☐書類 ☐口頭 ☐その他 ()

(3) 届 先 ☐院長 ☐婦長 ☐事務所 ☐自治委員 ☐その他 ()

(ヘ) 面会の手続 (1) 許可制 ☐あり ☐なし (2) 方法 ☐書類 ☐口頭 ☐その他 ()

(3) 手続先 ☐院長 ☐事務所 ☐自治委員 ☐その他 ()

ト 通信の手続 ☐自由 ☐制限あり

Ⅷ 寄宿舎の経費 (食費以外)

(イ) 経営者負担額 一月一人 () 円

(ロ) 看護婦負担額 一月一人 () 円

備考

事業所 No.	
------------	--

病院診療所女子労働実態調査

労働組合訪問記録票 様式一 E

調 査 年 月 日	調 査 者 氏 名	面 接 者 役 氏 名

I 概 況

イ 組 合 名

ロ 結成年月

ハ 加盟組織 ☐あり ☐なし (1) 全国組合の連合体名 ()

(2) 全国的組合 (イ) 全医療

(ロ) その他 ()

ニ 組合加入の資格

○1) 新規採用者は必ず組合に加入する。又退職者は自然組合を脱退する。

○2) 従業員は下記以外のものはすべて組合に加入する。

(イ) (ロ) (ハ) (ニ) (ホ)

○3) 新規採用者を含めて従業員の加入脱退はすべて自由。

○4) その他 ()

ホ 組 合 費 額又は率 ()

ヘ 組 合 規 約 ☐あり ☐なし

ト 労働協約 ☐あり ☐なし

II 組 合 員

	(イ) 総 数	(ロ) 男	(ハ) 女	(ニ) 備 考
(1) 組 合 員			1. 総 数 2. 看護婦	
(2) 全従業員				

III 組合の役員

(イ) 役員の種類	(ロ) 性別人数	(ハ) 役員の職能権限	(ニ) 任 期	(ホ) 職場における地位
	男 女			

IV 婦人対策機関 ☐あり ☐なし

イ ある場合 1. 名 称

2. 役 員

(イ) 種 別	(ロ) 数	(ハ) 職 能 権 限	(ニ) 組 合 役 員 と の 関 係	(ホ) 備 考

ロ 婦人対策機関のない場合

○全く必要ない ○女は無視されている ○それについて考えたことがない ○その他 ()

V 看護婦が組合に加入しない場合

1. 理 由

2. 看護婦の意見を反影させる方法

備考

昭和26年4月15日 印刷
昭和26年4月20日 発行

病院診療所の看護婦

東京都千代田区大手町1丁目17番地

編集兼
発行人 労働省婦人少年局

東京都中央区新富町1丁目7番地

印刷人 石井精一郎

東京都中央区新富町1丁目7番地

印刷所 安信舎印刷株式会社